

令和6年度 発注関係事務の運用状況等に関するアンケート
報 告 書

令和6年9月



目次

○調査概要	2
○企業の属性	3
○調査結果	
Ⅰ 都道府県建設業協会からの回答	
1. 公共工事の円滑な施工のための取組	5
2. 不調不落の状況	8
3. 工期設定の状況	12
4. 歩切りの状況	15
5. 資材価格の高騰による価格転嫁	16
6. 工事の性格や地域の実情に応じた適切な入札契約・総合評価方式の活用	17
7. 工事書類の簡素化・週休2日工事の実施・施工時期の平準化	20
8. 総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置	22
9. 地域の守り手として地域建設企業が直面する課題	23
Ⅱ 会員企業からの回答	
1. 運用指針の運用状況	25
2. 会員企業の現況	63
3. 地域建設業の持続性確保	70
4. 災害時における対応	75
5. 建設業界が抱える諸課題	77
6. インボイスへの対応状況	79
7. 電子契約への対応状況	84

調査概要

【調査の目的】

各都道府県協会や各都道府県協会所属の会員企業の状況や課題等を把握し、入札契約制度等の改善に係る要望等にあたっての基礎資料とすることを目的に調査を実施するもの。

【調査の内容】

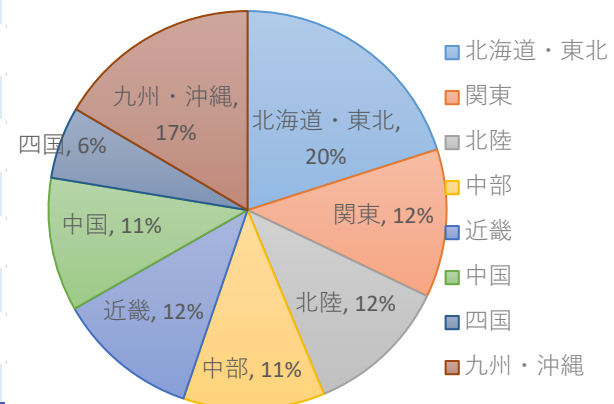
- ・各発注者における指針の運用状況
- ・会員企業の現況
- ・地域建設業の持続性確保
- ・災害時における対応
- ・インボイス対応状況
- ・電子契約の利用状況 等

【実施概要】

- ・調査期間 令和6年7月
- ・調査対象 47都道府県建設業協会及び会員企業
- ・回答数 47都道府県建設業協会
会員企業 計2,202社
- ・集計方法 都道府県建設業協会及び会員企業の回答をそれぞれ単純集計。
ただし、各設問における「不明」回答および未回答については集計数から一部除外。
※複数回答の設問については、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100%を超える場合あり。

企業の属性①

ブロック	都道府県	回答数	構成比
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	442	20%
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	265	12%
北陸	新潟、富山、石川	256	12%
中部	岐阜、静岡、愛知、三重	253	11%
近畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	254	12%
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	239	11%
四国	徳島、香川、愛媛、高知	129	6%
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	364	17%
計		2202	100%



※ブロックは地方整備局単位で区分（新潟県は北陸ブロックに区分）しています。

【資本金別】

資本金	回答数	構成比
10億円以上	25	1.1%
1億円以上 10億円未満	114	5.2%
5,000万円以上 1億円未満	364	16.5%
3,000万円以上 5,000万円未満	609	27.7%
1,000万円以上 3,000万円未満	995	45.2%
1,000万円未満	93	4.2%
個人	2	0.1%
計	2,202	100%

【売上高別】

売上高	回答数	構成比
100億円以上	84	3.8%
50億円以上 100億円未満	83	3.8%
10億円以上 50億円未満	638	29.0%
5億円以上 10億円未満	409	18.6%
2億円以上 5億円未満	523	23.8%
2億円未満	465	21.1%
計	2,202	100%

【従業員数別】

従業員数（常勤役員含む）	回答数	構成比
200人以上	71	3.2%
100人以上 200人未満	100	4.5%
50人以上 100人未満	306	13.9%
30人以上 50人未満	407	18.5%
10人以上 30人未満	880	40.0%
10人未満	438	19.9%
計	2,202	100%

企業の属性②

【国土交通省ランク別】

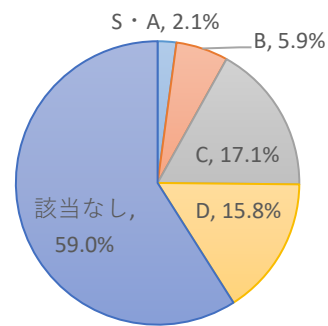
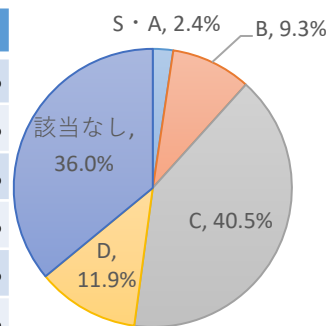
(土 木)

ラ ン ク	回答数	構成比
S・A	52	2.4%
B	205	9.3%
C	891	40.5%
D	262	11.9%
該当なし	792	36.0%
計	2,202	100.0%

(建 築)

ラ ン ク	回答数	構成比
S・A	47	2.1%
B	131	5.9%
C	376	17.1%
D	349	15.8%
該当なし	1,299	59.0%
計	2,202	100%

(国土交通省・土木) (国土交通省・建築)



■ S・A ■ B ■ C ■ D ■ 該当なし

■ S・A ■ B ■ C ■ D ■ 該当なし

【都道府県ランク別】

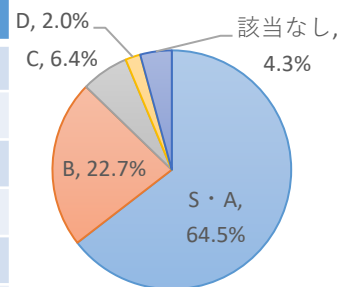
(土 木)

ラ ン ク	回答数	構成比
S・A	1,421	64.5%
B	500	22.7%
C	142	6.4%
D	45	2.0%
該当なし	94	4.3%
計	2,202	100%

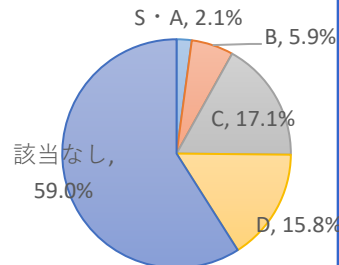
(建 築)

ラ ン ク	回答数	構成比
S・A	47	2.1%
B	131	5.9%
C	376	17.1%
D	349	15.8%
該当なし	1,299	59.0%
計	2,202	100%

(都道府県・土木)



(都道府県・建築)



■ S・A ■ B ■ C ■ D ■ 該当なし

■ S・A ■ B ■ C ■ D ■ 該当なし

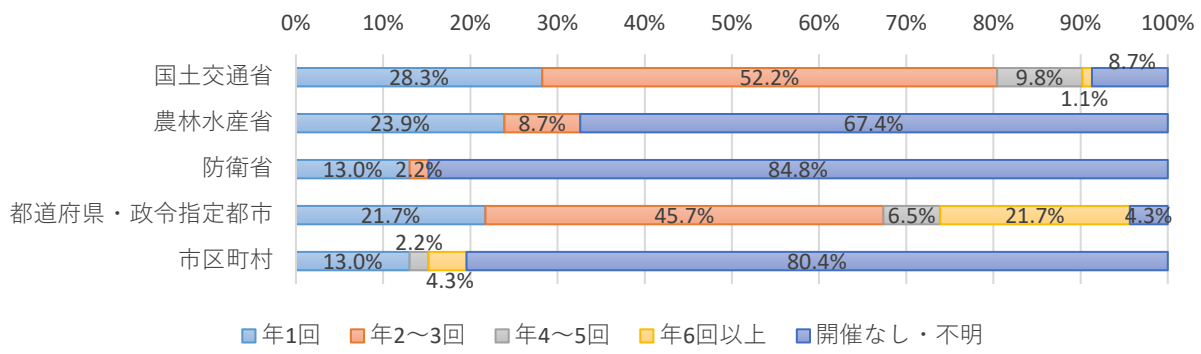
調査結果 I 都道府県建設業協会からの回答

1. 公共工事の円滑な施工のための取組

Q1 各発注者と貴協会との意見交換会は、年にどの程度の頻度で開催されていますか。発注者毎にお答えください。

○発注者との意見交換会の開催頻度は、国土交通省で「年1回」(28.3%)・「年2~3回」(52.2%)・「年4~5回」(9.8%)・「年6回以上」(1.1%)で合わせて9割強、都道府県・政令指定都市で「年1回」(21.7%)・「年2~3回」(45.7%)・「年4~5回」(6.5%)・「年6回以上」(21.7%)で合わせて9割台半ばが毎年開催している。市区町村では開催している状況が19.5%と低い状況となっている。

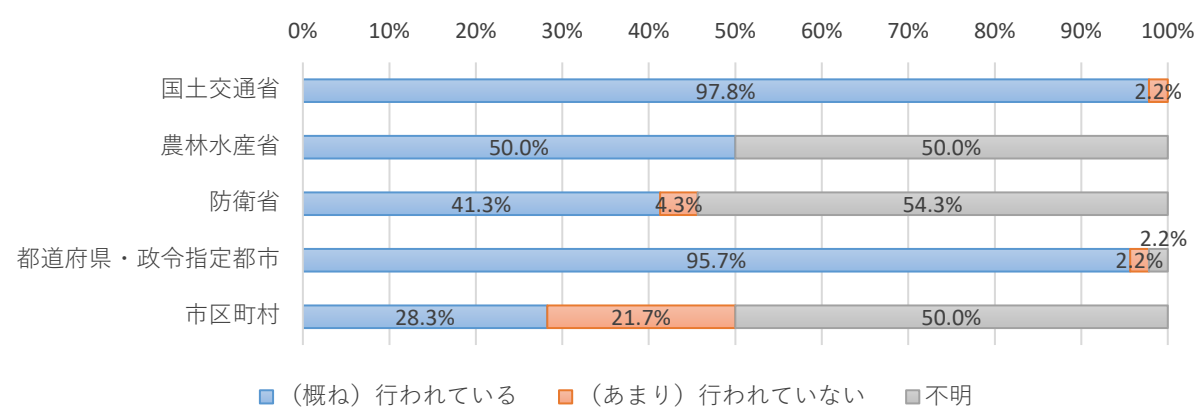
発注者との意見交換の開催状況



Q2 発注見通しの公表は、適切な内容や頻度で行われていますか。発注者毎にお答えください。

○発注見通しの公表で「(概ね)行われている」の割合は
 国土交通省 (97.8%)
 都道府県・政令指定都市 (95.7%)
 市区町村 (28.3%)
 となっており、市区町村では適切な内容や頻度で行われている割合が低い。

発注見通しの公表



Q3 公共工事の円滑な施工にあたり、課題となっていることは何ですか。発注者毎にお答えください（該当項目5つまで）。

○国土交通省で課題となっているのは

- 「設計図書と現場の不整合」 (87.2%)
- 「現場の状況に合った積算」 (70.2%)
- 「支障物に係る関係者との事前調整」 (70.2%)
- 「各種協議の迅速化」 (55.3%)
- 「適切な設計変更」 (53.2%)

の順となっている。

○都道府県・政令指定都市で課題となっているのは

- 「現場の状況に合った積算」 (74.5%)
- 「設計図書と現場の不整合」 (72.3%)
- 「適切な設計変更」 (68.1%)
- 「支障物に係る関係者との事前調整」 (59.6%)
- 「各種協議の迅速化」 (57.4%)

の順となっている。

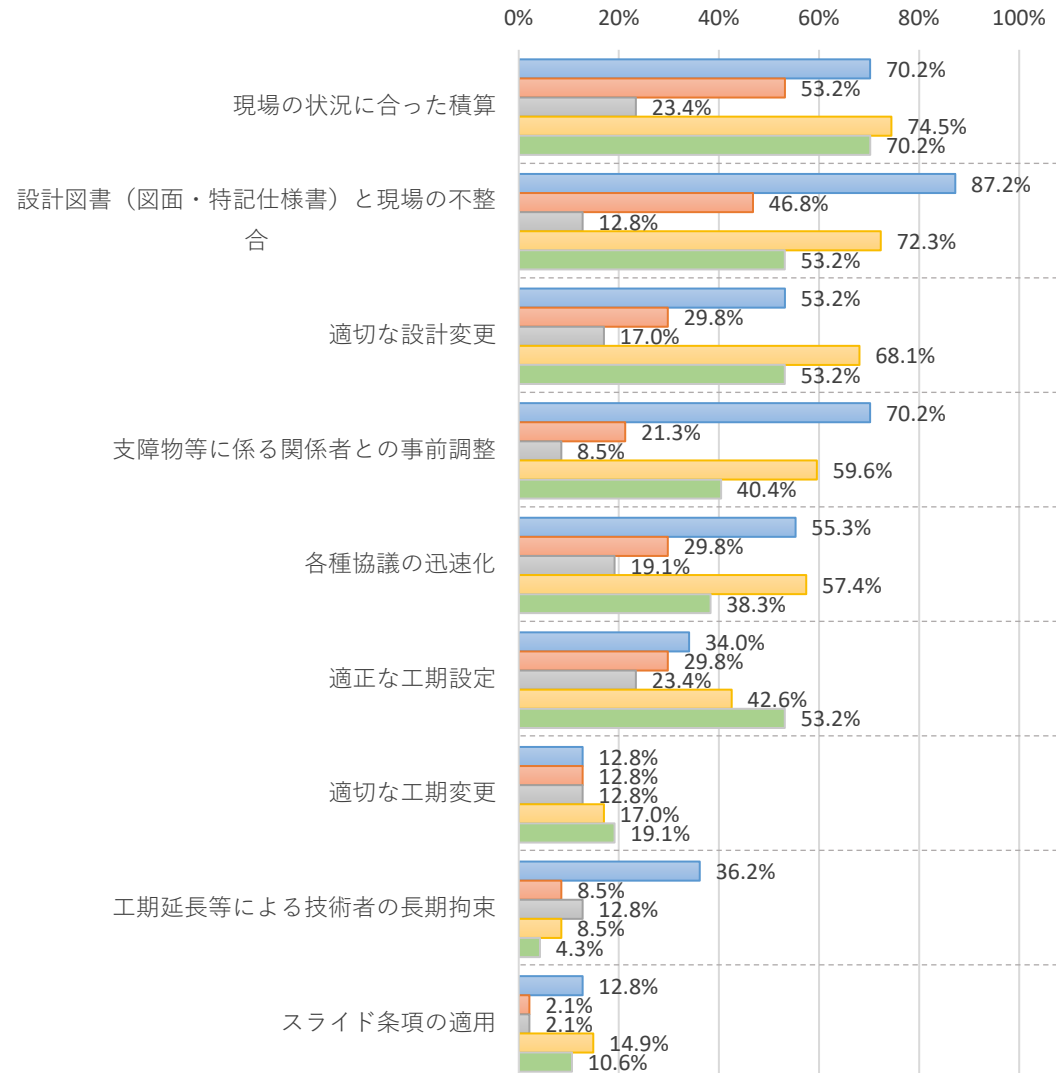
○市区町村で課題となっているのは

- 「現場の状況に合った積算」 (70.2%)
- 「設計図書と現場の不整合」 (53.2%)
- 「適切な設計変更」 (53.2%)
- 「適正な工期設定」 (53.2%)
- 「支障物に係る関係者との事前調整」 (40.4%)

の順となっている。

各発注者で順序に多少の違いは見られるが、上位5項目は同じ結果となっている。

円滑施工にあたっての課題



Q4 公共工事の円滑施工の現状や課題・意見・提言など自由にご記入ください。

(関係機関との未協議・未調整)

- どの発注者も、占有者や埋設物に関する協議が遅れている。
- 多くの発注機関が設計、用地確保などの時間がなく、そのしわ寄せが工事請負業者にのしかかっている。
- 設計段階における工事支障物の調査不足(発注者・コンサル両者)、地元関係者への説明不足、関係機関との調整未了、用地買収が完了していない段階での発注等の事案がある。工事着手の遅延は工期に影響を与え、受注者にしわ寄せがきてしまう。
- 関係機関との調整未了等の理由により契約後もしばらく着工できない工事が多く、工期の確保が課題となっている。市町村の中には品確法の運用指針と沿わない自治体もあり大きな課題となっている。
- 県、市町村において、関係機関と協議未了や設計が現場に適合していない等の理由により、契約後しばらく着手できない工事があり課題となっている。特に学校などの教育施設で事前調整の未了がある。
- 支障物等の事前調整が徹底されず、工期を圧迫している。

(設計図書と現場の不整合)

- 国発注の概略発注工事において、特記仕様書に記載された期日までに設計ができあがらず、契約後しばらく着手できない工事が多い。
- 設計と現場の不整合や支障物件対応の不備により大幅な着手の遅延、工期の大幅延期、技術者の長期拘束が発生し生産性が向上しない。
- 設計不備により各種協議事項が多数発生することによる受注者の業務量が増加している。
- 概略発注は内容変更のための再検討による遅れなど、工程に影響を与える場合がある。
- 設計図書と現場の不整合により、設計変更の協議、資料作成に不測の日数を要し、工事着手の遅れ、中断となる工事が散見される。これにより技術者が長期拘束される場合がある。
- 施行条件が現場と違うため、変更協議などで大幅な工期延長になる。職員の拘束時間が長くなり、生産性が下がり企業利益が減る。
- 国の工事で、ほとんどの工事が工期延長になり、技術者が長期にわたり拘束されている。

(現場の状況と積算の不整合)

- 県、市町の工事で、小規模工事が多いため、積算(歩掛り)との不整合が見られる。
- 特に市町村の建築工事において、価格が合わず不調案件が頻発している。
- 施工パッケージで積算すると小規模工事の場合、実際との乖離が大きいいため、小規模工事に合うようなパッケージを設定してほしい。

(発注者の経験、能力、予算の問題)

- 市町村については職員の知識や経験の不足等により適切に設計変更が行われなことがあり、債務負担行為の活用も少ない。
- 市町村は総じて、工期と金額のことばかりで施工技術的なことに対する能力不足である。
- 市町村においては、予算に限りがあり、変更契約(増額)に時間がかかる。
- 予算上の理由で、変更契約してもらえない。

(その他)

- 「現場の状況にあった適正な予定価格の設定」「適切な設計変更」「発注・施工時期の平準化」「ワンディレスポンス」等の対応を十分理解していない発注者が依然多い。
- 国の工事で、余裕期間が発注者の調整等に使用されており、施工者の都合で使えない。
- 市町村発注工事における週休2日に対応した工期設定、積算がされていない。
- 週休2日工事は経費の補正率が低い。労務単価、補正係数、一般管理費、現場管理費の大幅な引上げなど、抜本的な積算体系の見直しが必要である。
- 入札時積算数量活用方式が取り入れられていない市町村が多く、参考数量書の数量が少なくても金額変更はなく業者負担となっている。
- 北海道開発局では、令和6年度に「適正な工期設定」、「条件明示の徹底」、「工事書類の簡素化」、「相談窓口の設置」の取組を強化することとしており、更なる品質確保、生産性の向上が期待される。

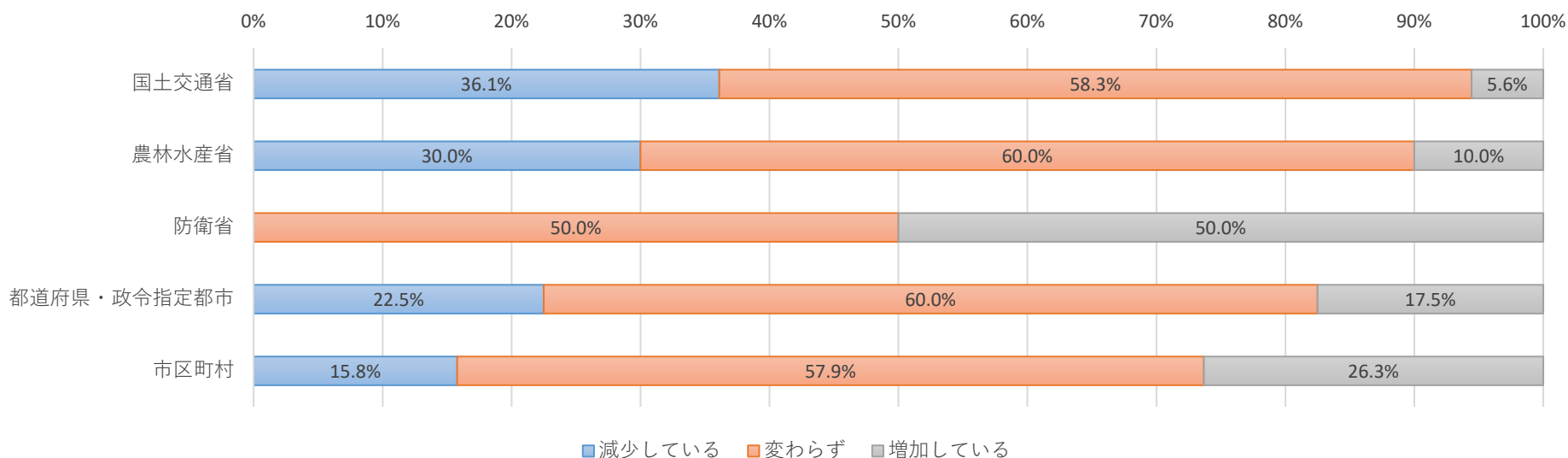
2. 不調不落の状況

Q5 入札の不調・不落の発生件数は増加していますか。発注者毎にお答えください。

○不調・不落の発生件数については、国土強靱化5か年加速化対策を推進しているところであるが、発生件数は「減少している」「変わらず」の合計が「増加している」を上回り、各発注者においては、不調・不落が少ない傾向が継続している。特に国土交通省、農林水産省、都道府県・政令指定都市においては「減少している」傾向が「増加している」傾向を上回っている。

	(減少している・変わらず)	(増加している)
国土交通省	94.4%	5.6%
農林水産省	90.0%	10.0%
防衛省	50.0%	50.0%
都道府県・政令指定都市	82.5%	17.5%
市区町村	73.7%	26.3%

不調・不落の発生件数



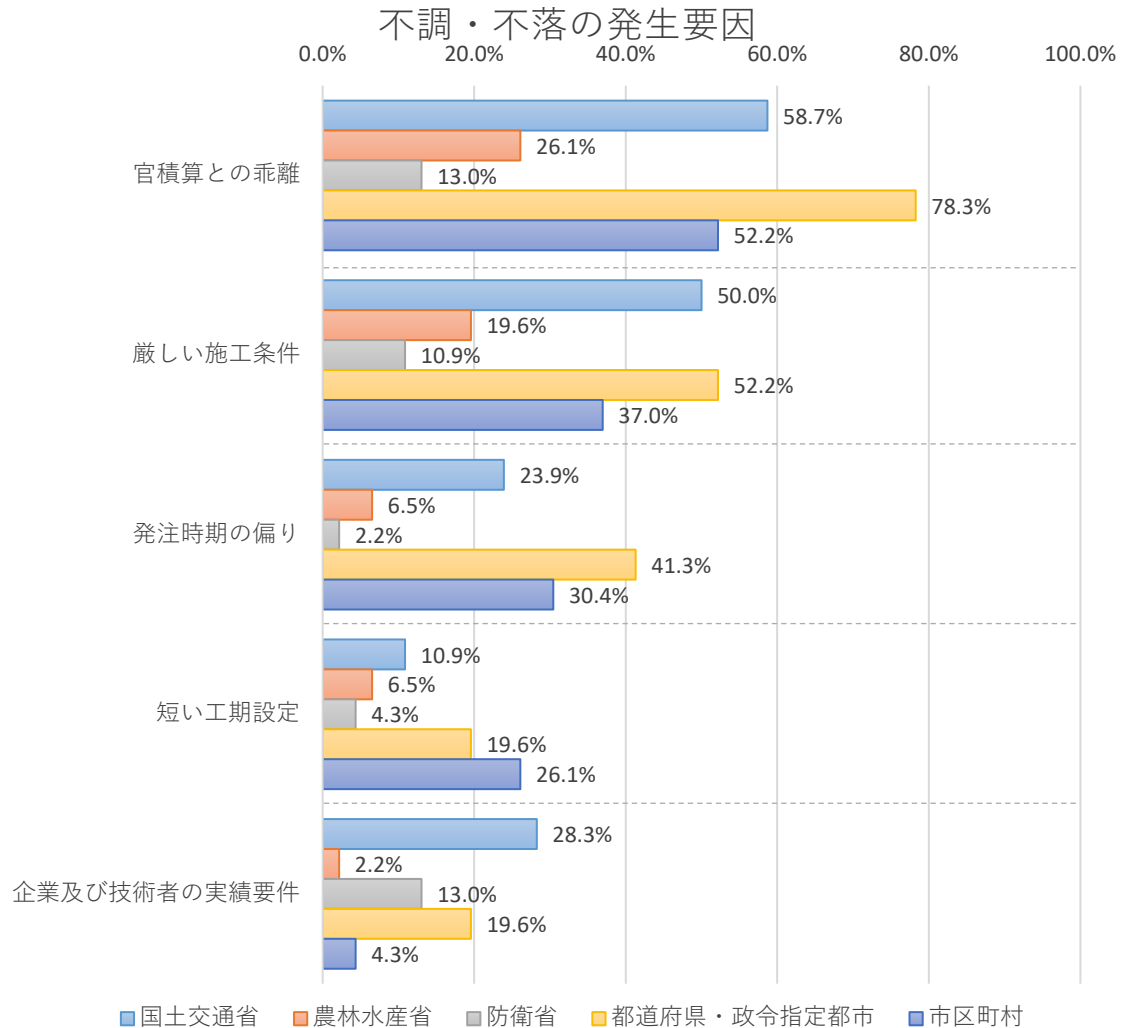
Q6 不調・不落の発生要因として考えられるものは何ですか。発注者毎にお答えください。（複数回答可）

○国土交通省の発生要因は
 「官積算との乖離」 (58.7%)
 「厳しい施工条件」 (50.0%)
 「企業及び技術者の実績要件」 (28.3%)
 の順となっている。

○都道府県・政令指定都市の発生要因は
 「官積算との乖離」 (78.3%)
 「厳しい施工条件」 (52.2%)
 「発注時期の偏り」 (41.3%)
 の順となっている。

○市区町村の発生要因は
 「官積算との乖離」 (52.2%)
 「厳しい施工条件」 (37.0%)
 「発注時期の偏り」 (30.4%)
 の順となっている。

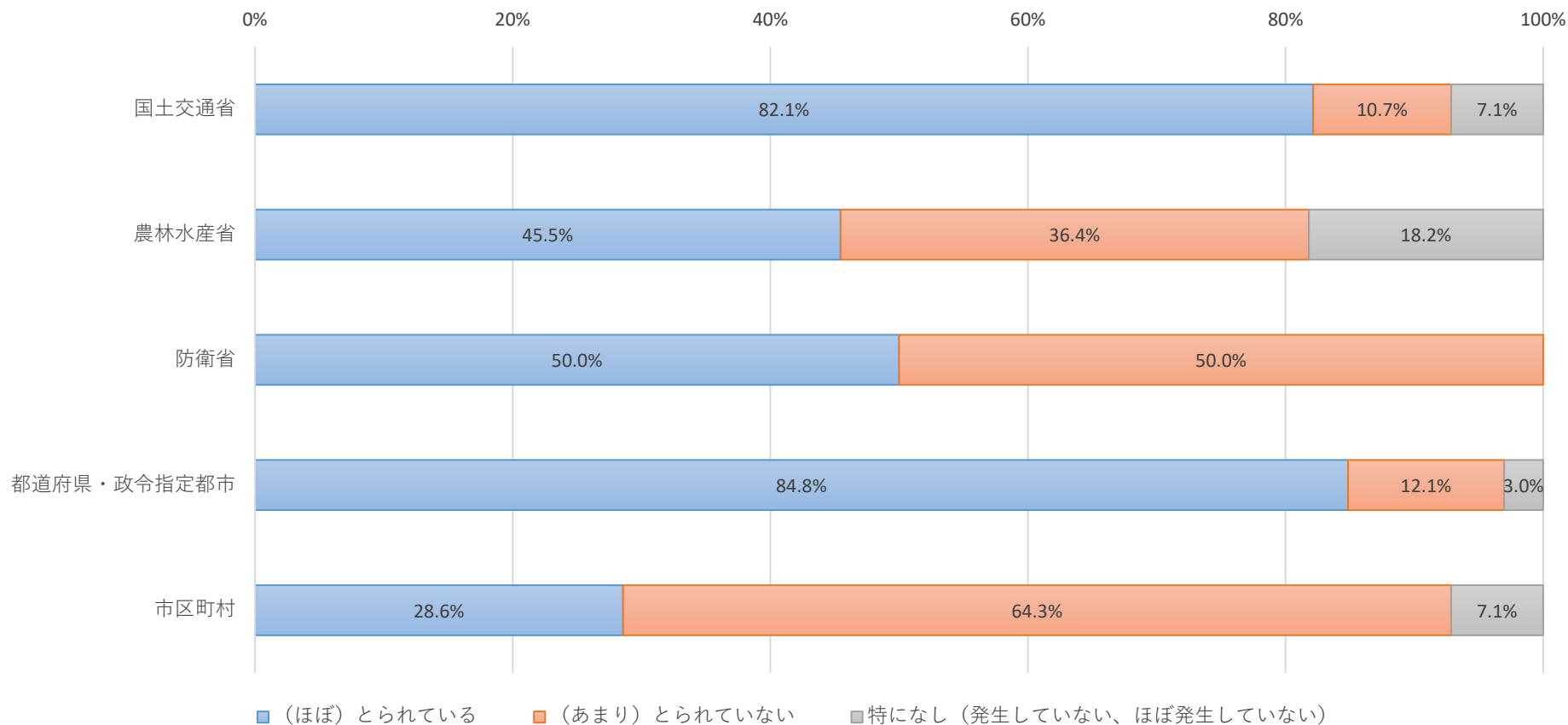
各発注者とも「官積算との乖離」、「厳しい施工条件」の順になっている。3番目の要因として、国土交通省では「企業及び技術者の実績要件」が、地方公共団体では「発注時期の偏り」となっている。



Q7 不調・不落だった工事では見積りの活用などによる予定価格の適正な見直しや随意契約の活用などの対応がとられましたか。発注者毎にお答えください。

○不調・不落だった工事での見積りの活用などによる予定価格の適正な見直しや随意契約などの対応について、国土交通省、都道府県・政令指定都市では「（ほぼ）とられている」が8割強となっている。一方、市区町村では3割弱となっている。

予定価格の見直しや随意契約の活用



Q8 不調・不落の発生状況や発生要因など自由にご記入ください。

(官積算との乖離)

- 事前見積と官積算が乖離している。厳しい施工条件が予想される。
- 不調の工事は、仮設や施工条件が十分に積算されていないケースが多い。また、そもそも仮設、積算、工期設定が厳しいケースがある。
- 特に建築工事では資材価格高騰や人手不足などにより積算との乖離が大きい。
- 物価資料などに載っている単価と、実勢価格に大きな乖離がある。その案件に見合った単価を採用していただきたい。そのために、見積を用いた、設計金額の算定をお願いしたい。
- 予定価格と実勢価格との乖離、適正工期の確保が必要である。

(施行条件と積算の不整合)

- 厳しい施工条件が官積算との乖離を発生させている。
- 現地と積算内容と整合していない。

(発注時期の偏り)

- 予算の関係上、国の工事の発注が早く、市町の発注が遅くなるため、市町工事の不調が起りやすい。
- 発注時期が繁忙期であり、受注企業の技術者不足と重なり入札参加者がいないケースや、配置技術者が長時間拘束される工期が長い工事で、かつ工事個所が点在する工事、工事実施に当たって地元調整や協議を要するケースで不調が発生していると思われる。
- 発注時期の集中、官積算との乖離の事例が散見される。
- 官積算と乖離、専門業者不足、同種工事の発注時期の集中等により、県の農林土木工事で今後、不調の発生が増加すると思われる。

(その他)

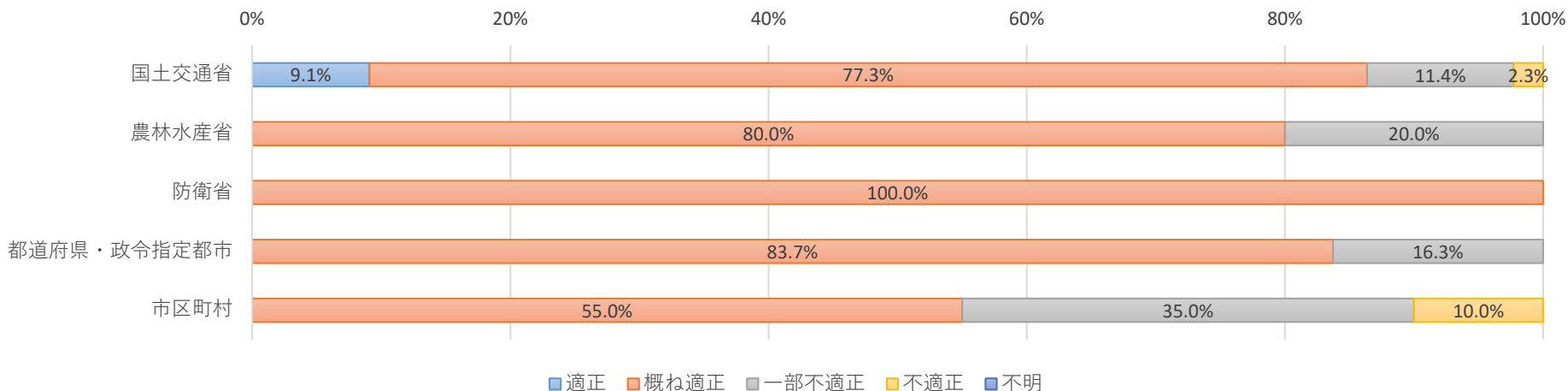
- 発注ロットが小さく、適正な利潤が見込めない。
- 予定価格の上限拘束がある限り不調・不落はなくなる。
- 特に市町村発注工事は設計及び積算や支障物件事前協議など発注時に不明瞭な部分が多いことや災害復旧工事などで入札参加意欲が低下している。小ロット工事での利益率の低さも要因となっている。
- 災害復旧工事の本数が多く、技術者の配置が困難である。
- 技術者不足により受注量を制約せざるを得ない。
- 担当者が経験不足。適正な積算・予定価格の作成ができない。

3. 工期設定の状況

Q9 現場の状況等を踏まえた適正な工期が設定されていますか。発注者毎にお答えください。

○適正な工期の設定について、「適正」、「概ね適正」の合計割合は国、都道府県・政令指定都市では8割を超えている。一方、市区町村では5割台半ばとなっている。

適正な工期の設定



Q10 (国土交通省) 「一部不適正」「不適正」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- 他工事との工事調整が取れていないにもかかわらず、追加特記で施工時期を明示している。
- 関係機関協議の未了や受注後の受注者の責によらない条件変更が生じる場合が多々ある。
- 他工事との調整ができておらず、適切な工期で施工できない。
- 工期が伸びても増加費用をみてもらえない。
- 前年度予算での発注のため、年度をまたぐ工期延期ができない。
- 冬季の施工不可能時期を考慮すると適正とはいえない工期設定が散見される。

Q11 (農林水産省) 「一部不適正」「不適正」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- 限定工期内での施工完了が困難であるため。
- 圃場整備工事では、工事期間に制約(収穫後から作付前まで)があり、天候による作業休止が続くと工期変更も厳しく、休日作業となる場合がある。
- 田んぼ等の工事可能日を考慮すると不適正となる場合がある。

Q12 (都道府県・政令指定都市) 「一部不適正」「不適正」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- そもそもが協議が整っていない場合の発注も多く、工事にかかれずにそのまま時間だけが過ぎる場合もある。
- 地元合意が得られていないため、着手時期が遅れる。
- 河川工事の工期は非出水期に限定され、また、繰り越しも翌年までと工期が制約される。さらに、週休二日制への対応やこの4月から適用された労働時間の上限規制による制約、天候に左右される現場等、厳しい条件下での施工を強いられている。結果として、作業日数を確保するため、休日の作業もやらざるを得ない状況。河川工事における工期については、現場に合わせた適正な工期設定をするべきである。
- 支障物件が処理されていないのに発注される場合がある。
- 現場に関する調整が不十分である。
- 夏休み期間を工期とした学校の工事は工期が不足するケースが多い。
- 出水時期や冬季期間を考慮せずに発注されており、東北では4月～6月に一番気候も良く仕事ができる環境にあるが、その時期に工事に取りかかれないことがある。
- 工期末が年度末になる工事で再繰越が出来ないため厳しい工期となる場合がある。

Q13 (市区町村) 「一部不適正」「不適正」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- 他工事との調整ができておらず、現場にすぐに着手することができない。
- 地元合意が得られていないため、着手時期が遅れる。
- 現場の調整が不十分である。
- 繰越手続きの議会承認が困難という理由で厳しい工期での発注を行う市町村がある。
- 債務負担行為の活用、週休2日工事への対応が遅れており、適正な工期が確保されていない場合がある。
- 週休2日の対応がなされていない。

Q14 工期設定に関する課題・意見・提言など自由にご記入ください。

(関係機関と未協議・未調整)

- 関係機関との調整未了や詳細設計未完了のため、契約後もしばらく着手できないことが理由の場合であっても、発注年度、予算の関係で年度を跨いだ工期延期ができない場合がある。
- 特に学校の工事において、学校また教育委員会と発注者の協議が不十分で、学校行事の都合により工事が止まり、工期が不足する。また、夏休み期間での発注が多く適正な工期が確保されないケースがある。
- 工事内容（地域特性、支障物）を踏まえた工期設定をしてほしい。
- ほとんどの場合は工事の状況により工期の変更は認められるが、工期延期は受注者の経費増加につながり、最終的には利益を圧迫するため、受注後速やかに着手が可能かつ支障物件や変更内容が少なくなるように適切な設計、事前の関係機関との調整を求める。
- 工期の適正化は進んでいるが非出水期や農業者・漁業者との調整により施工期間が限られる場合があり工事量に見合った期間が確保されていない工事もある。受注後の設計変更や支障物件の移設、近接工事との調整のため工事着手できず工期延期が望ましいが繰越ができませんに困難な工程や人員配置を要する現場がある。

(週休2日未考慮)

- 国や県では週休2日をふまえた工期設定がなされているのに、工期延長が多いということは、設定を変える必要がある。
- 一部の市町村で週休2日制が徹底されていない。
- 週休二日制や時間外労働の上限規制に伴う工期設定をされていないと推測される市町村工事案件が見受けられる。

(債務負担、繰越工事の活用)

- 債務負担行為の活用、河川工事の濁水期施工など現場条件を考慮した工期設定が必要である。
- 市町では繰越活用等の柔軟な予算対応が遅れているように感じる。
- 繰越や翌債の設定された工期のため、以前に比べると適正に近いと感じる。

(現場条件)

- 実施工の際は不可能に近いパーティー数による積算にて工期を圧縮した設計となっている案件が見受けられた。
- 全体としては以前に比べると工期の適正化は進んでいるが、市町村は相変わらず適正な工期設定がなされていない案件がある。
- 河川の水位上昇・濁水期、畑や水田における農繁期、河川における漁期などの影響で工事の多くが10・11月から3・4月施工となっている。舗装などは年間を通じてそのような影響が少ない。発注時期、施工時期を考慮した入札を行うべきである。

(その他)

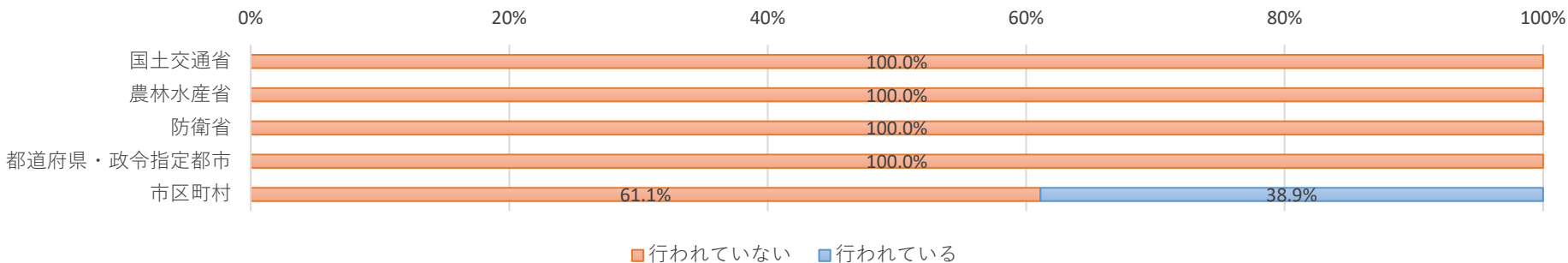
- 工期は柔軟な対応が増えている。熱中症対策や大雪、災害対応及び家畜伝染病対応などでは更なる工期延長の適正化を進めてほしい。
- 国土交通省と県は余裕工期の活用が進んでいる。
- 国土交通省発注工事で再測量や再設計が必要な工事があり、工期にしわ寄せがある。
- 民間建築工事では、適正工期が確保されていない場合が多い。

4. 歩切りの状況

Q15 歩切りの状況についてどのようになっていますか。発注者毎にお答えください。

○歩切りについては、国、都道府県・政令指定都市では「行われていない」となっている。また、市区町村では「行われていない」が6割強にとどまっている。

歩切りの状況



Q16 歩切りの状況について課題・意見・提言など自由にご記入ください。

(建築工事)

- 建築工事においては歩切りが行われているように思える。
- 不調が続いている建築工事においては、そもそも金額を積み上げる設計段階において歩切りが行われていると類推できる。最終的な設計金額が現実と乖離している。
- 市の建築は物価変動に追いついていない。

(その他)

- 明確な歩切りは行われていないものの、ランダム係数は結果的には、歩切りと同様の仕組みになっている。
- 会員から、一部の市町村で行われているとの情報がある。
- 材料費の見積徴取に際して、特別資材調査を実施しているが、この調査により計上されている単価では市場で調達できない材料がある。
- 県、市町村では、予算ありきで外注見積もりを現実離れした掛け率で積算採用している。歩切ではないかもしれないが、見積査定という名目の実質的歩切が存在する。
- 発注者の技術職員不足の影響もあると思うが、積算の中身が分かっていないため適正かどうかの判断が出来ていない場合がある。

5. 資材価格の高騰による価格転嫁

Q17 資材価格の高騰による価格転嫁について課題・意見・提言など自由にご記入ください。

(スライド条項に関すること)

- スライド条項は購入証明など受注者の事務作業の負担が大きいが、必ずしも対応してもらえる訳ではない。
- スライドについて、より簡素な制度設計を望む。変動額が対象工事の1%までは受注者の負担となり、1%を超える部分をスライド増額するルールになっているが、全額対象としてほしい。
- 公共工事のスライド条項では請負金の1.0%もしくは1.5%を上昇分から差し引くことになっている点を止めてほしい。
- 価格転嫁に関する問題は聞かない。一方、スライド条項は手続きが煩雑であり、1%業者負担もあるため上断念するケースが多い。
- スライドの申請が手間である。市町村においては、材料単価が古いものを使っているため、最新の単価にする必要がある。
- 現状のスライド条項では対応できない。工期が長い案件では高騰予測がつけられずに受注を躊躇する場合もある。
- 単品スライド等の作業手間を掛けずに当初設計書の出来高を除き単価のみ変更してほしい。
- 資材については注文書を交わして決定するので、入札から落札決定に時間がかかるほど乖離する。単品だけでなく経費も入れてほしい。

(設計時期と施工時期の価格差)

- 設計段階よりも急激に資材等の価格が上昇しているため、発注段階において、現実と乖離している設計金額となる。
- 実勢価格が改訂された後に、公共積算単価の改訂までのブランクを短縮してほしい。
- 積算単価と実際の現場着単価との差がある。
- 積算単価と実勢価格とで乖離があり、現状は受注者が負担している。価格の見直しにタイムラグがある。業者見積で対応してほしい。
- 急激な価格高騰による価格転嫁等に苦労している。

(価格への反映遅延)

- 物価資料への反映が遅すぎる。調査方法や委託先の選定ルールなどを見直す必要がある。
- より迅速に価格転嫁が行われるよう、制度設計の見直しが必要である。
- 頻度を上げて単価改定されているが、取引実績に基づく改定のため、急激な高騰には対応できない場合がある。

(民間工事)

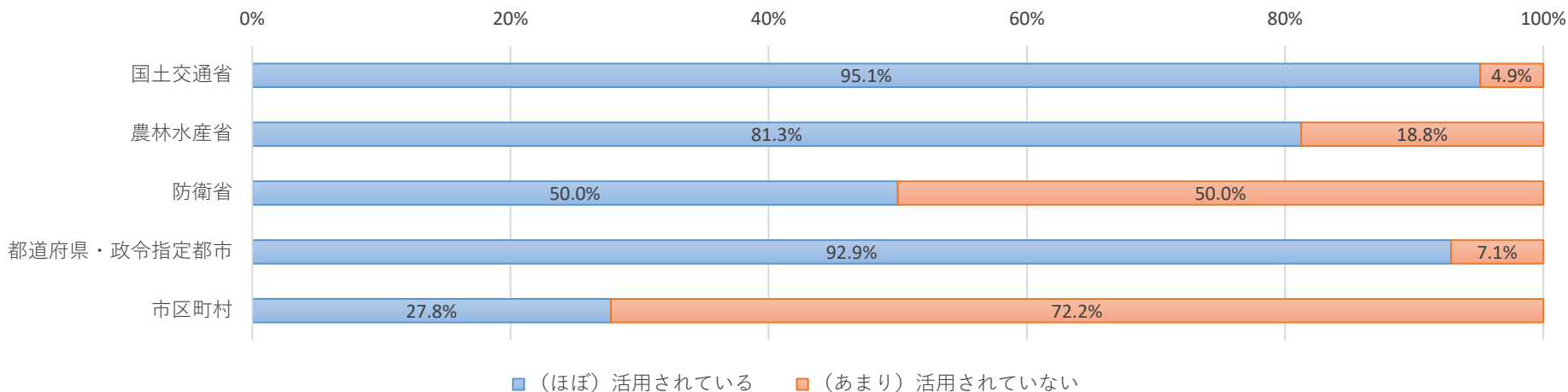
- 民間工事では価格転嫁が難しい。

6. 工事の性格や地域の実情に応じた適切な入札契約・総合評価方式の活用

Q18 入札契約について、工事の性格や地域の実情などに応じた適切な入札契約・総合評価方式が選択・活用されていますか。発注者毎にお答えください。

○「(ほぼ)活用されている」が、国土交通省、農林水産省、都道府県・政令指定都市では8割を超え、防衛省では5割を占めている。一方で、市区町村では3割弱となっている。

適切な入札契約方式の選択等



Q19、20、21 (国土交通省・農林水産省・防衛省) 「(あまり)活用されていない」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- 施工実績の条件が、地域の実情に合致していない。
- 圃場整備等特有の時期、また、施工実態と合わない積算であったりとする場合がある。
- 地元企業が参入しやすい参加要件が必要である。
- 表彰や施工実績の評価項目に問題があるため、受注者に偏りが生じている。

Q22 (都道府県・政令指定都市) 「(あまり)活用されていない」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- 現場実態を把握されないままの発注等が見受けられる。
- 表彰や施工実績の評価項目に問題があるため、受注者に偏りが生じている。
- 近年は、工事金額の減少傾向により、1億円以上の受注経験や橋梁工事等の受注経験が無くなりつつある。

Q23 (市区町村) 「(あまり)活用されていない」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- 総合評価方式を導入していない、または、導入しても一部の工事のみで活用されている。
- そもそも総合評価方式採用の工事金額が高く設定されており、案件自体も少ない。
- 市町は工事発注ロットが小さく件数も多いので総合評価方式になじまないものが多く、発注ロットを大きくする等の必要がある。
- 総合評価方式の適用工事が少ない。
- 工事規模が小さく総合評価落札方式の工事は非常に少ない。
- 市区町村において総合評価方式がほとんど採用されていない。いまだに指名競争入札が主流で、一般競争入札では価格競争となっている。
- 小規模な町村では、技術職員が少なく活用が進んでいない。
- 担当者の負担が大きく、経験不足もある。
- 役場の技術力不足により、活用されていない。
- 一般競争がほぼないのが現状である。
- 一部の市町村で独自のルールを採用している。

Q24 多様な入札契約方式の選択・活用について改善状況や課題・意見・提言など自由にご記入ください。

(地元企業の参入促進)

- 防衛省やNEXCO発注工事においては、地元企業が参画できる工事が少ない。地元企業が参画できるように入札条件の緩和を期待する。
- 技術者の不足や高齢化により、応札できる案件が年々減ってきている。配置技術者の実績の有無を緩和してほしい。
- 総合評価の加点では、若手や女性の活用については、地域企業の実情を考慮した柔軟に運用してほしい。

(受注企業の偏り)

- 総合評価落札方式には多数の調達方式があるため複雑になっており、仕事を受注している企業が偏り、新規参入がしづらい。
- 総合評価落札方式において工事実績(成績)に偏重した評価内容となっており、格差が生じている。
- 災害時対応のため地方の僻地でも建設業は必要。総合評価方式だと殆ど受注できない企業も多く、事業継続を危惧する。

(評価項目)

- 総合評価方式を導入し、実績、地域精通度、教育制度(CPDS)、CCUS登録状況などを評価する自治体は増えた。しかし、CPDSやCCUSは登録の有無だけの評価で、点数の差がつきにくくなっている。
- 「工事の性格や地域の実情」というよりもむしろ、労働福祉関係の評価などに重きを置いているように感じる。
- 昨年9月より「変動型調査基準価格」制度を導入している自治体があるが、一部には、企業の利益が得られない額での受注が発生しており、職員の給与UPやダンピング受注防止の方針に逆行している。また、落札率も前年より低下傾向であり、問題である。

(市町村へ未浸透)

- 人員不足や技術的なことからかもしれないが、総合評価方式は市町では進んでいない。
- 市の総合評価方式はほとんどない。また工事成績評定の採点基準等が不透明である。
- 市町では総合評価方式の入札はほとんど行われていない。
- 市町村工事への徹底が必要である。
- 特に市町村においては、まだまだ地域を考慮した総合評価方式が採用されず、価格だけの競争となっている。

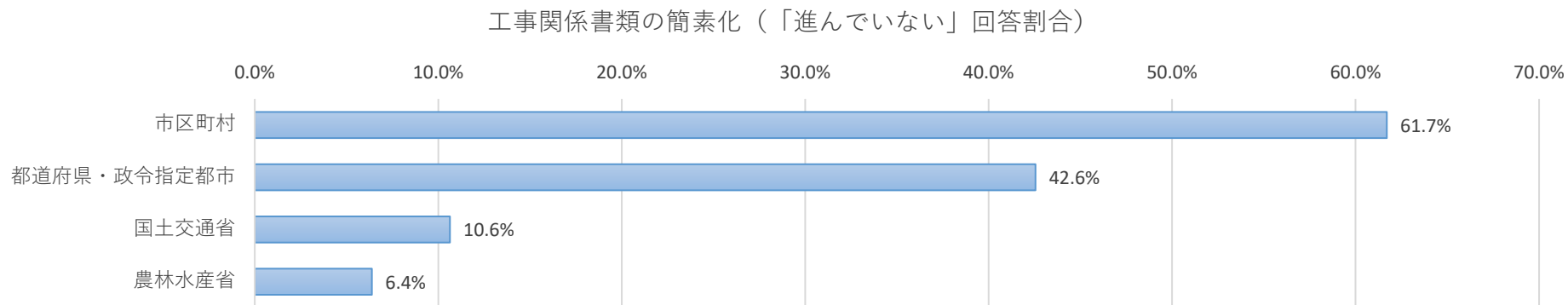
(その他)

- 北海道開発局や北海道建設部では、年に数回、全道の地方建設協会と意見交換会を開催し、地域の意見を取り入れた入札契約方式の設定等に取り組んでいる。

7. 工事書類の簡素化・週休2日工事の実施・施行時期の平準化

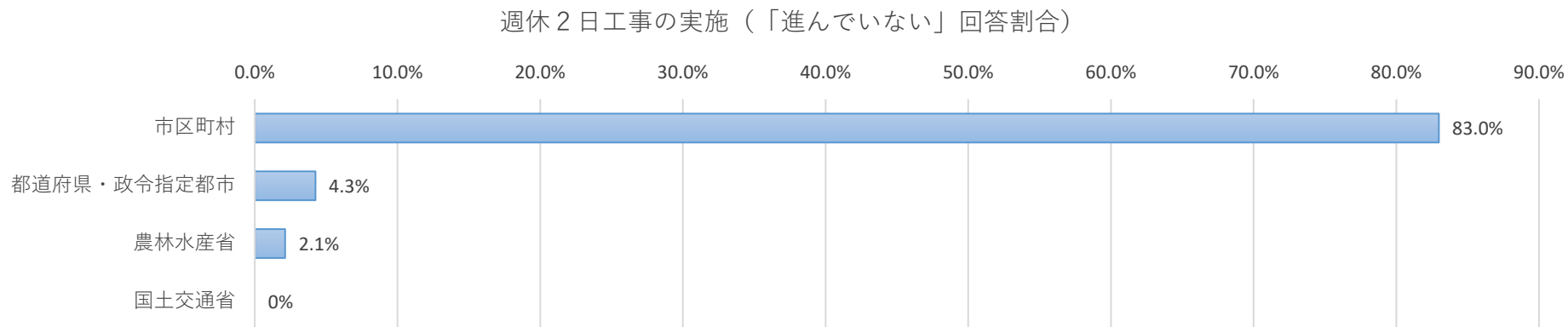
Q25 工事関係書類の簡素化は進んでいますか。進んでいないと感じる発注者に対し回答してください。（複数回答可）

○工事関係書類の簡素化について、「進んでいない」の回答が市区町村で6割強、都道府県・政令指定都市で4割強を占めている。



Q26 週休2日工事の実施は進んでいますか。進んでいないと感じる発注者に対し回答してください（複数回答可）。

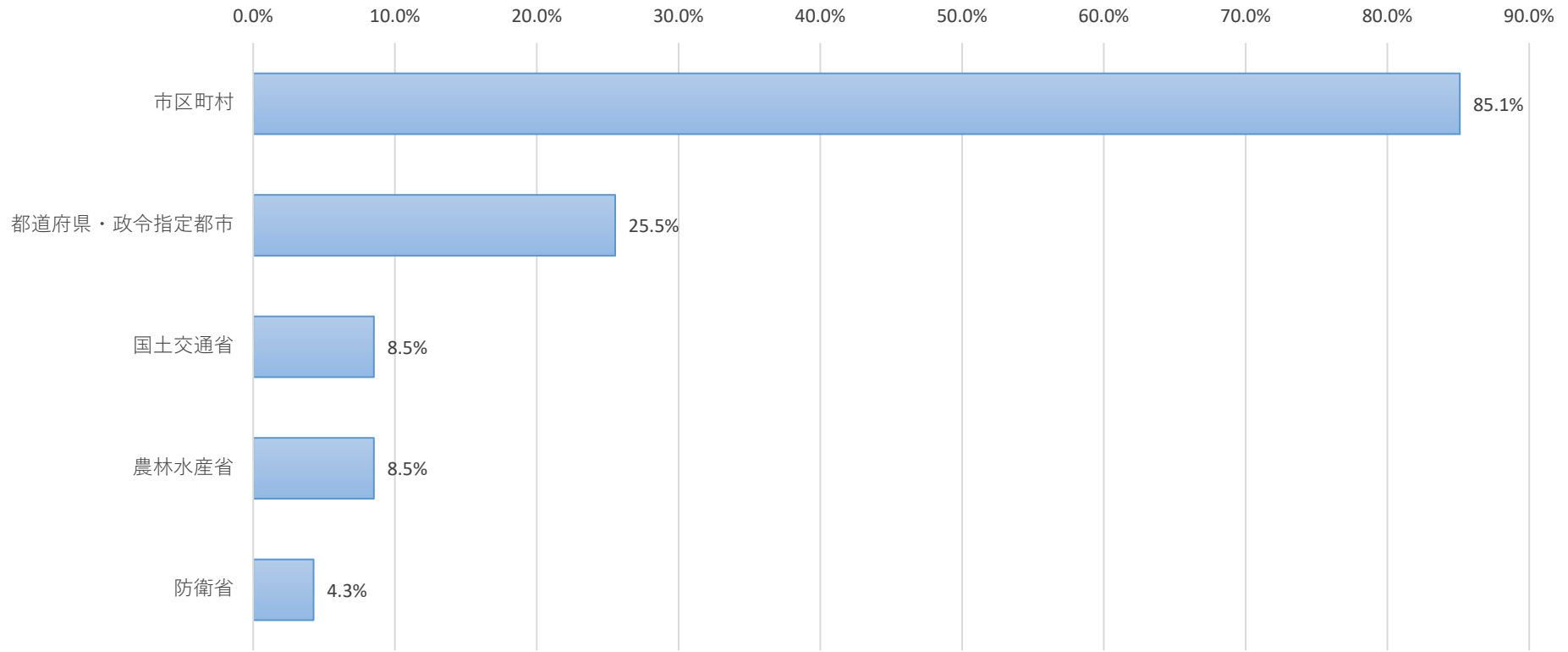
○週休2日工事について、「進んでいない」の回答が市区町村で8割を超えている。



Q27 施工時期の平準化の実施は進んでいますか。進んでいないと感じる発注者に対し回答してください（複数回答可）。

○施工時期の平準化について、「進んでいない」の回答が市区町村で8割を超えている。

施工時期の平準化（「進んでいない」回答割合）



8. 総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置

Q28 「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」について問題点やご意見等、自由にご記入ください。

(事業量確保)

- 賃上げするためには、加点措置の前に事業量の確保が先だと思われる。賃上げ加点はあっても良いが、一般管理費が見直されないのであれば、原資が増えない。賃上げは直接工事に携わる人以外にもなされるものなので、会社に残る部分を増やす必要がある。
- 物価の上昇に予算額が追いついていないため、事業量の減少といった不安を抱えており賃上げ加点がいつまで続くのか不安である。年間を通し安定した工事が受注でき、高騰する材料代等を支払いながら賃上げも行い、なおかつ、人的物的な投資に繋がるための適正な利益の確保ができるよう予算を確保してほしい。
- 中小企業が一定以上の賃上げを毎年実施することは経営的にかなり厳しい。将来を見通せる予算措置が行われれば賃上げの意思決定につながる。

(加点措置実施期間)

- いつまで継続するかを提示してほしい。
- 賃上げ実施企業への加点措置については、一時的なら出来ているが、今後継続するとなると、多くの企業が対応に苦慮する。

(賃上げによる優位性がない)

- 落札者の大多数が賃上げを表明しており、加点による優位性がないため、できるだけ早期に廃止してほしい。
- 都道府県、市区町村における賃上げ加点措置がない、国土交通省に習って対応してほしい。

(複数年評価)

- 毎年の賃上げは負担も大きいので複数年で評価(例えば、3%上げた際は、次年度も上げたとみなす)等、評価見直しをしてほしい。
- 単年度での賃上げ評価ではなく、複数年での評価としてほしい。毎年一定の賃上げを続けることは、地域の企業にとっては厳しい。
- 以前から賃上げを進めている企業とそうでない企業とを一律で評価するのは不公平感がある。

(企業間格差の拡大)

- 地域経済活性化のため賃上げは必要。一方、地方の大手企業に受注が集中しかねない。
- 賃上げ加点措置が続くと小規模事業者は対応できず、受注が困難になる。
- 賃上げに余力がある企業と余力の無い企業で格差が拡大する懸念がある。
- 加点措置に対応して複数年賃上げを実施することは企業の経営に大きな影響を及ぼすため、安定的な経営が維持できないとふるい落とされ、受注件数の悪化等につながるのではないかと危惧している。

(低入札調査基準、積算基準)

- 賃上げ資金確保のため、設計労務単価や積算基準の諸経費の引き上げが必要である。
- 加点を受けるには、毎年1.5%ないし3.0%の賃上げが必要であるところから調査基準価格の算定式の改正、特に一般管理費率の引き上げを要望する。
- 賃上加点が今後も続くのであれば今までどおり国だけでの実施としていただきたい。他発注者へは広めないでほしい。できれば、やめてほしい。

9. 地域の守り手として地域建設企業が直面する課題

Q29 貴会が所在する都道府県において会員企業が不在の市区町村はありますか。

Q30 会員企業が不在の市区町村について具体的に回答願います。

○会員企業不在の市区町村がある都道府県数および会員企業不在の市区町村数は、下記のとおり。

●会員企業不在の市区町村がある都道府県数

30都道府県（令和6年8月現在）
（令和5年8月調査：32都道府県）

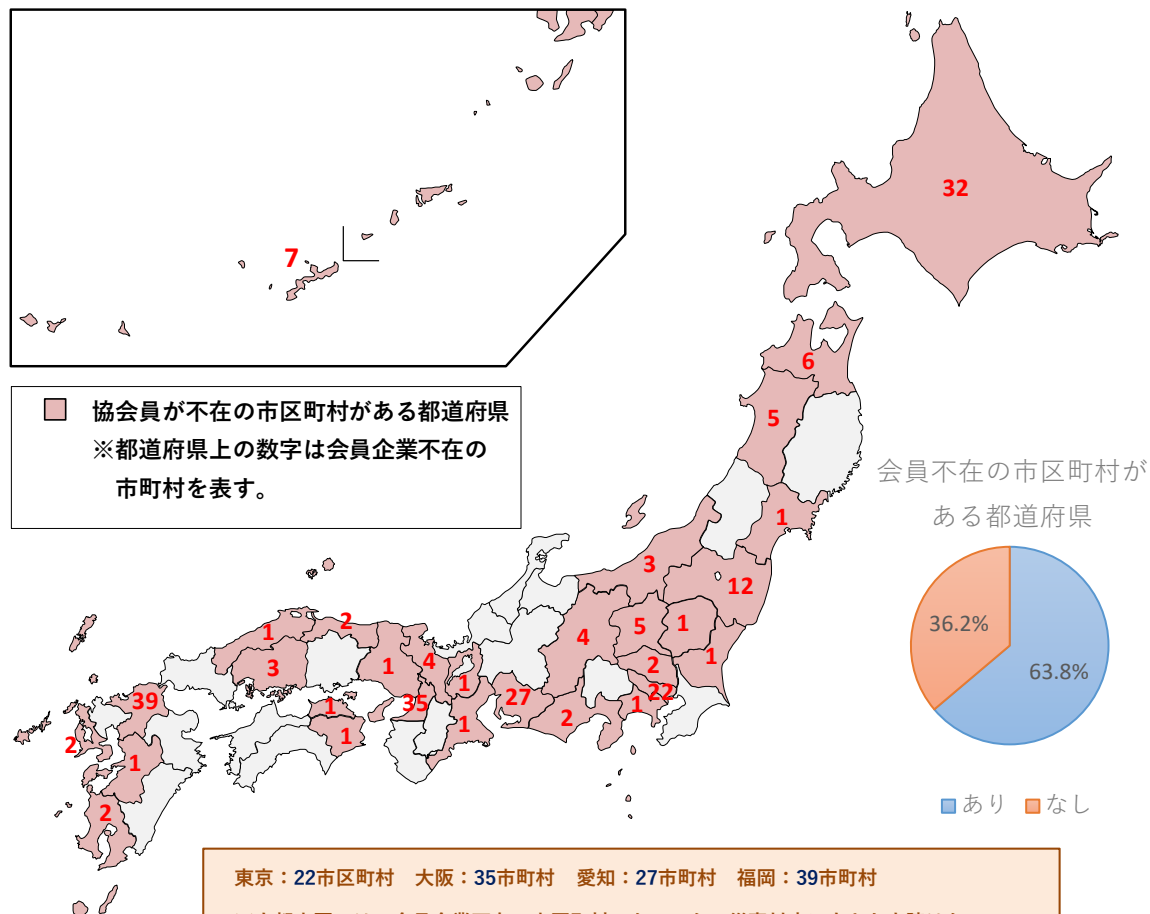
●会員企業不在の市区町村数

225市区町村（令和6年8月現在）
（令和5年8月調査：233市区町村）

※東京、大阪など大都市圏では、会員企業不在の市区町村であっても、災害対応に大きな支障はないものと考えられる。

（参考：大都市圏における不在市区町村の状況）

東京都：22市区町村 大阪府：35市町村
愛知県：27市町村 福岡県：39市町村



Q31 地域建設企業が、災害発生時において「地域の守り手」としての役割を果たしていくために、現在直面している課題についてお聞かせください。

(事業量の確保)

- 国や県の公共事業が地域的に偏りがある為、少ないところは経営が苦しくなり、会員が減少し地域を守れなくなる。限界工事量の確保が必要。
- 頻発、激甚化する自然災害に対して、災害、有事に「備える公共インフラ」の重要性と災害復旧活動にあたる地域建設業の必要性に理解を求める一方、建設産業の「持続可能な経営」により地域経済、雇用を支え、「地域の守り手」として社会的責任を果たすためにも、公共事業関係費の予算拡大・確保に向けた取組並びに関係機関の理解が必要である。
- 工事量が十分確保されていないため、疲弊している中小零細企業は災害発生時の対応能力が低下している。
- 地方建設業の後継者が事業を継続できるよう、受注量及び利益確保が必須である。
- 地域建設業が存続するためには、持続可能な経営環境です。そのためには、安定した公共事業予算の確保が必要不可欠。また、補正予算で前年度並みにするより、当初予算での確保を切に要望します。

(担い手の確保)

- 担い手の確保が非常に難しくなっており、気候変動に伴い増加し続けている災害に対応していくことが、困難になりつつある。
- 担い手の確保・育成が喫緊の課題。県内においても地域間格差が生じており、増加する大規模災害への対応にも懸念がある。
- 若年労働者の入職が少なく、現場労働者の高齢化が進んでおり、今後の災害対応の体制に不安がある。
- 山間地域での若年者就労は極端に少なく、技術者・労働者の高齢化が進む中で、廃業する企業も出ている。
- 人員の不足が地域によってばらつきがあり、不足している地域では対応できる余力が限界に近付いている。

(企業の評価が不適正)

- 会員の減少により対応能力が低下する懸念がある。会員企業の適正な評価により、安定的・継続的な会員企業の受注環境を整備してほしい。
- 雇用の実態を評価していただきたい。地域の守り手として必要なことは、人、物（機械）を所有していることである。地方建設業者の役割は有事の時にどれだけ迅速に対応できるかにあり、そのためには、人材の雇用（直接労働者）や建機の所有は欠かせない。雇用者数を評価されることなく、逆になるべく直接労働者を雇用せず、身軽な経営体質の企業の方が経審が高得点となる現在の企業評価には疑問がある。

(災害対応)

- 経営の安定化を図るため企業は重機を手放しリース対応を進めており、いざというときに必要な機材数を確保できなくなる日が来る。
- 建設重機や建設資機材を所有している会員企業がほとんどなく、災害発生時の初動対応が難しい。
- 事業量の縮小のため、地域の建設業は会社整理、人員削減等により存続してきている。地域の守り手としての役割を果たすことが困難となってきた状況である。この厳しい状況下で災害等に対応するため、地域全体で協力体制を取り、周辺からの支援も含め対応をする必要がある。
- 災害対応は働き方改革の残業規制外ではあるが、対応している間は受注している工事は滞るので、そちらを完工させるために残業する必要がある。社員等の負担は変わらないため、災害対応の体制には不安があると共に、万が一工期を守れない場合には、工事評点が下がるため、その後の受注が厳しくなる可能性も出てくる。このような事を踏まえて、災害対応や通常工事の発注者による工期延長、残業規制の指導の仕方など、幅広く対応してほしい。
- 災害発生時には複数の機関から対応を依頼されるが、特に大規模な災害時には、人手、機材が不足することが懸念される。
- 大規模災害時には、各社様々な機関と災害協定を結んでいるため、指示命令が混乱し、適切な対応が取れない事が心配される。

(除雪)

- 除雪作業においてガードマンを確保する必要があるが待機命令が出ないと役所から費用をみてもらえない。待機命令前から常に出動できるようにガードマンを確保するための固定費を計上してほしい。

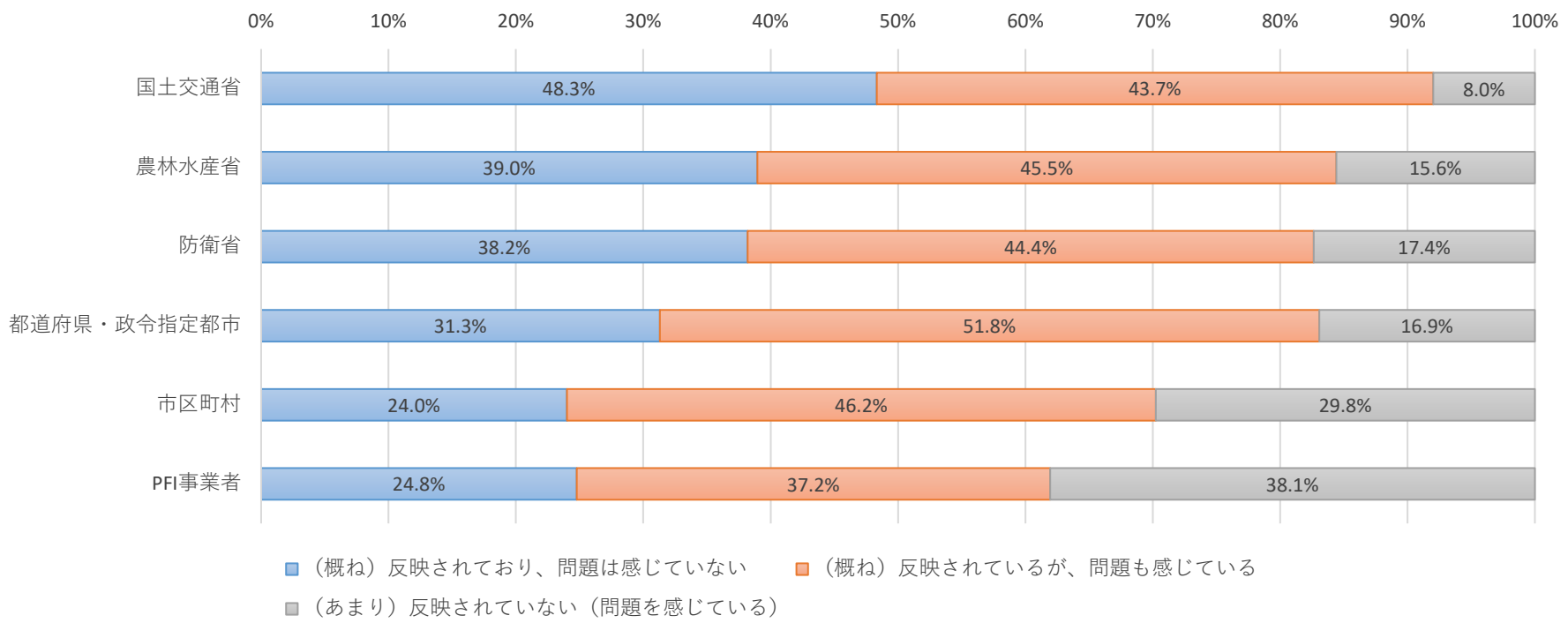
調査結果 II 会員企業からの回答

1. 運用指針の運用状況

Q1 予定価格には、最新の労務単価、価格高騰している資材の実勢価格や機材等の実勢価格が適切に反映されていますか。発注者ごとにお答えください。

○労務単価、資材・機材等の実勢価格の予定価格への適切な反映については、「(概ね) 反映されており、問題は感じていない」、「(概ね) 反映されているが、問題も感じている」の回答が、国土交通省発注工事で9割強 (92.0%)、農林水産省発注工事で8割台半ば (84.5%) 防衛省発注工事で8割強 (82.6%)、都道府県・政令指定都市で8割強 (83.1%)、市区町村で7割 (70.2%)、PFI事業者で6割強 (62.0%) となっている。

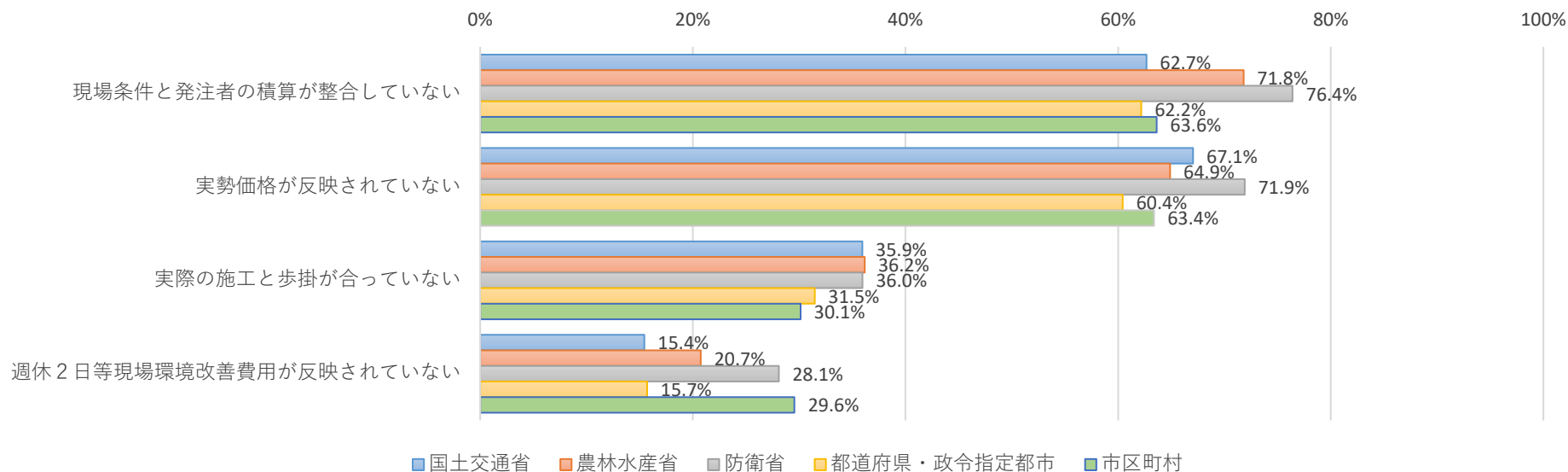
実勢価格の予定価格への適切な反映



Q2 「(概ね)反映されているが、問題も感じている」、「(あまり)反映されていない(問題を感じている)」と回答された方に伺います。予定価格について、問題と感じていることをお答えください。(複数回答可)。
 ※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○予定価格について問題と感じていることは、各発注者ともに「現場条件と発注者の積算が整合していない」、「実勢価格が反映されていない」の比率が高くなっている。

(全発注者) 予定価格について問題と感じていること



「その他」として記載された内容(主なもの)

○工事規模が小さく歩掛が合わない(72件)

例)

- ・小規模の為、標準歩掛では現場条件合わない部分があり現場条件に合った見積等を認めてもらえない部分がある。
- ・明らかに大型重機が搬入出来ない現場でも、積算上では大型重機での積算になっている。
- ・通常歩掛が小規模数量に適用されており、施工規模に整合していない。

○交通誘導員(28件)

○仮設工事(15件)

Q3 予定価格への適切な反映について課題・意見・提言など自由にご記入ください。

(現場条件と積算の不一致)

- 現場条件の不一致等、変更項目に対し、協議に手間と時間が非常に掛かり、時間外上限規制がある中で、厳しい状況です。発注時の適切な設計と積算を望む。
- 現場条件(施工方法)が実態と合わず整合性が低いので、もっと設計時点で施工者の視点をきちんとくみ上げる制度が不可欠である。発注者の若年化もその一因であると考えるので、改善を望む。
- 小規模な工事は、積算と実施工の金額が合わない為、見積もりを活用した積算にしてほしい。
- 都道府県、市町村は歩掛が適切でなくても結局国交省の歩掛自体が改正されないと反映されないため、国交省レベルの大規模工事に合わせた歩掛だけでなく、もっと小規模単位の歩掛も作るべきである。
- 全体に熟練工が減っているので、施工能率は下がっており、適正な歩掛調査をして反映してほしい。
- 舗装繕繕工事において、施工箇所が点在している場合の切削機の運搬回数が1回しか計上されていない。

(積算時期と施行時期の価格差)

- 物価調査価格と実勢価格が整合していないものがある。調査価格が実勢価格に追いついていない。
- 予定価格が事前公表されており、その適用単価が入札書伺い日となっているため、契約時との単価差が生じている。
- 繰り越し前提で年度末(2~3月)に発注される工事において、3月発注の工事は実際施工する4月以降の新労務単価に変更するが、2月発注の工事は実際に施工をするのが4月以降になっていたとしても新労務単価に変更しないとのルールになっていると発注者から説明があり、疑問を感じる。

(建築工事について)

- 建築工事は土木工事のような統一された適正な積算根拠がない為、発注機関や設計会社毎にまちまちな金額となる。そして大変厳しい金額を予定価格にするので、利益が出せなくなってきている。
- 建築工事で歩切が今でもある。
- 建築工事の歩掛の無い項目において独自単価を採用しているため金額が合わない。
- 特に建築では資材高騰による価格転嫁を反映しきれず、入札不成立となるケースが増えている。

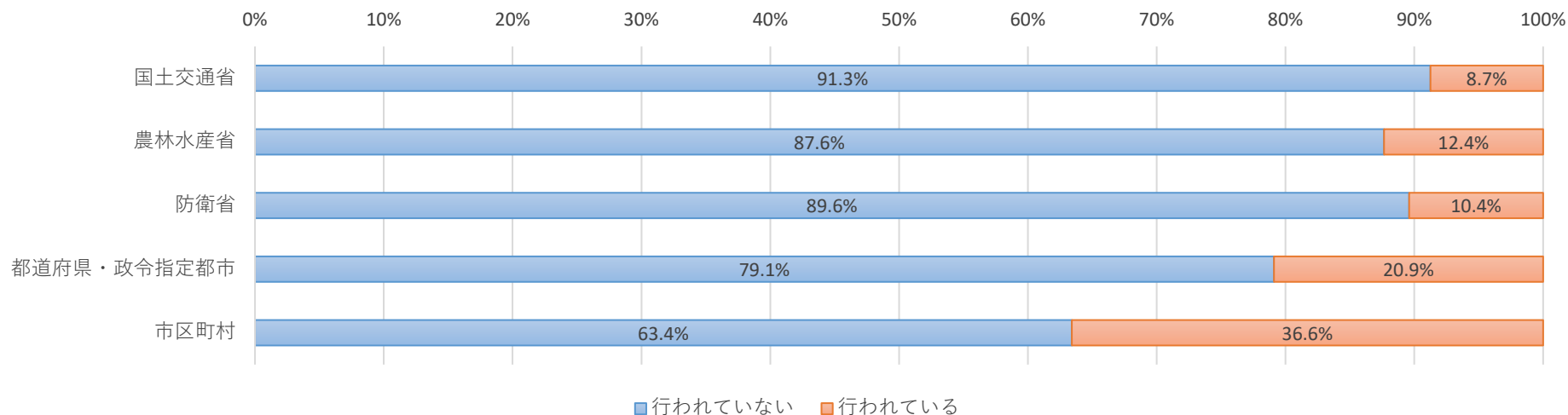
(その他)

- 設計変更適切にに応じてもらっているが、週休二日に関しては機械等経費の損料が適用除外されている。また、施工業者に手持ちの機械が無くリース機械で対応しているものが多々あるため、施工パッケージや歩掛単価等の機械等経費を損料から賃料へ変更してほしい。1日未満の積算については、施工パッケージ単価しか反映されていないため、市場単価や標準単価での対応(適用)を検討してほしい。
- 土木工事は旧建設省で作成した適正と思われる積算基準があり地方公共団体もそれを運用している。適正な歩掛と積算基準で算出された金額の100%が適正な金額である為、そこから切って入札する事が美德と言うような昨今の考え方自体がおかしい。公共工事の役割を含め適正価格で受注し、元受けも利益確保しやすく、下請け企業への歩切も行わないようにし、世の中に適正なお金が行くようにして貰いたい。

Q4 歩切りの状況について、発注者ごとにお答えください。

○歩切りについて「行われていない」が国では9割前後、都道府県・政令指定都市では8割弱となっている。一方、市区町村では6割強となっている。

歩切りの状況



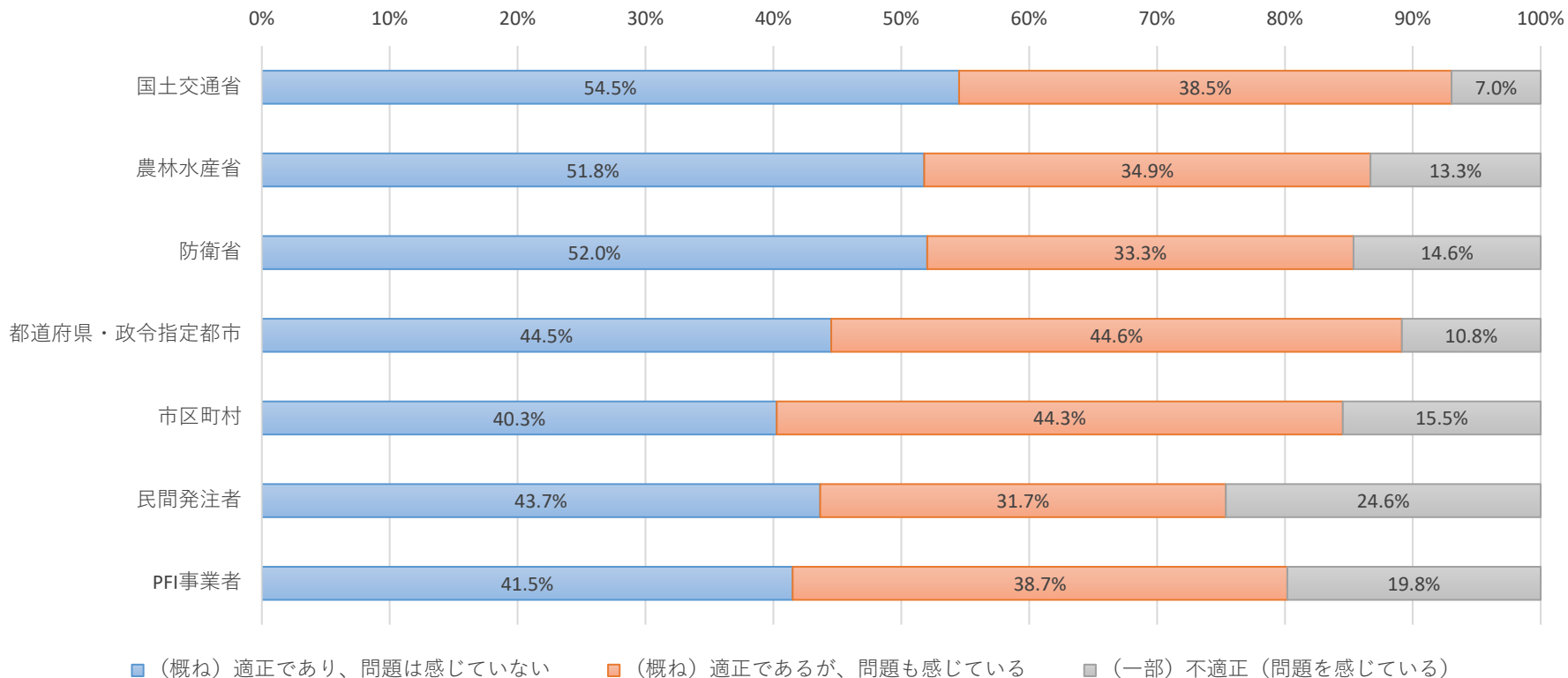
Q5 歩切りの状況について課題・意見・提言など自由にご記入ください。

- 除雪などの時間当たりの歩掛で時間の端数を切られてしまうため、45分除雪しても0時間と歩切されてしまう。またその他の出来高数量の土工なども端数小数点以下も歩切されているので小数点以下2桁くらいまで実数精算してほしい。
- メーカーからの見積りと設計価格に整合性がない時がある。
- 建築発注において、設計事務所で歩切りが行われているケースがある。
- 建築工事で、実勢価格より安い単価が示されていたり、経費が安いものがある。
- 建築工事において、設計者に提出した見積額より予定金額が必ず数%低くなっている。
- 建築工事の単価が全く合わず歩切しているとしか思えない。見積を出しても7割くらいの単価で積算されている。
- 以前に感じて少なくなっていると感じるが、引き続き国から市町村への指導をお願いしたい。
- 現在は歩切りされている実感はほとんど感じられない。

Q6 「工期に関する基準」の実施が勧告されていますが、現場の状況等を踏まえた適切な工期が設定されていますか。
発注者ごとにお答えください。

○適正な工期設定について「(概ね) 適正であり、問題は感じていない」「(概ね) 適正であるが、問題も感じている」の回答割合合計が、国、都道府県・政令指定都市、市区町村、PFI事業者では8割を超えている。
一方、民間発注者では7割台半ばとなっている。

工期の設定状況

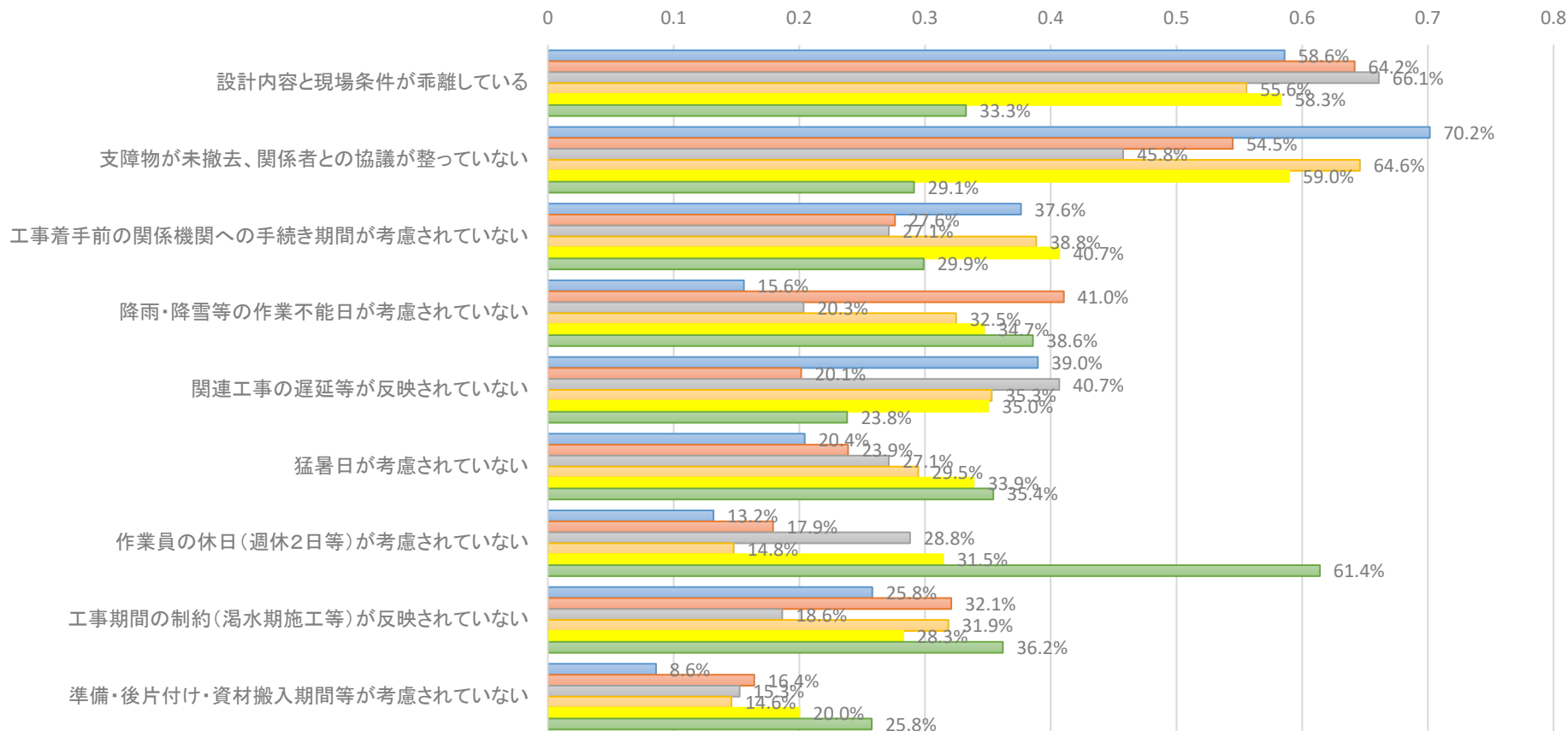


Q7 「(概ね)適正であるが、問題も感じている」、「(一部)不適正(問題を感じている)」と回答された方に伺います。現場の状況等を踏まえた適切な工期設定について、問題とを感じていることを発注者ごとにお答えください(複数回答可)。

○工期の設定に関し問題と感じているのは、「設計内容と現場条件が乖離している」、「支障物が未撤去、関係者との協議が整っていない」が多い傾向にある。

民間発注者では、「作業員の休日(週休2日等)が考慮されていない」が最も多くなっている。

工期設定に関する問題意識



■ 国土交通省 ■ 農林水産省 ■ 防衛省 ■ 都道府県・政令指定都市 ■ 市区町村 ■ 民間発注者

Q8 「(概ね)適正であるが、問題も感じている」、「(一部)不適正(問題を感じている)」と回答された方に伺います。現場の状況等を踏まえた適切な工期設定について、問題と感じていることを発注者ごとにお答えください(複数回答可)。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

「その他」として記載された内容

【国土交通省】

(概算発注)

○概算発注の場合、設計委託業務の図面や数量計算の完了予定時期が遅れるケースや、図面作成や数量計算を受注者側で行うケースが多々ある。これらの場合、工期の延長や経費計上を適切に行ってほしい。

○受注後に施工範囲、施工数量を決めるので、着手まで時間を要する。

(工事期間の制約)

○補正予算で年度末に発注される河川工事は、出水期間中施工ができないので配置予定技術者が無駄な時間を過ごすことになる。

○庁舎改修工事の場合、土日施工となる場合が多く平日を休みにすることで4週8閉所を実現させようとしているが平日に打合せがあるため休めない。もしくは、休ませるために人員を増員するため経費過多に陥っている。

(繰越)

○予算年度により繰り越しが困難な場合がある。

○受注後に条件変更があっても、予算上の制約で年度を繰り越すことができないことがある。

【農林水産省】

○耕作者・地権者との意見調整が不十分な場合がある。

○山間僻地の豪雪地域にもかかわらず発注時期が遅く、また、当庁特有の支障木手続きに短くない時間を要する。

○圃場整備工事では、工事期間に制約(収穫後から作付前まで)があり、天候による作業休止が続くと工期変更も厳しく、休日作業となる場合が多い。

【防衛省】

○庁舎改修工事の場合、土日施工となる場合が多く平日を休みにすることで4週8閉所を実現させようとしているが、平日に打合せがあるため休めない。もしくは、休ませるために人員を増員するため経費過多に陥っている。

○山の頂上付近の工事が多いが、平場での工事と同じ様に考えている。

【都道府県・政令指定都市】

(工事期間の制約)

- 取水期間など工事出来ない期間を工事中止してもらえなかったり、施工出来ないのに工事中止命令をかけてもらえない。
- 改修の場合、対象物件のイベント（作業できない日等）を考慮していない、対象物件の工事完了後にすでに次の予定が組まれているため、それが工期末となっており、工期の延期ができないという問題があった。
- 林道工事等の片押し工事では複数班での施工が困難なため長期化してしまうため工期内に完成する事が難しい。夏頃受注した工事では冬季の降雪のため機械器具をすべて一時撤去し、雪解け後に再度乗り込む必要があり、技術者が長期間拘束される。可能であれば雪解けの春～降雪までの秋までの工事規模で発注してもらえると良い。
- 河川の渇水期に対し、豪雪地帯における降雪時期の休止期間を考慮されてない。
- 特に建築工事において工期末が3月末に設定される場合が多い。

(関係者との未協議・未調整、変更指示の遅延)

- 工期は適正と感じてますが、変更などの指示確定が遅いため工事が進められない。
- 架空線・埋設物の協議・移設が遅すぎる。

(工期延長しない)

- 災害復旧工事等で工期延伸が認められない事がある。
- 受注後に、条件が変更されても末工期を見直してくれない場合がある。

(その他)

- 足場設置届を提出してから組立て開始までの期間が加味されていない。
- 概算発注であり、特記仕様書に記載されている期日までに詳細設計が決まらない場合がある。
- 海上工事において現場条件と積算根拠が合致していない。

【市区町村】

- 資材の製作期間や納期が考慮されていない。
- 現場作業が必要な時期までに発注がされていない時がある。
- 年度内に竣工が厳守の場合がある。
- 工事を請け負った企業に測量や設計の見直し対応を求める事が多いので、設計に問題があった場合、最後まで設計会社にも対応させてもらいたい。

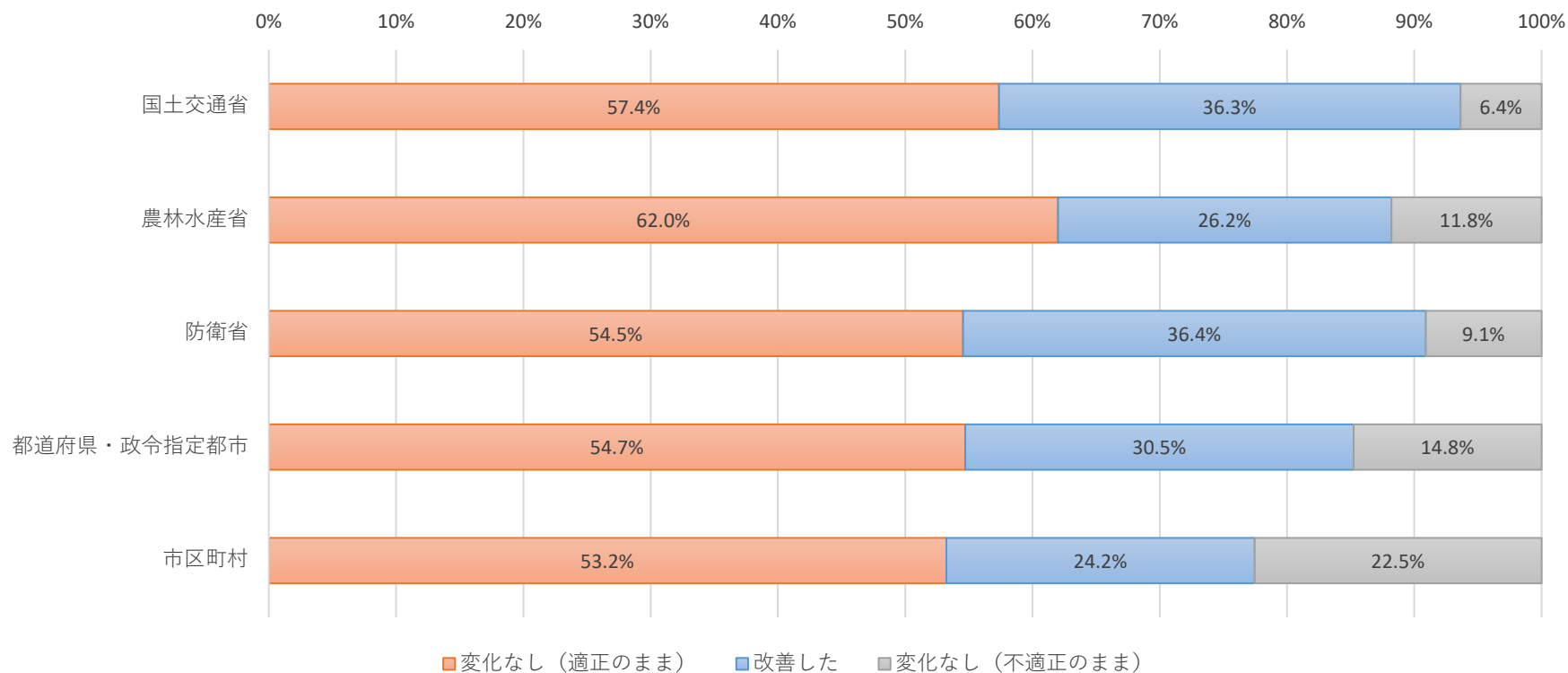
【民間発注者】

- 民間工事では竣工日を一番に考えており、休日は考慮されないことがある。一日でも早い営業開始を望まれる。
- 工場等生産ラインの改修工場においては発注者の休業日に作業することが多々ある。
- 完成時期ありきの考え方であり、現場の状況や条件変更は考慮されていない。
- オープンの日にちありきで、他の条件は後回しである。
- 関係機関との協議が遅れても、工事完成日を延期できない。
- 4週8閉所の理解がされておらず、工期短縮を迫られることが多い。
- 設計変更が多いのに十分な工期延長をしてくれない。
- 安く早く工事を完成する事が優先され、無理難題を工事を請け負った企業がかぶるしかないことが多い。設計変更増額も殆んどできない。

Q9 「工期に関する基準」が令和6年3月に改訂されています。
改定前と比べ、工期の設定状況に変化はありましたか。発注者ごとにお答えください。

○工期に関する基準の改善状況については、各発注者ともに「変化なし（適正のまま）」「改善した」が7割半ばを超えている。
一方、「変化なし（不適正のまま）」の発注者は、市区町村で2割強（22.5%）となっている。

工期に関する基準の改善状況



Q10 「工期に関する基準」（公共・民間発注者、PFI事業者）の実施における適正な工期設定について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

（関係期間との未協議・未調整）

- 構造物を造るための工期は適正だと思うが、それを造るための仮設や搬入路、地域の協議や申請などに漏れがある。
- 公共工事において、落札決定後に、落札者との協議に抛り、両者合意の基、工期を決定していく事を契約に反映させる事が実現出来れば、初めて適切な工事期間となると考えられる。理由は、入札前に当然、工事期間の設定はされているが、落札後に、例えば当該建物が教育施設の場合、施設側の行事、施設利用者側の予定、運用上の都合が考慮されていない事が判明し、予定通りに工事を進める事が出来ない状況が多々ある。

（設計変更協議の回答遅延）

- 変更時の工事内容と費用の明確な指示・回答が遅いため、現場の進捗が悪くなり、無駄な時間、費用や経営上の空白が発生してしまう。
- 人員不足は理解しているが、打ち合わせ簿提出後の回答が遅く、また変更契約関連の依頼も遅い。中小業者は最終的に資金繰りに苦境する場面が多いので、更なる平準化、簡素化を検討頂き効率アップをお願いしたい。

（完成時期が年度内ありき）

- 完成時期ありきの発注が見られる。発注者・施工者・受益者の意見をもっと調整してそれぞれが最も満足の得られる工期（あるいは部分完成を採用も）が望ましい。
- 年度での設定を考え直して欲しい。特に3月になると、年度内に終わらせるようにとの指示が出ることがある。
- 県、市町村については、未だに年度ありきの工期設定であり適切な工期の確保とは言えない案件がある。
- 入札、契約までは工期が配慮されているが、工事中、関連工事の遅延や地中障害等、不可抗力に対しての工期延長に理解が少ない。
- 単年度工事の建築工事は、かなり工期が厳しいように思われる。
- 民間工事は引き渡し日が相談なく勝手に決まっているため、無理な工期設定が多く、週休2日どころか突貫工事が多い。

（工事期間の制約）

- 漁業や稲作から来る施行不可期間、道路の規制時間の制限から来る実作業時間の少なさ、仮復旧・撤去の回数が増えることによる工事の非効率さなどが、工期に適切に反映できていないと感じる現場や工事がある。

（工期延長による経費補正）

- 施工休止期間の現場の安全管理など経費が発生するため、年度をまたぐ繰越の場合は経費の増額をお願いしたい。
- 当初の実行予算で、着工しても、工期延期による管理費の増加により原価がふくらむため当初の利益を確保するのが困難である。

（長い工期）

- 年度末から年度当初に発注される小規模な工事で、かなり長い工期が設定されている場合がある、実際の現場が終了してから検査まで3か月以上待つ場合もある。
- 週休二日制の影響なのか、工期が長すぎる。早く工事が終わる場合は早めに変更契約を終わらせ、技術者の専任を解除してほしい。

（その他）

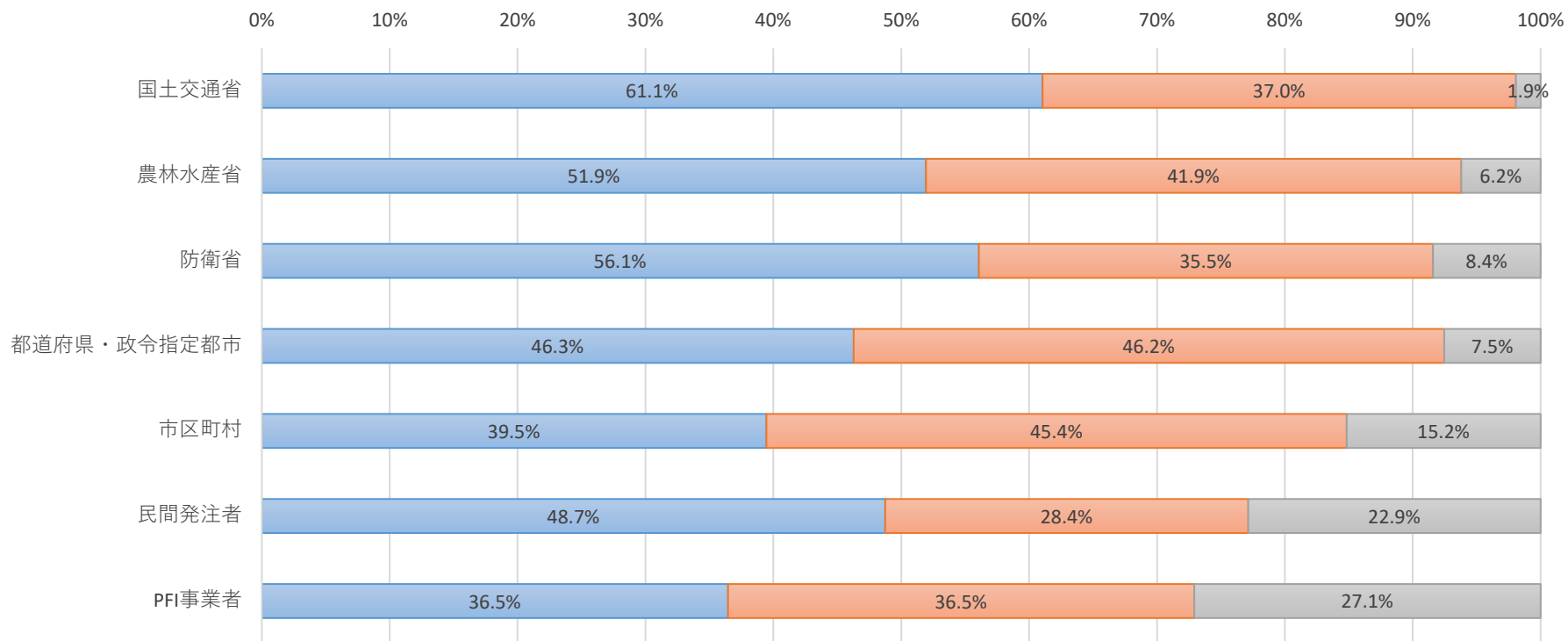
- 準備期間等含め工程を組むと土日閉所が難しいようなぎりぎりの工程が多い。余裕を持った工程をお願いしたい。
- 国交省の基準は民間発注者にまで周知・認識されていないと感じる。週休二日以前に、民間発注者の営業・稼働に合わせた工期設定をされても、受注機会を失わないために従うしかないという状況である。

Q11 施工条件の変化等に伴う必要な設計変更は行われていますか。発注者ごとにお答えください。

○施工条件の変化等に伴う必要な設計変更は「（概ね）行われており、問題は感じていない」「（概ね）行われているが、問題も感じている」が国、都道府県・政令指定都市では9割を超え、市区町村では8割を超えている。一方、民間発注者・PFI事業者では7割台となっている。

「（あまり）行われていない（問題を感じている）」発注者は、民間発注者（22.9%）、PFI事業者（27.1%）と2割を超えている。

必要な設計変更の実施状況



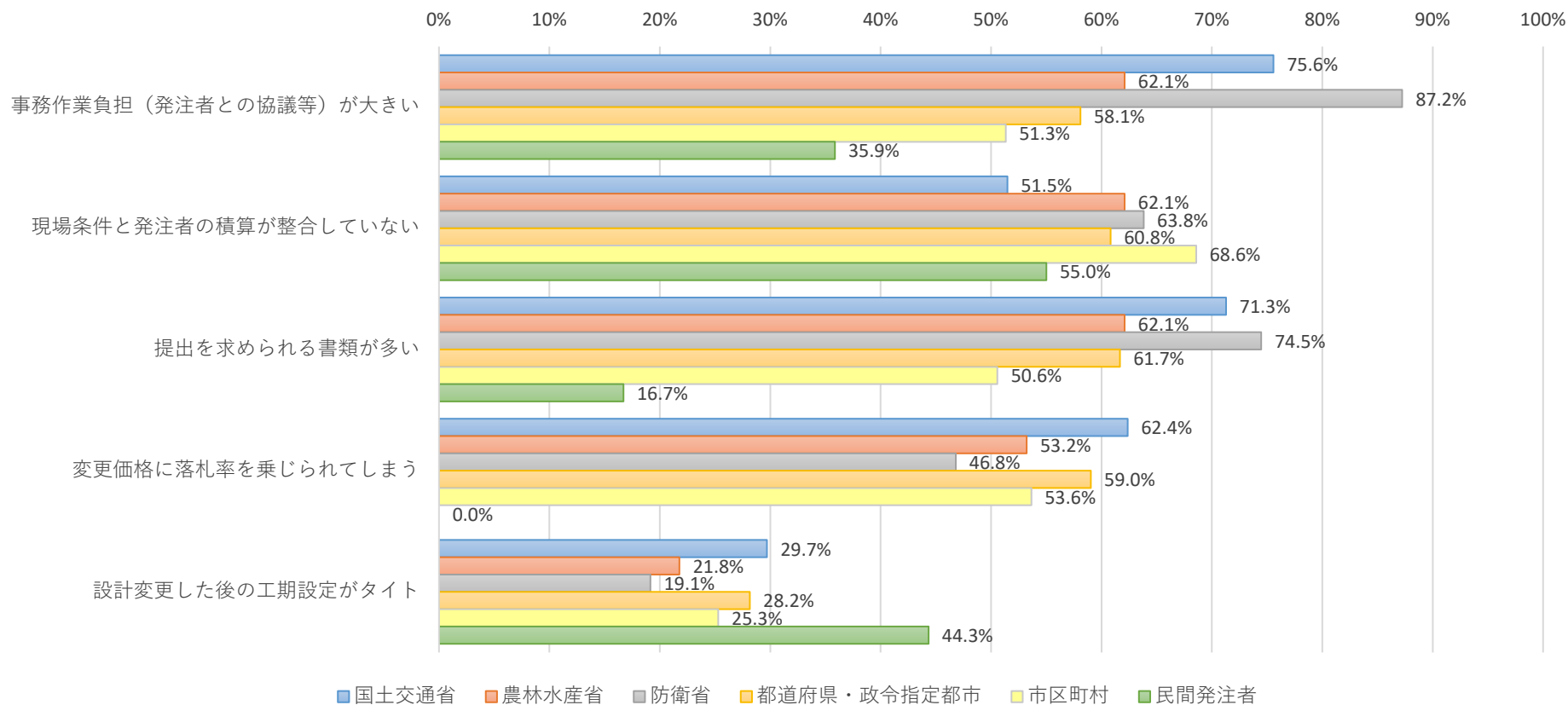
■（概ね）行われており、問題は感じていない ■（概ね）行われているが、問題も感じている ■（あまり）行われていない（問題を感じている）

Q12 「(概ね)行われているが、問題も感じている」、「(あまり)行われていない(問題を感じている)」と回答された方に伺います。契約変更を行うに当たり、問題と感じていることを発注者ごとにお答えください(複数回答可)。
 ※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○契約変更に当たり問題と感じている点は、「事務作業負担(発注者との協議等)が大きい」、「現場条件と発注者の積算が整合していない」、「提出を求められる書類が多い」が多い傾向にある。

民間発注者では、「設計変更した後の工期設定がタイト」の回答が4割を超え、他の発注者よりも大きくなっている。

契約変更に関する問題点



Q13 「（概ね）行われているが、問題も感じている」、「（あまり）行われていない（問題を感じている）」と回答された方に伺います。契約変更を行うに当たり、問題と感じていることをお答えください（複数回答可）。

※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

「その他」として記載された内容

【国土交通省】

- 詳細設計図面が期日までに出て来ないことがある。
- 増工が生じた場合の工期延期を適切に行ってほしい。
- 変更契約前に変更部会を開催し、受発注者間で協議を行いますが、受注者側が協議を行っても発注者側に条件を受け入れてもらえない。
- 当初受注したものと比較して工事内容が大きく変わる場合がある。
- サービス工事が結構ある。

【農林水産省】

- 変更協議を行ってから、変更可否の判断、承諾に時間を要す。
- 回答が遅く、その間の手待ち期間も多い。他所へ回す受注が有る際は何とか遊ばすこと無く対応できますが、そうでない場合は受注者側の持ち出しとなっている。
- 受注後に業者側で多大な設計をやり直すことが多々ある。協議でも予算がないと断られる回答が多い。
- 当初からの設計変更が多く、調査・測量・作図・資料作成に負担がかかる。
- 設計変更に計上されないのに施工させられることが多々ある。

【民間発注者】

- 休日施工が多い。工期が短い。
- 追加工事のほとんどは増額にならず、業者負担となる。工期の柔軟性も無い。
- 発注時点で物価スライドは一切認めない等の不平等な契約が多い。また、設計に問題があっても設計業者はそれらの費用を施工会社に持たせようとする。
- 契約変更そのものが難しく、当初見積と工期での完遂が求められる。（変更に応じてもらえない旨の回答：28件）
- 当初見積時からの変更増額が難しい。予算がないとのことで変更に応じてもらえないことがあった。
（予算を理由に変更増額に応じてもらえない旨の回答：14件）

【都道府県・政令指定都市】

（設計変更協議の回答遅延）

○変更契約が担当者によって非常に遅いため費用が不明のまま工事を進めざるを得ず、結果として、認められない費用等が発生し、会社負担になる場合が多々ある。

○変更作業に要する時間が長い。

○変更協議の回答が遅く(1ヶ月以上)、休工時の仮設材代金が負担になる。

（当初設計から大きな変更）

○当初からの設計変更が多く、調査・測量・作図・資料作成に負担がかかる。

○前提条件が大きく乖離している仮設工について任意仮設を理由に変更協議に応じてくれないため、受注者負担が大きくなる。

（設計変更に応じてもらえない等）

○設計変更が必要なものに対して「任意施工で頼みたい」というようなことがかなり多い。

○軽微な変更は創意工夫により丸め込まれる。

○変更するしないが予算ありきになってしまう場合が多い。

○予算の都合で設計変更できないと言われることがある。

○施工承諾で設計変更をしてくれないことが多々あります。施工承諾であっても完成図面は実際施工したものであるべきであるため、会計検査時に図面と設計数量の相違を指摘し、過小積算の改善指導を徹底してほしい。

○入札時に質問していないから設計変更できないと言われる。

○変更価格が発注者から提示されるだけで変更価格が両社の合意ではない。

○大型機械、資材等遠方への輸送費等が反映されない。

○概数を確定する時期が早く、概数確定後に発覚した現場条件不一致などへの対応がされない。

（その他）

○変更金額が大きい場合でも最終変更で金額変更するため、資金繰りに大きな影響を与える。

○施工が完了してからすべての変更契約を行う場合が多々あり、現場完了から竣工検査まで時間がかかる。またその変更契約により工期が延長される場合もあり、施工完了から竣工検査まで数カ月期間が開くことがある。そのため資金繰りに支障をきたすケースがある。

【市区町村】

（設計変更協議の回答遅延）

○設計変更後の積算処理返答が遅い。

○変更までに時間がかかりすぎる。

（設計変更に応じてもらえない等）

○現場条件の不一致があっても、当初設計のまま施工を進めることが多い。

○設計変更に計上されないのに施工させられることが多々ある。

○これまで受注者負担で実施してきた部分が多く、費用を計上してくれる可能性が低い。

○予算ありきの変更契約となっており、財政状況が厳しい行政機関だと変更で計上する項目が削除される場合が多々ある。

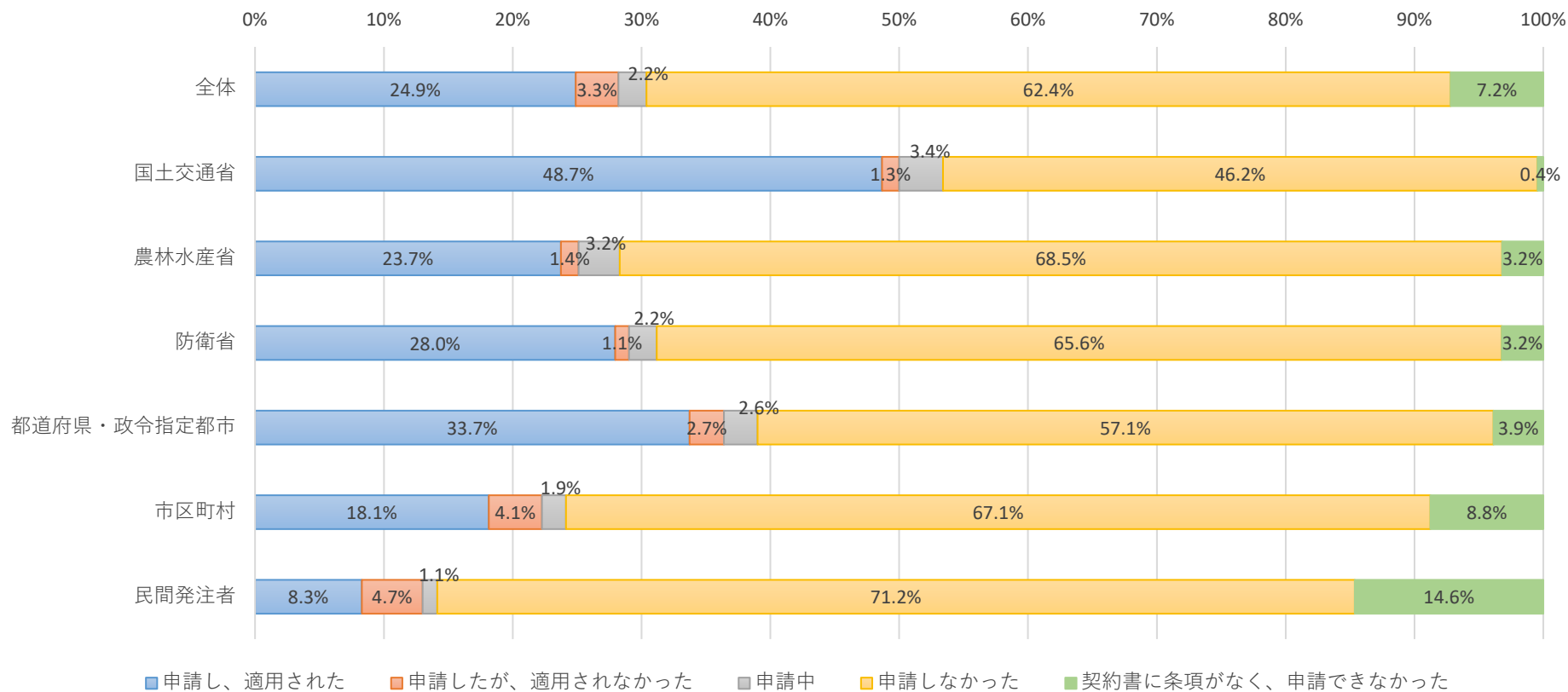
○年度予算が少ないため、追加予算が高額になると施工範囲を少なくし、次年度の工事を下位等級の工事発注に変更する場合がある。

○予算ありきで協議にも応じない場合がある（同様の内容の回答：20件）。

Q14 直近1年間（令和5年7月1日～令和6年6月30日）で資材価格の高騰等急激な物価変動を受け、スライド条項の適用を申請しましたか。また、申請した結果、スライド条項は適用されましたか。発注者ごとにお答えください。

○スライド条項の申請について、全体では「申請し、適用された」が2割（24.9%）を超えている。また、「申請しなかった」割合は6割強（62.4%）となっている。
 民間発注者では、「申請しなかった」が7割強（71.2%）であり、「契約書に条項がなく、申請できなかった」が14.6%となっている。

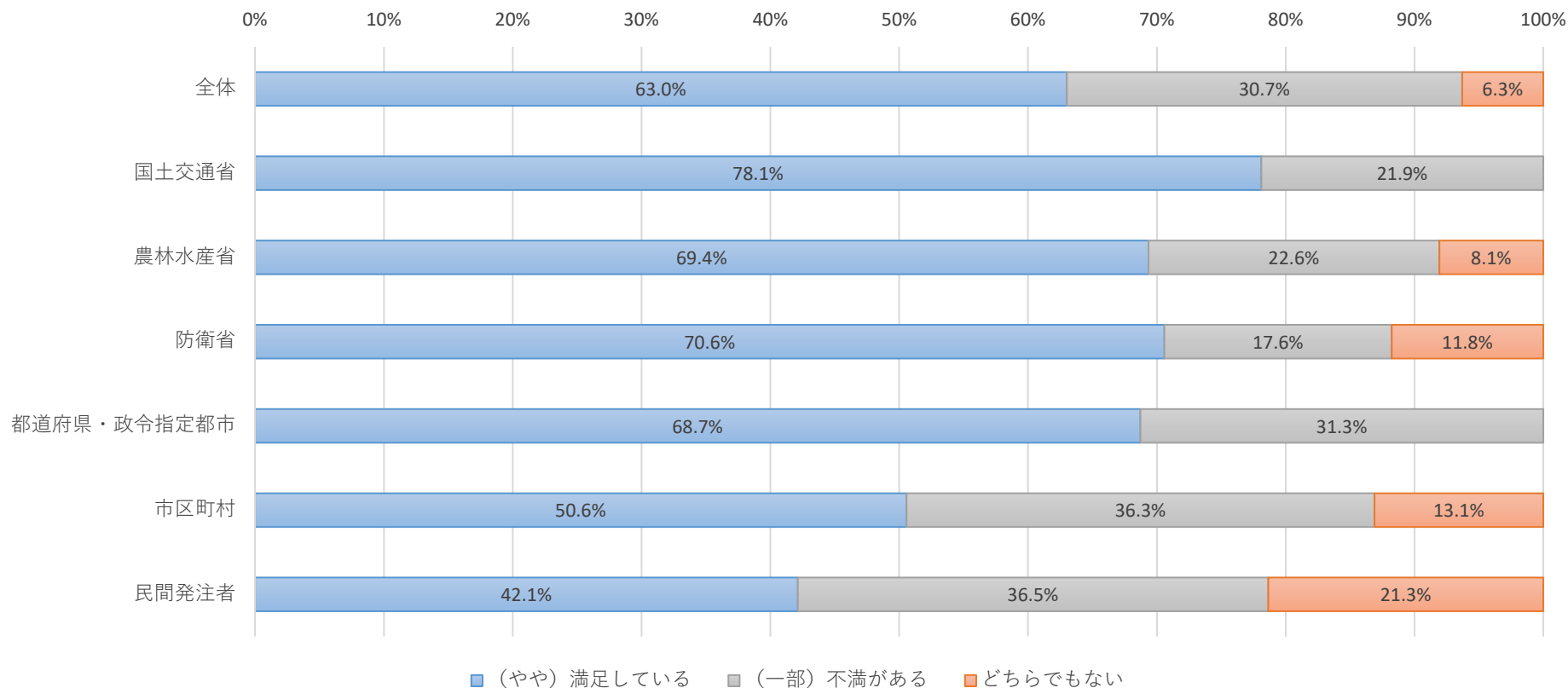
スライド条項の適用申請



Q15 「申請し、適用された」と回答された方に伺います。スライド条項の適用申請を行った際の手続きや結果について、どのように感じていますか。「申請し、適用された」と回答された発注者ごとにお答えください。

○スライド条項の適用申請を行った手続きや結果について、「（やや）満足している」の合計は6割強（63.0%）となっている。国土交通省では78.1%、農林水産省では69.4%、防衛省では70.6%、都道府県・政令指定都市では68.7%であるが、市区町村では50.6%、民間発注者は42.1%と他の発注者に比べて低くなっている。

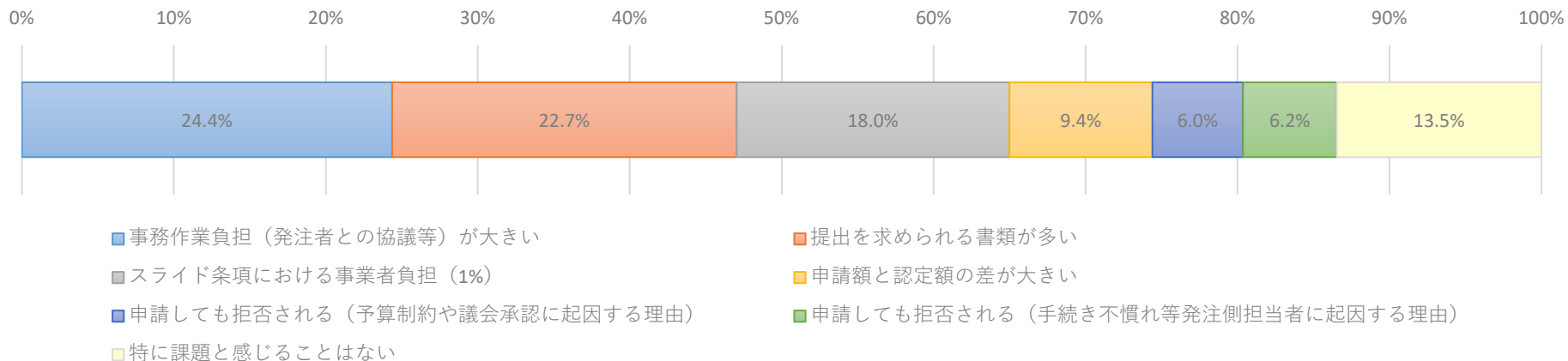
スライド条項申請における満足度



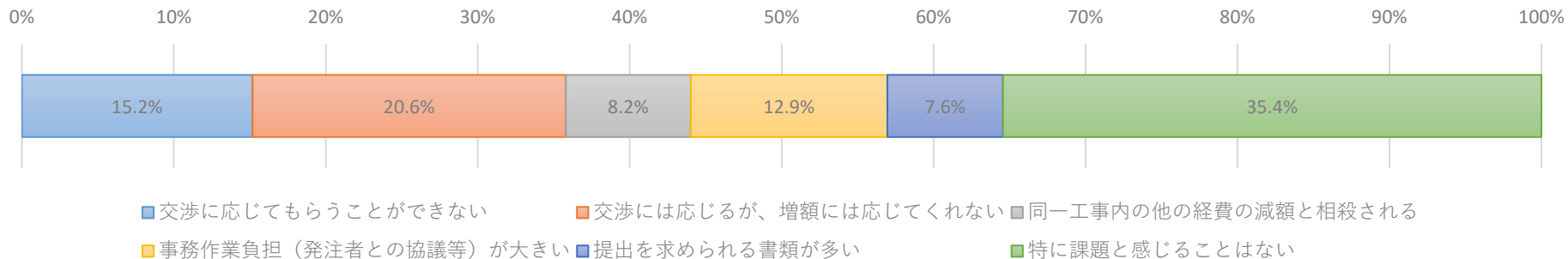
Q16 スライド条項の適用を申請するに当たり、問題と感じていることをお答えください（複数回答可）。
 ※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○スライド条項の適用を申請するに当たり問題と感じていることは、公共工事では「提出を求められる書類が多い」（22.7%）、「スライド条項における事業者負担（1%）」（18.0%）、「特に課題と感じることはない」（13.5%）の順になっている。
 民間工事では、「課題と感じることはない」（35.4%）、「交渉には応じるが、増額には応じてくれない」（20.6%）、「事務作業負担が大きい」（12.9%）の順になっている。

スライド条項適用申請に係る問題点（公共工事）



スライド条項適用申請に係る問題点（民間工事）



Q17 (公共工事) スライド条項の適用を申請するに当たり、問題と感じていることをお答えください(複数回答可)。
※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

「その他」として記載された内容

【公共工事】

(1%の受注者負担の存在)

○請負額の1%をひかれると、実質得られる金額がかなり少なくなってしまう。請負金額の1%負担は大きすぎる。

(落札率等乗じられる)

○最終的には落札率が掛かるから、手間がかかる割には増えた気がしない。

○落札率がかかるので負担が大きい。

○インフレスライド協議後の設計変更分については、当初単価で清算されてしまう。

○数量に応じた単価差額の合計だけで増額で経費が加算されない事、また新単価の採用、経費も加算された変更増額を希望する。

(厳しい申請基準)

○申請基準が厳しい。

○スライド条項の適用金額のハードルが高く申請が出来ない。

○求められる資料が多く、割に合わない。

○請負会社の用意する資料負担が大きいため、面倒で申請をあきらめる事がある。

(その他)

○申請から適用までに時間がかかる。

○担当監督員によっては発注者側で作成すべき書類を受注側に作成させようとする。

○発注者が申請を促さないと提出しにくい。

【民間工事】

○契約書にスライド条項の記載がない。

○請負会社の用意する資料負担が大きいため、面倒で申請をあきらめることがある。

○短期間の工事が多く(1年前後)、スライドの適用にならない。

○施主の元々の予算は決定しており交渉しても施主との関係性もあることから容易に増額交渉は認められない。企業努力で吸収しているのが現状である。

○民間工事は個人からの発注工事なので工事期間が短く、そもそもこちらの見積もり額で契約金額が決まっているので申請の必要性がない。

○民間でそこまで大規模な工事が少ないが、概ね応じてもらえている。

Q18 「施工条件の変化等に伴う必要な契約変更」、「スライド条項の適用申請」について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

(1%の受注者負担の存在)

○1%の受注者負担は最大の問題で、これにより請求を断念するケースも多い。(受注者負担に関する意見：43件)

(書類等受注者負担の存在)

○スライド条項の適用申請に必要な書類を大幅に簡素化することにより、物価スライドが適切に行われ、契約後の資材価格の高騰が適正な利潤の確保を阻害することが無いようにしてほしい。

○いずれの発注者も提出が求められる書類が多く、本来設計変更に必要な資料の作成は発注者が行うものとされることから、確実な運用をしてほしい。

○スライド条項の適用を申請するにあたり、沢山の書類作成や添付を求められると通常業務との並行で現場担当者の負担が重くなるため(労働時間の問題等)、ある程度の書類負担軽減をしてほしい。

○施工条件の変化等に必要書類の提出を過大に求められる。(書類の簡素化等事務負担軽減を求める意見：合計27件)

○契約変更の明確な回答の時期が遅すぎるため、工事変更の予定が中々具体化できず、関係業者を含めて、費用、資材の調達、人員の配置すべてに負担がかかるため、ぜひ改善してほしい。

(小規模工事への適用困難)

○スライド条項の適用申請について、工事の規模や主要材料の数量に左右され、小規模工事では適用されることがない。設計金額と実勢金額の乖離により小規模工事であるほど原価が圧迫される。

○スライド金額が少額でも対応してもらいたい。スライド条項自体のハードルが高く、契約変更に至らないのが現状である。

(発注者による変更拒否)

○交渉はしても見てもらえない。

○一部の市町では、議会対応を理由に拒むケースがある。

○3月末にインフレスライドの通達があり申請手続きを行うが、高額な資材等施工済みなので持ち出しを行っている。単品スライドでは担当者は対応してくれない。

○特殊な現場で創意工夫で解決したところ、積算上にない方法だったため、安全かつ早く完成させることが出来ても、その予算を積算で計上できないという理由で減額になってしまうことがある。

○全国的にスライド条項の適用を推進している中、あえて適用できない様、特記仕様書に記載している自治体もあり、設計事務所の一方的な変更による負担を請負業者が全て負担しているケースがある。

(その他)

○施工条件の変化等に伴う必要な契約変更は、工事利潤に直結し、会社経営を左右することから適切な変更をお願いしたい。

○精算単価が実勢単価に追いついていない場合がある。民間発注者においては、スライド条項の適用に関する意識が低い。

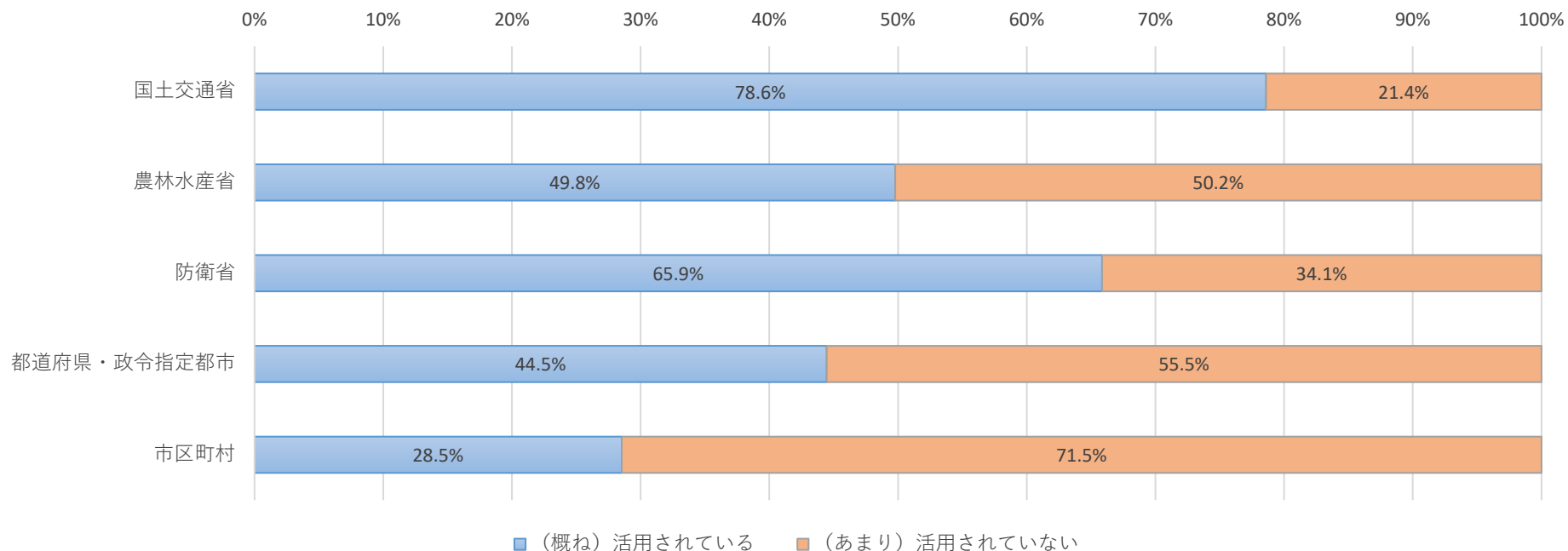
○県工事においては施工条件の変化等に伴う必要な契約変更に応じてもらえないことも多い。積算基準や予算不足を理由にされて断られる。

○期を跨ぐ工事の場合や、購入部材の入荷のタイミングの差も発生する場合も多く有るので仮申請の様な形で概算で承諾頂き、タイミングによる差額は最終清算とするなど配慮頂きたい。

Q19 受発注者間の情報共有を図るため、三者会議（発注者、施工者、設計者）は活用されていますか。
発注者ごとにお答えください。

○三者会議の活用について、「（概ね）活用されている」が国土交通省では8割弱（78.6%）であるが、都道府県・政令指定都市では4割強(44.5%)、市区町村では3割弱（28.5%）となっている。

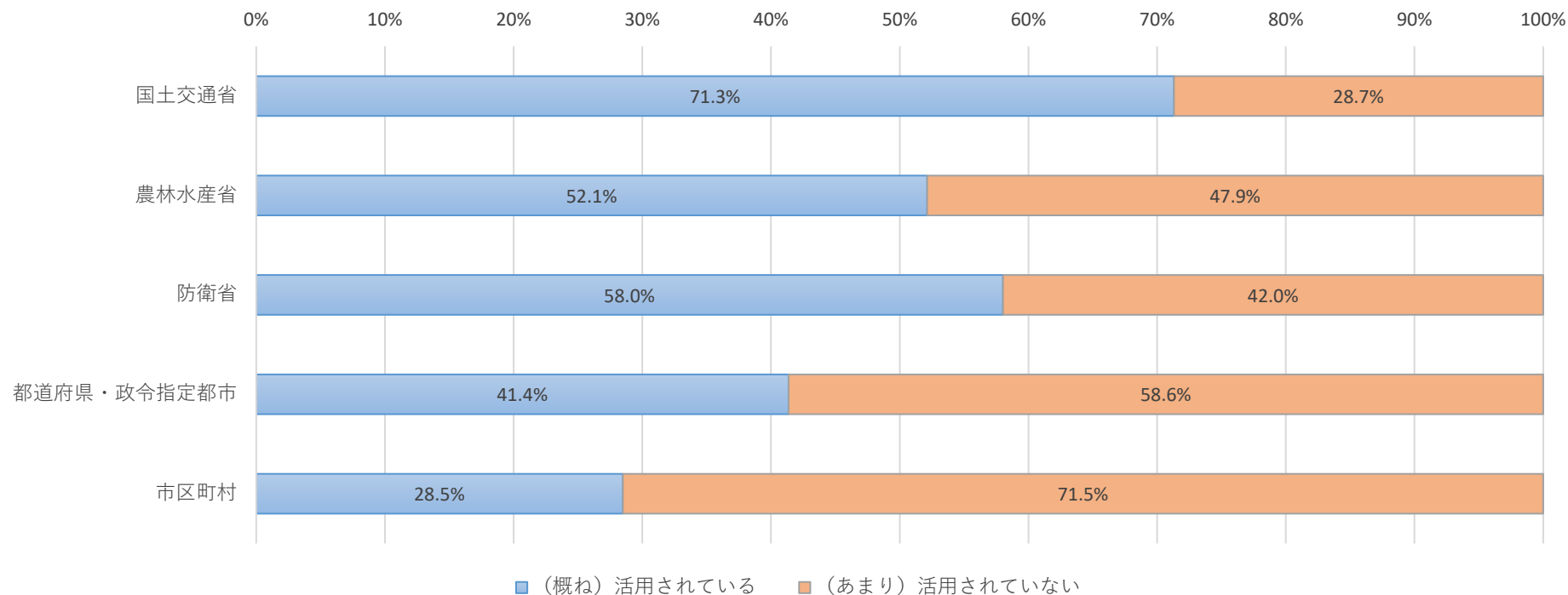
三者会議の活用状況



Q20 迅速な対応を行うため、ワンデーレスポンスは活用されていますか。発注者ごとにお答えください。

○ワンデーレスポンスの活用について、「(概ね)活用されている」が国土交通省では7割強(71.3%)であるが、都道府県・政令指定都市では4割強(41.4%)、市区町村では3割弱(28.5%)となっている。

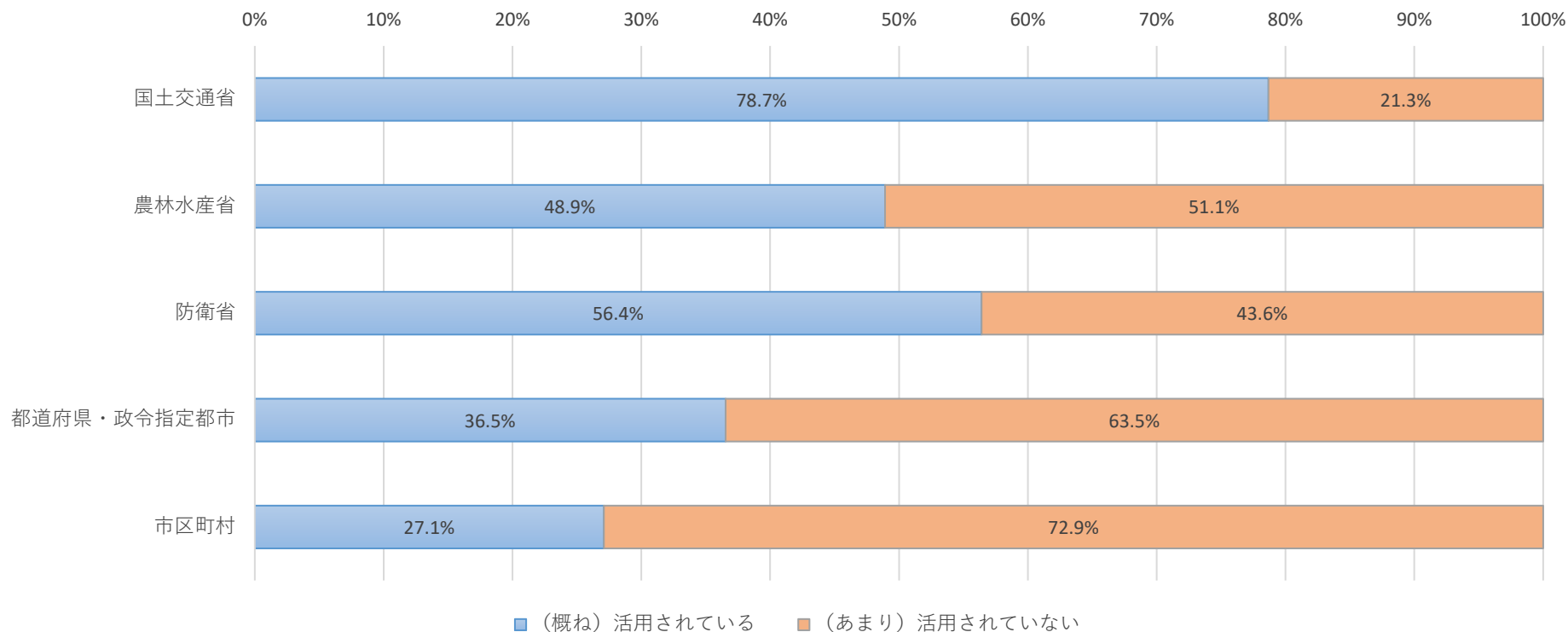
ワンデーレスポンスの活用状況



Q21 設計変更手続きの迅速化、透明性確保のために、受発注者が集まり協議する会議（設計変更審査会等）は行われていますか。発注者ごとにお答えください。

○設計変更審査会等の活用について、「(概ね)活用されている」が国土交通省では8割弱（78.7%）となっている。都道府県・政令指定都市では3割を超えている(36.5%) が、市区町村では3割弱（27.1%）となっている。

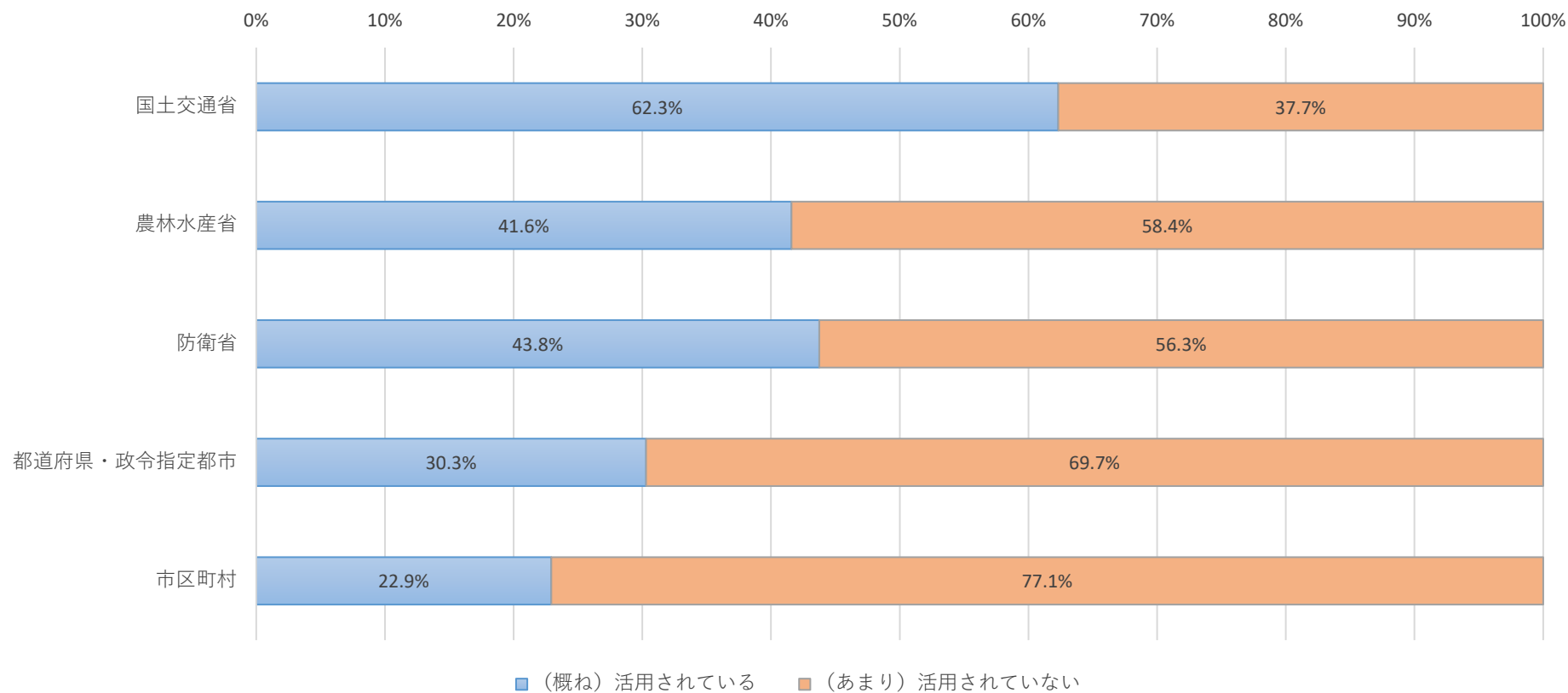
設計変更審査会等の活用状況



Q22 ウィークリースタンスは活用されていますか。発注者ごとにお答えください。

○ウィークリースタンスの活用について、「(概ね)活用されている」が国土交通省では6割強(62.3%)であるが、都道府県・政令指定都市では3割(30.3%)、市区町村では2割強(22.9%)となっている。

ウィークリースタンスの活用状況



Q23 発注者による情報共有や協議の迅速化の手段等について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

(回答の遅延)

- ワンデーレスポンスがなされていないため、不測の日数を要することが多すぎる。ワンデーレスポンスがほとんど活用されていない。
- 協議回答に時間を要しすぎる。その結果、工事施工が中断され、工期に支障をきたす。協議書の回答が全体的に遅い。
- 部署や担当者によって遅い場合は1ヶ月程度、協議に回答されないことも多々ある。そのため必要な協議の提出を諦めたり、取り下げて受注者負担での施工や受注者のみが責任を負う形で施工せざるを得ないことが多い。
- 県においてもワンデーレスポンスの徹底を呼び掛けてはいるが、発注者側の意思疎通を図るまでに時間を要しており、協議案件の内容により結論（指示等）の予定日（1日、2～3日、1週間、2週間後など）を共有できれば迅速化が図られると考える。
- 県や市町村の担当者に関して個人能力的に起因する業務処理の時間的差がかなりある。
- 監督職員が複数現場を担当していて、業務が重なると協議が遅延する傾向がある。

(書類作成の負担大)

- 情報共有や協議については、まだ浸透していない状況で、協議を行っても回答に時間がかかり、書類も紙ベースが多い。
- 協議を発議した場合、それに必要な図面等の作成を求められ、作成期間を必要とし協議が遅延する。
- 準備する書類が多いため作業に負担がかかっている。

(開催頻度低い)

- もっと頻繁に情報会議の開催を実施してほしい。県、市町村も三者会議の活用を迅速に推進してほしい。
- 国土交通省工事では設計変更審査会ではなく、品質確保調整会議が定期的で開催され、変更項目（金額の詳細まではしない）を議論する会議がある。都道府県や市町村は、受注者側が要望した場合の1回のみが多く、変更に関するやり取りが担当官ベースになる場合が多く、レスポンスが非常に悪くなる。

(その他)

- 発注者の担当による差が大きい。
- 市町村への浸透が不足していると感じる。引き続き国からの指導をお願いしたい。
- ワンデーレスポンスやウィークリースタンスは良い取り組みだと思うので、官民間問わず周知し一般化してほしい。

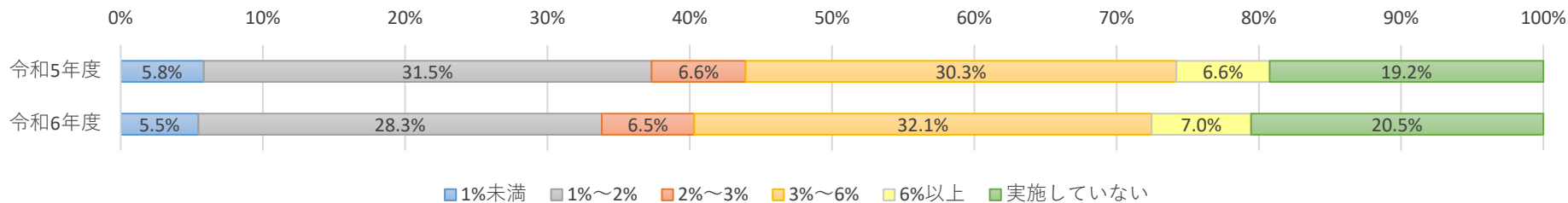
Q24 貴社は、令和5年度、令和6年度に賃上げを実施しましたか。実施した場合は、その水準をお答えください。

※「賃上げ」とは、「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」における賃上げ表明の対象となる特定部門や職種によらない全社的な賃上げの取組を指します。

○賃上げについては、8割程度が賃上げを実施しており、賃上げ率は、令和5年度は「1%～2%」が最も多かった（31.5%）が、令和6年度は「3%～6%」（32.1%）が最も多くなった。

なお、令和6年度において「実施していない」と回答した企業の中には、現在賃上げを検討中、賃上げ時期が未到来と回答した企業が含まれる。

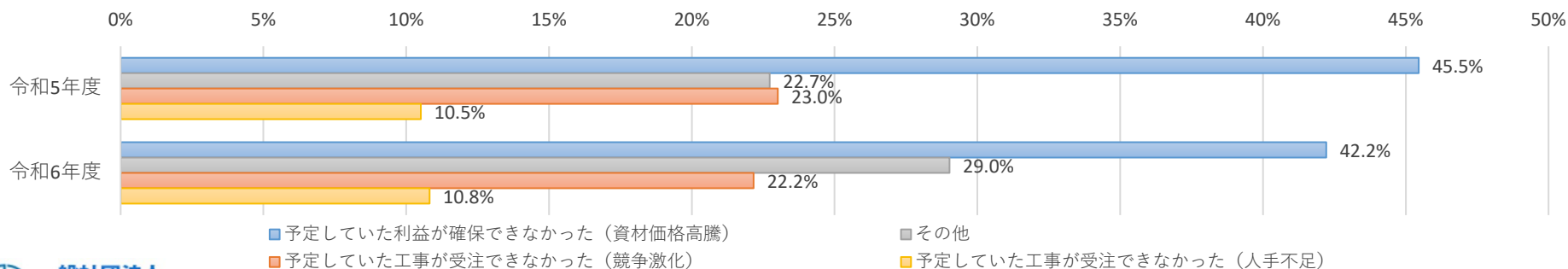
賃上げの状況



Q25 「実施していない」と回答された方に伺います。賃上げを実施しなかった主な理由は何ですか。

○賃上げを実施しなかった理由は、令和5年度、令和6年度ともに「予定していた利益が確保できなかった」が最も多くなっている。

賃上げを実施しなかった理由



Q26 賃上げを実施しなかった主な理由で「その他」を選択された方に伺います。具体的な理由についてご記入ください。

(受注量の確保)

- 工事数が激減し、全く先が見えないため、賃上げができない状況になっている。
- 当地域の工事案件の減少が著しく、受注高が減少し、経営的に賃上げが困難である。また、福利厚生費の負担が大きい。
- 工事の繁忙期と工事が少ない時期の波が大きく、繁忙期の工事の利益だけでは、1年を通して会社経費、人件費を捻出できない。
- 工事の発注量が少ないため、先の見通しが立たない。

(物価高騰、人件費高騰による利益圧迫)

- 物価高騰、人手不足により想定外の経費を要しており会社としては若手社員に対する待遇改善から実施しているが全社員の賃上げまで追いついていない状況である。
- 設計単価の人件費はあがっているが、製品単価が設計金額より大きく高騰しているため利益が出ない。
- 毎年の決算の利益確保が不安定である。給与を上げた場合、以降の利益確保に不安がある。現場条件により積算と実際の乖離が発生するので安定的な利益予想が望めない。
- 設備投資等や経費が以前より大きくなり企業負担が多いため。(コリンズ登録、CCUS等、他更新登録等がかなり多い。)
- 設計労務単価は上がっているが、現在の施工条件等を反映した歩掛、代価に改正されないと賃上げ対応は難しい。

(週休2日等賃上げ以外での実質賃上げを実施)

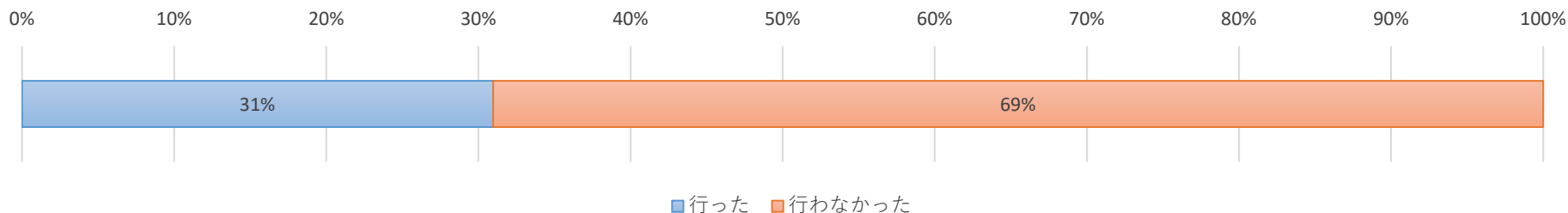
- 令和6年度から週休2日とし労働日数が減少したが、月給を据え置きし、時間単価が増額とした。
- 給料は上げなかったが完全週休二日制にした。
- 令和6年度は1日当たり8時間労働を7.5時間に短縮したため時給は上がるが日当に変化はない。
- 物価高騰に対して月々手当を行っているため。
- 令和6年度は必要に応じボーナス支給を予定している。
- 令和5年度に大幅な賃上げをしたため。

※賃上げを実施しなかった理由として、現在賃上げを検討中、賃上げ時期が未到来と回答した企業は、105件中25件あった。

Q27 「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」について、令和5年度に国土交通省に対し加点措置の申請を行いましたか。

○「行わなかった」が7割弱（69%）となっている。

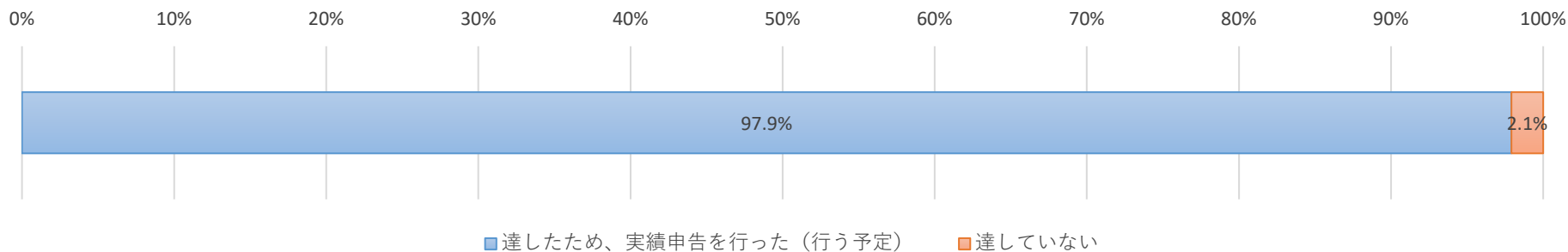
賃上げ加点申請の実績



Q28 「行った」と回答をされた方に伺います。「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」について、申請した賃上げ基準に達しましたか。

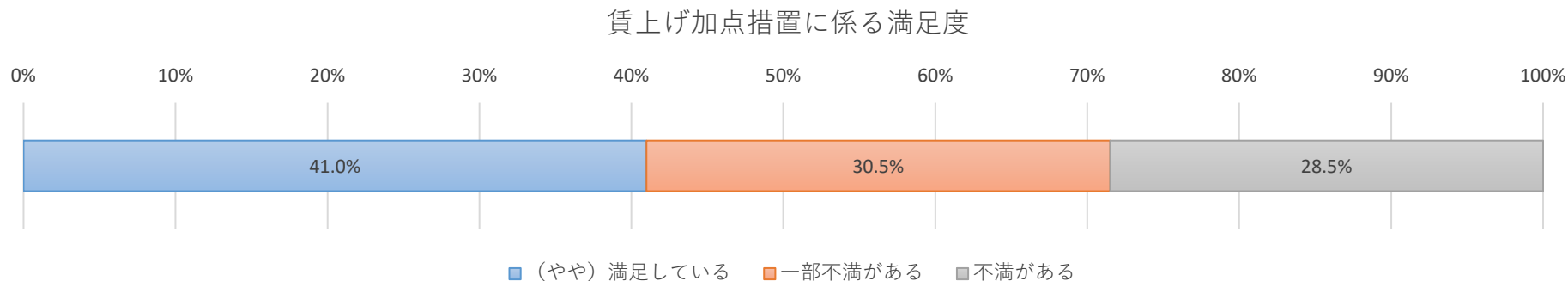
○ほぼ全ての企業が、「達したため、実績申告を行った（行う予定）」（97.9%）と回答した。

賃上げ加点措置の基準達成度合い



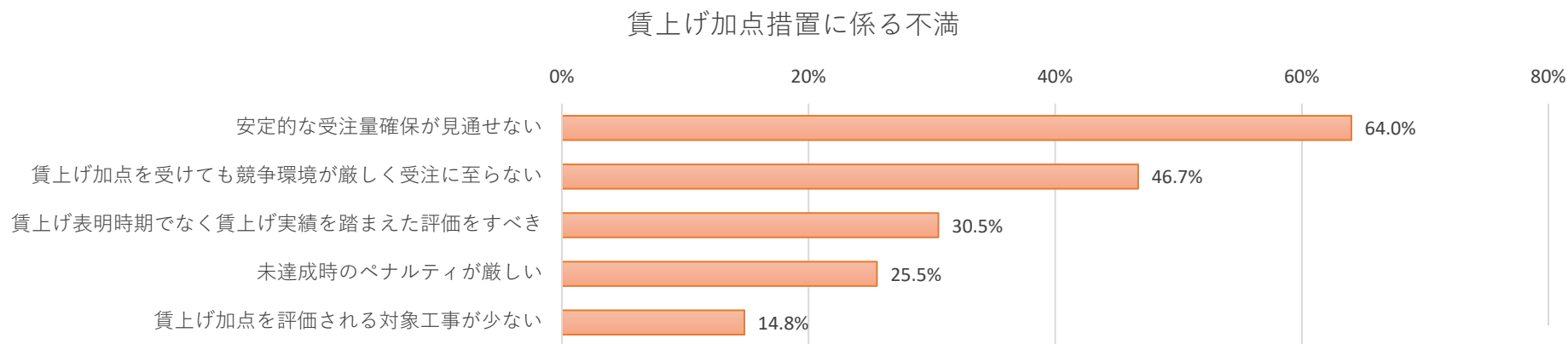
Q29 「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」についてどのように感じていますか。

○「(やや)満足している」の回答割合は4割強(41.0%)である一方、「一部不満がある」「不満がある」とした回答割合合計は6割弱(59.0%)となった。



Q30 「一部不満がある」、「不満がある」と回答された方に伺います。不満があったとした理由をお答えください(複数回答可)。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○「安定的な受注量確保が見通せない」が6割台半ば(64.0%)、「賃上げ加点をしても受注環境が厳しく受注に至らない」が4割台半ば(46.7%)となっている。



Q31 「一部不満がある」、「不満がある」と回答された方に伺います。不満があった理由をお答えください（複数回答可）。
※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

「その他」として記載された主な内容

（加点措置期間への不安）

- 「賃上げ実施企業への加点措置」の制度が、いつまで続くのか不透明である。
- 賃上げの期間に終わりが見えないので、継続して行っている企業への新たな基準がほしい。
- 何時まで行かうか、期間を定めて頂きたい。際限のない賃上げは負担である。

（業績への不安）

- 受注を継続するには賃上げを永続的に続ける必要がある。業績は一定ではないのでその点が不安。
- 毎年上げ続けると、体力がない会社がつぶれてしまう懸念がある。

（複数年での実施希望）

- 1年ごとの判断ではなく過去何年間かでも評価すべき。
- 永年的に賃上げし続けるのが課題。評価を2年毎とかにしないと高い賃上げ率を達成できない。

（受注機会につながらない）

- 賃上げを実施しても発注量が少なく受注機会が得られない。
- ほぼ全ての会社が実施しているので差が出ない。
- 以前から賃上げしていることが評価の対象とならないため。

（制度実施時期の不公平感）

- この制度が出来る以前から適正な賃上げを行っている。
- 昔から賃上げしている会社と、急に賃上げした会社と不公平がある。

（厳しい申請基準）

- 労務単価は上がっているが、業種によって上がり幅が少ない工種があり賃上げが難しくなっている。
- 総賃金ベースからの賃上判定のため、退職が複数出た場合に影響が大きい。
- 賃金が高とも低い企業もあるため、このタイミングで賃上げしたから有利になるというのをおかしいと感じる。

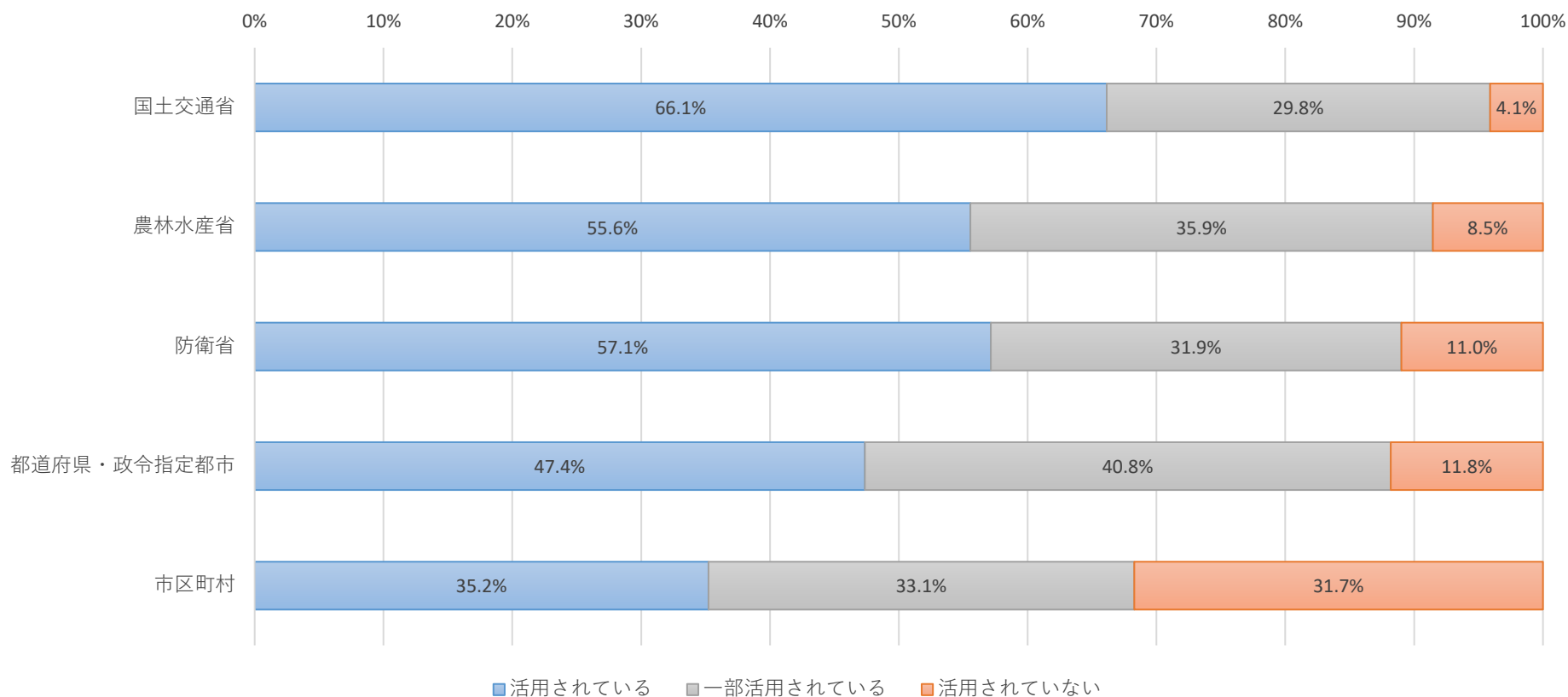
（その他）

- 賃上げを調査するなら工事毎に適正な設計がされ受注業者にしっかり利益が出ているかどうかについても調査し、発注者の責により現場利益が出ない場合には補填して欲しい。
- 賃上げは必要だが、総合評価の加点措置とは違うと感じる。
- 受注工事完成後に資料提出となり、審査の時期が長く、未達成のペナルティの時期が次年度発注工事に反映することがなく、入札時に賃上げ評価をするのはいかがなものか。

Q32 工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約・総合評価方式は選択・活用されていますか。
発注者ごとにお答えください。

○「活用されている」、「（一部）活用されている」の回答割合合計が国の機関では、9割前後、都道府県・政令指定都市では9割弱（88.2%）となっている。一方、市区町村では7割弱（68.3%）となっている。

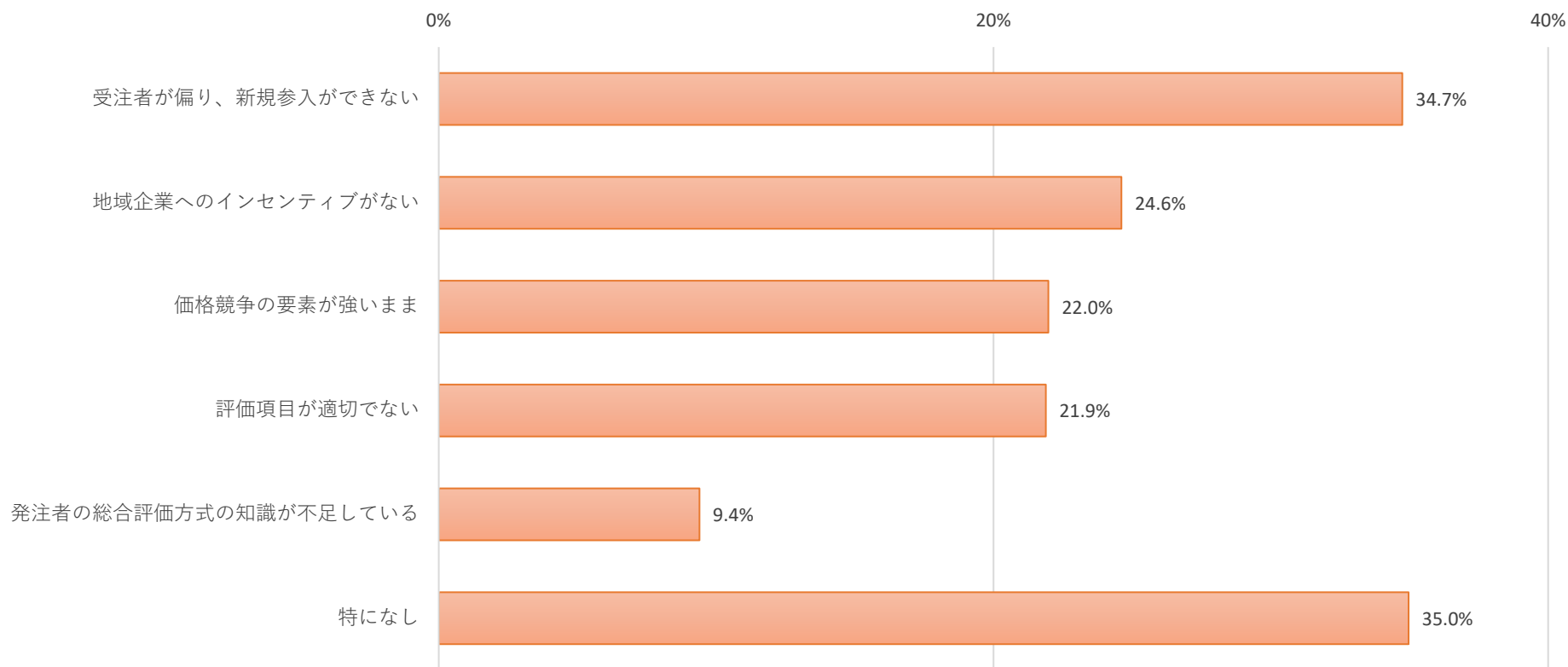
適切な入札契約・総合評価方式の運用状況



Q33 工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約・総合評価方式について、問題と感じていることをお答えください（複数回答可）。

○問題と感じる点は、「特になし」（35.0%）、「受注者が偏り、新規参入ができない」（34.7%）、「地域企業へのインセンティブが少ない」（24.6%）、「価格競争の要素が強いまま」（22.0%）、「評価項目が適切でない」（21.9%）の順になっている。

適切な入札契約・総合評価方式の問題点



Q34 工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約・総合評価方式について、問題と感じていることをお答えください（複数回答可）。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

「その他」として記載された主な内容

（地域企業へのインセンティブ強化）

- 工事施工箇所の地域が少しでも有利になる総合評価方式を考えてほしい。
- 工事实績の多い、大きな企業に加算点が付きやすく、地域を守る地元企業の加算点が過小評価されている。
- 国発注工事の地元企業へのインセンティブを大きくしてほしい。
- 若手技術者や女性技術者を配置するとインセンティブがあるが、高齢化社会の現在、健康な65才以上の技術者の配置も評価対象としてほしい。
- 災害時の緊急対応や、日々の道路及び河川の点検と維持を行っている地域・地元の業者が優先的に参加できる入札申請要領や指名にしてほしい。
- 日頃から地域の安心安全を守るため、地元業者が道路や河川の維持に努めていることから、総合評価方式の際に評価してもらいたい。
- 地域のインフラを守るためにも、地域の受注業者のことを考慮して、発注工事のバランスを検討してほしい。
- 災害協定、災害対応といった、地元建設業者が行う対応を評価いただいている。地域の担い手として今後の事業継続していく為にも、引き続き加算評価をお願いしたい。
- 競争により受注できないため、手持ち工事よる減点幅を拡大する必要があると思う。他方、ICTやBIM/CIMを含めたDX化の推進や働き方改革推進ほか後継者・入職者不足により、単独企業では対応が困難な企業をソフトランディングさせるため、合併や経常JV等の協業化を促し総合評価においてインセンティブを与え、入札参加意欲を向上させ、防災協定ほか災害時に対応できる企業を存続させる必要がある。
- 総合評価制度の地域の設定が広すぎて意味がない設定となっている。地域事業者の評価が少なく新規参入の場合など落札できない。

（差が出る評価項目の設定）

- 評価点の差が出ずらく、参加業者において点数が並ぶことが多いと思われる。ある程度点数差が出る、評価項目を設定してほしい。
- 加点項目が発注機関ごとに独自の項目（〇〇県健康優良企業、〇〇市地域貢献企業）が多数あり、受注者の負担が増えている。

（受注者の偏り）

- 総合評価方式は点数を持っている業者が強いため、ほぼ特定した業者が落札する。また、条件が悪ければ応札せず、受注量が一杯になると応札しない。発注者は単純な工法でも金額が大きくなると総合評価方式で入札するので、どうしても偏る。
- 人手不足の中、配置予定技術者への施工実績を要求されると受注および施工実績の確保が非常に困難である。
- 技術者の実績がないと参加できない場合があり、高齢化による技術者や担い手不足による若手の技術者不足により、実績の確保が問題となってくる。現在は技術者個人の配点がかなり高くなっているため退職や移籍により実績者不在となるため将来的には会社実績での参加としてほしい。
- 総合評価落札方式で企業や配置予定技術者を評価することは受注者の偏りが生じ寡占状態となっており、適正な競争環境ではない。

（評価方法について）

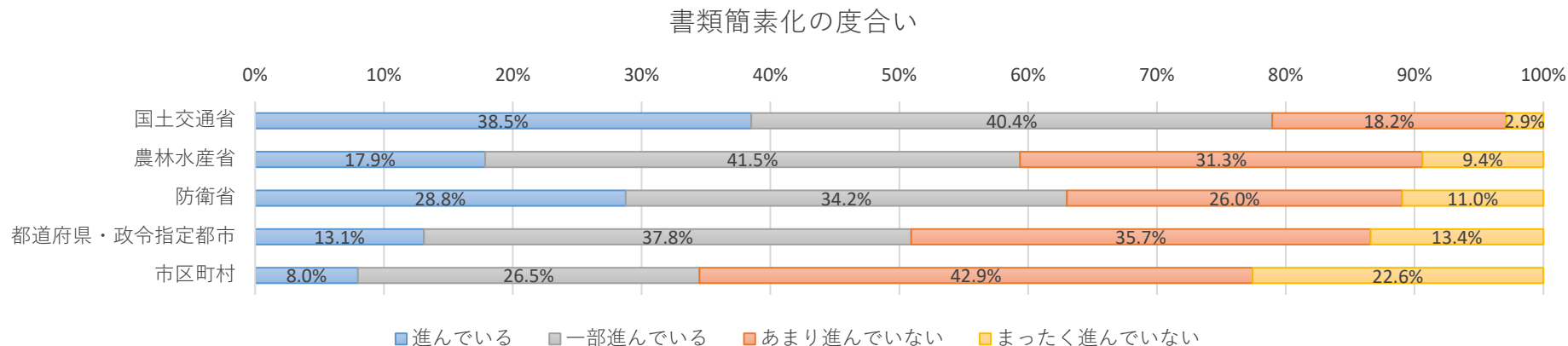
- 総合評価方式の施工計画重視型の「施工監理能力の確認（書面）」において、既出の設問が多用され、満点が続出することにより形骸化しており、基礎点と金額のみの勝負になってしまっている。基礎点においては、表彰の有無が配点の大きな割合を占めている一方で、工事成績や表彰が現場の技術力ベースではなく、成果を誇張する書類や陳述に基づいて行われているのではないかと懸念がある。

（総合評価対象工事の減少）

- 総合評価案件が激減している。

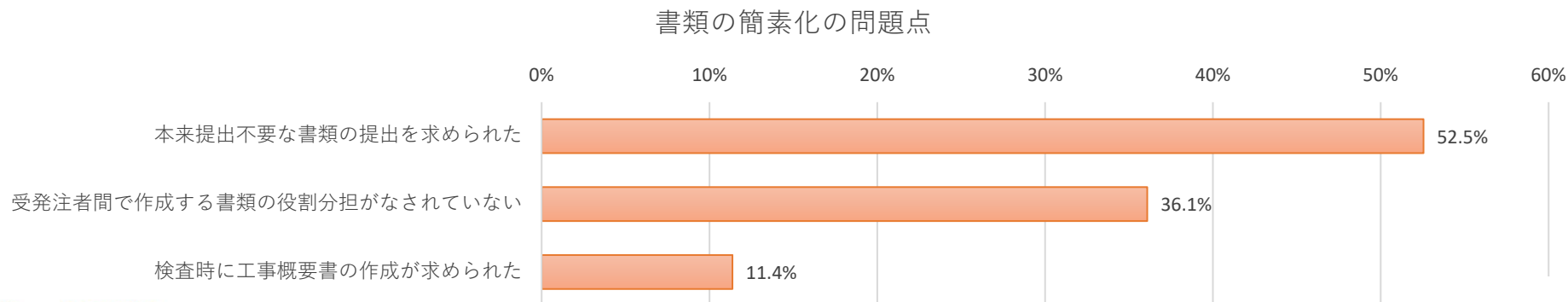
Q35 直近1年間（令和5年7月1日～令和6年6月30日）で、工事関係書類の簡素化は進みましたか。発注者ごとにお答えください。

○「進んでいる」「一部進んでいる」の回答割合合計は、国土交通省（78.9%）、農林水産省（59.4%）、防衛省（63.0%）、都道府県・政令指定都市（50.9%）、市区町村（34.5%）となっている。



Q36 工事書類の簡素化について、問題と感じていることをお答えください。

○「本来提出不要な書類の提出を求められた」（52.5%）、「受発注者間で作成する書類の役割分担がなされていない」（36.1%）、「検査時に工事概要書の作成が求められた」（11.4%）の順になっている。



Q37 工事書類の簡素化について、問題と感じていることをお答えください。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

「その他」として記載された主な内容

（作成する書類が多量）

- 作成を求められている書類が多すぎる。
- 減る書類より増える書類の方が多く、簡素化が感じられない。

（依然として紙による提出）

- 竣工時に提示書類を印刷している。
- 紙での提出が求められる。とりあえず準備する書類や工事写真が多い。

（提出しない書類の作成量が多い）

- 簡素化といっても提出しないだけで、何時でも提示できるよう書類や資料の作成を行う必要がある。
- 提出する書類は少なくなったが、バックデータ等の提示書類の作成は必要なので、作成する書類の量は変わらない。

（紙とデータの二重作成）

- 提出書類は電子化がほとんどだが、提示書類は変わらず紙提示の為、書類作成量は変わっていない。
- 電子決済の書類についても結局紙ベースでのやりとりとなるものが多く、二重に書類作成の手間がかかっている。

（成績への影響）

- 工事成績を意識すると書類作成が減らない。

（発注担当者によるばらつき）

- 検査官によって書類指摘にばらつきが有る。少額工事で書類が多いのは負担である。
- 検査官によって必要な書類が違う。
- 受注者が作成すべき書類のひな形を（発注者が）紙でしか管理しておらず、受注者による一からの作成を余儀なくされた。

Q38 工事書類の簡素化について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

(紙とデータの二重作成)

- ICTによる出来形管理と通常の出来形管理の2種類の管理を要求された。
- まだ紙提出の書類も多く、出来るだけ電子化してほしい。
- 工事完成書類の電子納品が始まってからも、紙の完成書類も並行して提出することに疑問を感じる。電子納品に一本化すべきである。
- 書面と電子両方の提出を求められる。
- 市町村では電子化が全く進んでいない。電子での提出で良いのに紙の書類を求められる。
- 着工届を電子申請（web入力方式など）にするなど簡素化を進めていただきたい。また、着工届の一部は労災保険成立を要するが、成立するまで時間がかかり着工届の提出が遅くなるため、別途提出する取り決めに変更してほしい。

(新たな種類の書類作成が要求される)

- 既存の書類の簡素化は見受けられるが、新たな制度に対する書類の作成が増えてきて結局、作成する書類の全体量としては変わらない。
- 従来の書類の簡素化は進んでいると思う分野もあるが、解体工事及び改修工事におけるアスベスト含有の調査書類、又、産業廃棄物に関する調査書類が新たに増えた。
- 書類の種類は減ったが、書類の内容が細かくなった。

(必要ない書類、作成不要書類の作成を求められる)

- 変更に伴う図面の作成や数量計算は、発注者責任であるという認識が薄く、ほぼ受注者が行っている。協力作成することに異論があるのではなく、それに伴う必要経費を設計変更で積算計上するべきである。
- 共通仕様書、特記などに記載のない工種の段階確認を求められた。
- 発注者が作成すべき変更書類の作成を求められた。
- 県、市については書類の簡素化に向けた意識が低すぎ、簡素化が叫ばれてから実情としてまったく簡素化が進んでいない。働き方改革により労働時間が制限される中、担当者の負担は軽減されるどころか増えているのが現状で、国主導で簡素化の推進を図ってほしい。

(工事成績への影響)

- 県や市の工事でも工事成績点を取るために工事書類が多くなり、他の業者はこういう書類を作っているとか言って、追加の書類提出を求められる。
- 工事成績を上げるため、必要以上に業者が提出する傾向にある。
- 工事書類・安全書類が各発注機関で違いがあることから書類を統一化してほしい。

(検査時に必要、様式不統一)

- 検定時に求められるため、提出不要な書類や写真を作成しなければならない。
- 監査制度から変えていかないと全体は変わらない。検定等でも『監査に必要』『これでは監査が通らない』などの発言が多く発注者担当者も苦慮している。
- 検査担当者によって見方が違う。求める資料の量に違いがあるため、受注者の現場担当者が戸惑うケースがある。
- 統一化がされておらず、担当者によっては不要なはずの書類を求めてきたり、念のため作っておいてほしいなど不要な作業を求められる。弊社職員もそれをありきで書類作成するため、もし聞かれてもいいようにと行って書類を作成してしまう。
- 仕様書での撮影頻度での提出に対しても、提出数量の少なさを指摘されることがある。

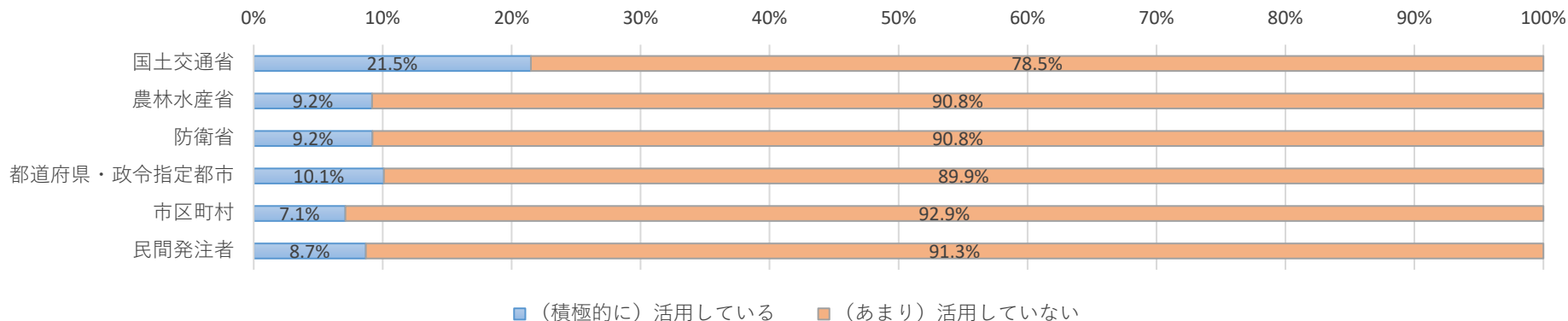
(その他)

- 県発注工事では担当者にもよるが簡素化が進んできている印象を受ける。

Q39 令和2年10月より、監理技術者の職務を補佐する者を置くことで、監理技術者が複数の工事を兼任できるようになっています（特例監理技術者制度）。貴社では、特例監理技術者制度を活用していますか。発注者ごとにお答えください。

○「（積極的に）活用している」発注者の回答割合は、国土交通省が2割強（21.5%）と多くなっている。

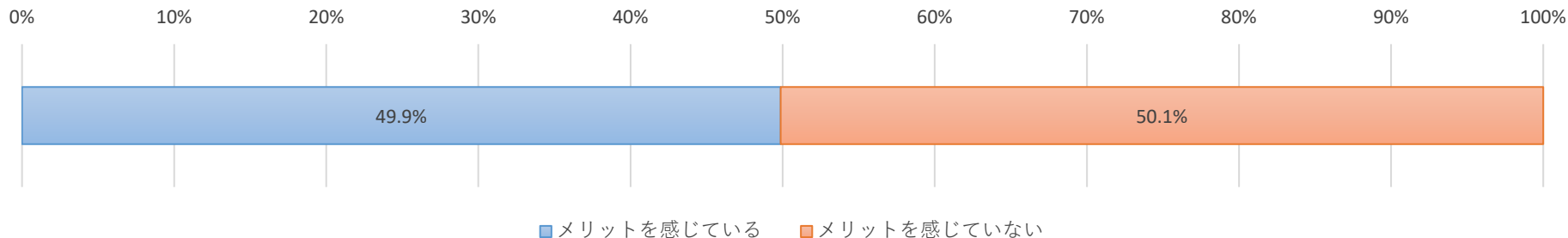
特例監理技術者制度の活用状況



Q40 特例監理技術者制度について、どのように感じていますか。

○特例監理技術者制度について、メリットを「感じている」「感じていない」は、ほぼ半々の割合となっている。

特例監理技術者制度について



Q41 特例監理技術者制度について「(あまり)活用していない」、「メリットを感じていない」と回答された方に伺います。
特例監理技術者制度について、活用していない、メリットを感じていない理由についてご記入ください。

(技術者の負担増大)

- メインの監理技術者の仕事量が増えるだけと思われる。監理技術者の負担が大き過ぎる。
- 一部の職員の作業量が増えてしまい現場管理が疎かになってしまう。
- 監理技術者の負担増や、複数現場を管理することによる品質の低下を懸念する。
- 兼務する技術者の業務量の増大が懸念され、精神的な負担が大となることが懸念される
- 補佐者に相応の能力が要求される。そうでなければ監理技術者のオーバーワークが考えられる。補佐者に相応の能力が必要であり、2級施工管理者以上の資格があれば別工事を受注できる。

(技術者等人手不足)

- 人員が不足している。
- 建設業における人手不足が現状の中、2工事に最低3名の人員を配置することは難しい。
- 実質3名の技術者配置が必要となるため、結果、人員不足となってしまう。
(資格者が不足しているなど人員不足に関する回答：178件)。

(十分な技術者を確保)

- 監理技術者が余っている。地場の建設業では、そこまで技術者の不足感がない。
- 技術者の人数が今は足りている。

(厳しい利用条件)

- 活用の条件(発注時期、場所、工種、金額など)が適用するための現実と乖離し厳しすぎるため、適用が難しい。

(企業経費の増加)

- 管理する会社の負担が大きいと考える。結局は現場管理費の増大に繋がる。

(工物品質の低下を懸念)

- 監理技術者を配置するような工事は、監理技術者資格を持つ人が専任で取り組まないと良い施工ができないと感じるため。特例監理技術者を使う場合は、前工事がほぼ終わっているがギリギリ終わらない場合に技士補を立てて、兼務にして実質監理技術者が担当するようなパターンぐらいしかないと感じる。
- 適切な工事管理が疎かになる。特に補佐側の技術者や現場代理人が若年者(経験が少ない者)である場合に適切に対応できない事も考えられるため弊社では利用していない。

(発注者による活用拒否)

- 適用可能な条件であったとしても発注者に提案したら却下されることが多い。

Q42 監理技術者制度の更なる合理化策について、ご意見や要望等がございましたら、自由にご記入ください。

(活用要件の緩和)

- 近接する工事において業種が違っていても監理技術者が兼任できるようにしてほしい。建築工事と外構工事が分離発注した場合などに兼任できるなどが望まれる。
- 監理技術者の専任緩和等、働き方改革を踏まえた改正をしていただいております、業界における技術者不足に対し、配慮いただけていると感じる。ICT、ウェアラブルカメラ等、技術が飛躍的に進歩しており、それらを踏まえた改正を引き続き検討願いたい。
- 高齢化が進む中、高い技術資格を持っているものが少なくなったので今後も特例と言わず、技術者が可能な限り 兼任できるようなシステムを望む。
- 請負代金額が4000万円以上であっても主任技術者の兼任を認めてほしい。
- 2工事と限定されているが、もう少し幅があればなお良いと考える。

(技術者の能力と合わせた緩和)

- 有資格者で差別化を図り、優秀と認められるものには複数兼務を認める制度があればよいと思う。
- デジタル化の時代にあわせ一定金額以下で、現場間の距離や関連によっては監理技術者の兼務を認めてほしい。
- 監理技術者と現場代理人が別々の場合、請負金額等一定の条件をクリアすれば、監理技術者は複数の現場を兼任できるようにし、各現場で問題が生じた場合、該当者若しくは会社を数年間兼任不可とする制度としてはどうか。
- 経營業務管理責任者及び、専任技術者が兼務できるようになればいいと思う。
- 令和6年7月に受注した国交省発注工事から特記仕様書において対象となる記載があるが、書類の作成が必要になるため、書類の簡素化への方針転換を要望する。

(資格制度自体の緩和)

- 人手不足のため、監理技術者制度そのものを大きく見直すべき。現在は1級資格者のみが受講して取得する資格となっているが、2級資格者にも受講させて取得できるようにしていくべき。
- 今年から施行された、土木施工管理技士の受験資格要件の緩和(学歴不問、年齢制限)はとても有効的だと考え、とてもありがたく思っている。土木施工管理技士の国家試験の回数を2回/年以上に増やしてほしい。

(緩和不要)

- 人材不足を理由に、あまりにも技術者要件を緩和されるときちゃんと技術者を確保して施工管理している業者に不利になる。これ以上の緩和は不要と考える。

(柔軟な技術者の変更)

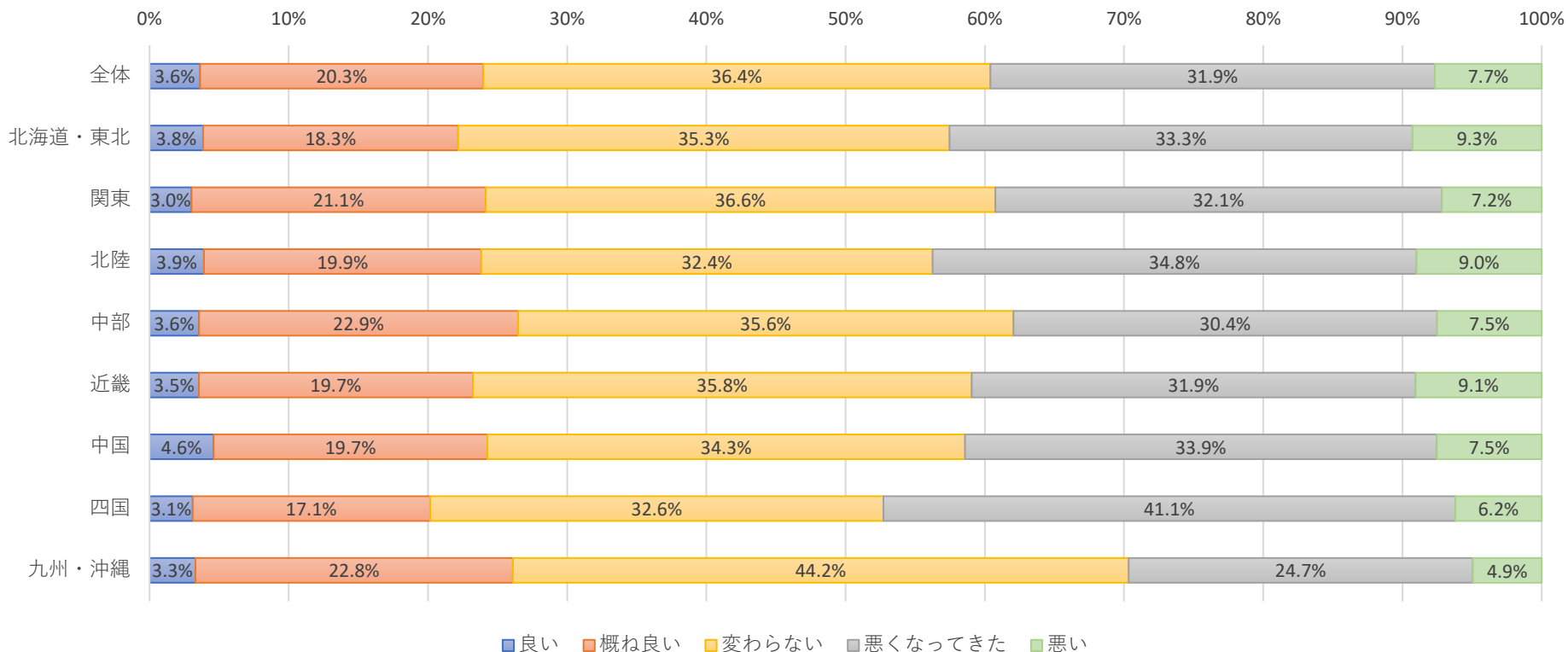
- 技術者の変更を柔軟に対応できるようにしてほしい。工事が早く完成した場合など、発注者が認めれば検査前でも専任を解除できるような制度を作してほしい。
- 担当の変更や配置変更は信頼問題にも起因するとは思いますが、人員が少なくなっている現状では検討してほしい。

2. 会員企業の現況

Q43 直近1年間（令和5年7月1日～令和6年6月30日）とその前の1年間と比べて、受注の状況はいかがですか。

○受注の状況について、全体では「悪い」「悪くなってきた」の回答割合合計が4割弱（39.6%）となっている。
ブロック別では、「四国」で「悪い」「悪くなってきた」の回答割合合計が4割台後半（47.3%）と高くなっている。

受注の状況

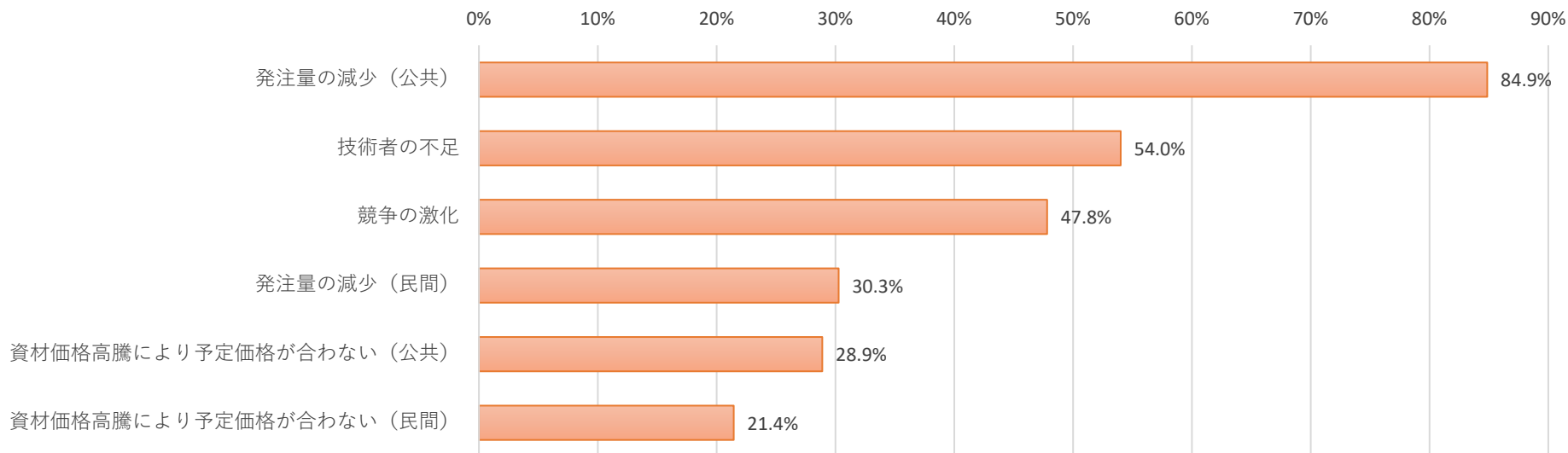


Q44 受注の状況が悪化傾向にある主な要因についてお答えください（複数回答可）。

※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○受注の状況が悪化傾向にある主な要因は、「発注量の減少（公共）」が8割を超え（84.9%）、最も多くなっている。次いで、「技術者の不足」（54.0%）、「競争の激化」（47.8%）の順となっている。

受注悪化の主な要因



「その他」として記載された主な内容

（受注量の減少）

○受注件数が減った。

（受注者の偏り）

○発注の内容が偏っているため、受注事業者も偏りが激しい。

○総合評価方式により、一部の企業が独占受注している。

（その他）

○現場代理人の兼務が認められたため、数人の会社でも多くの入札案件に参加できるようになり、過当競争を生んで受注機会が減った。

○受注しても用地の条件等で何カ月も着工できない現場が多すぎる。

Q45 受注の状況について問題に感じていること等がございましたら、自由にご記入ください。

(地域企業へのインセンティブ強化)

- それぞれの地域で努力して経営を改善し、会社を大きくしてきた企業が報われる発注を行ってほしい。
- 令和5年度より本社のある地域工事の総合評価から地域点のインセンティブがなくなり受注が激減した。

(工事量の減少)

- 仮に予算が増えたとしても人件費や資機材の高騰により実際の発注量は大きく目減りしている。
- 地元での公共工事発注量の減少が最大の原因と思われるが、無理をして遠方の下請けをせざるを得ない状況で経営悪化に拍車をかけている。
- 安定的な受注が見込めない状況では展望が描けない。長期的に安定した(極端な増減の無い)事業量を確保して欲しい。事業量が少ない。
- 公共工事では、発注がない期間が数か月あるため工事が受注できず、民間工事などがなければ仕事が全くない時がある。
- 発注総金額は前年並みか若干下がる程度だが、単価が上がっているので工事数自体は明らかに少なくなっている。

(資材価格等の高騰)

- 円安、原料高、燃料高で、工事費が見積段階で、大変上がっており、施主・お客様の予算に合わなくなっている。
- 単価や経費が上がり、同じ工事費でも仕事量が減ってしまう。
- 資材価格や人件費の高騰に発注予算が合わない。設計計画時点から見積までに時間が経っていることが多く、実勢価格と開きが大きい。また、施工専門業者の人手不足(時間外労働規制の厳格化や新規入職者の不足、高齢による退職)により施工そのものに問題が多くなってきていて、辞退するケースも増えている。

(施行時期の平準化)

- 工事の発注の平準化がうまくできていないと感じる。工事の発注が1件ずつ発注されると持ち点の少ない業者は受注の可能性が一段と低くなる。
- 年度末に工期の終わりが集中するので発注時期をずらして、年中通して工事が受注できるようにしてほしい。
- 発注時期の平準化と言われているが、年度末に工事が集中する状況はあまり変わっていない。

(最低制限価格、調査基準価格の引上げ)

- 競争が激化し、最低制限価格に近い額での応札が多くなっている。発注量が減少していく中で地元企業が適正な利潤を確保するためには、最低制限価格を上げる(予定価格の95%程度)必要があると感じている。
- 最低制限価格でなければ受注できず、さらには抽選という運任せの状況である。予定価格より下げたの入札で勝負しているため当然利益も出ず、協力会社にもしわ寄せがいく。最低価格の引き上げをおこなってほしい。
- 調査基準価格で応札しないと落札できない。調査基準価格を上げないと作業員の給与アップにはつながらない。

(担い手の不足)

- ベテラン技術者が減っている中で受注を増やすことが難しい。また、当初設計と現場の乖離による協議案件が多いので1工事につき複数人の職員の配置が必要となりただでさえ人手不足なうえ必要人数が多くなっているため受注件数に影響が出る。
- 技術者の高齢化が進み年々不足してきている。公共工事では技術者の同種工事の経験が求められるため、取り組めない案件が年々増加している。
- 仕事はあるが、技術者の不足で受注機会を逃していることが多い。
- 地域のために災害復旧を行いたい、が、人手不足で受注できない。
- 発注時期が重なるため、担い手不足と労働者の高齢化により受注ができない場合がある。

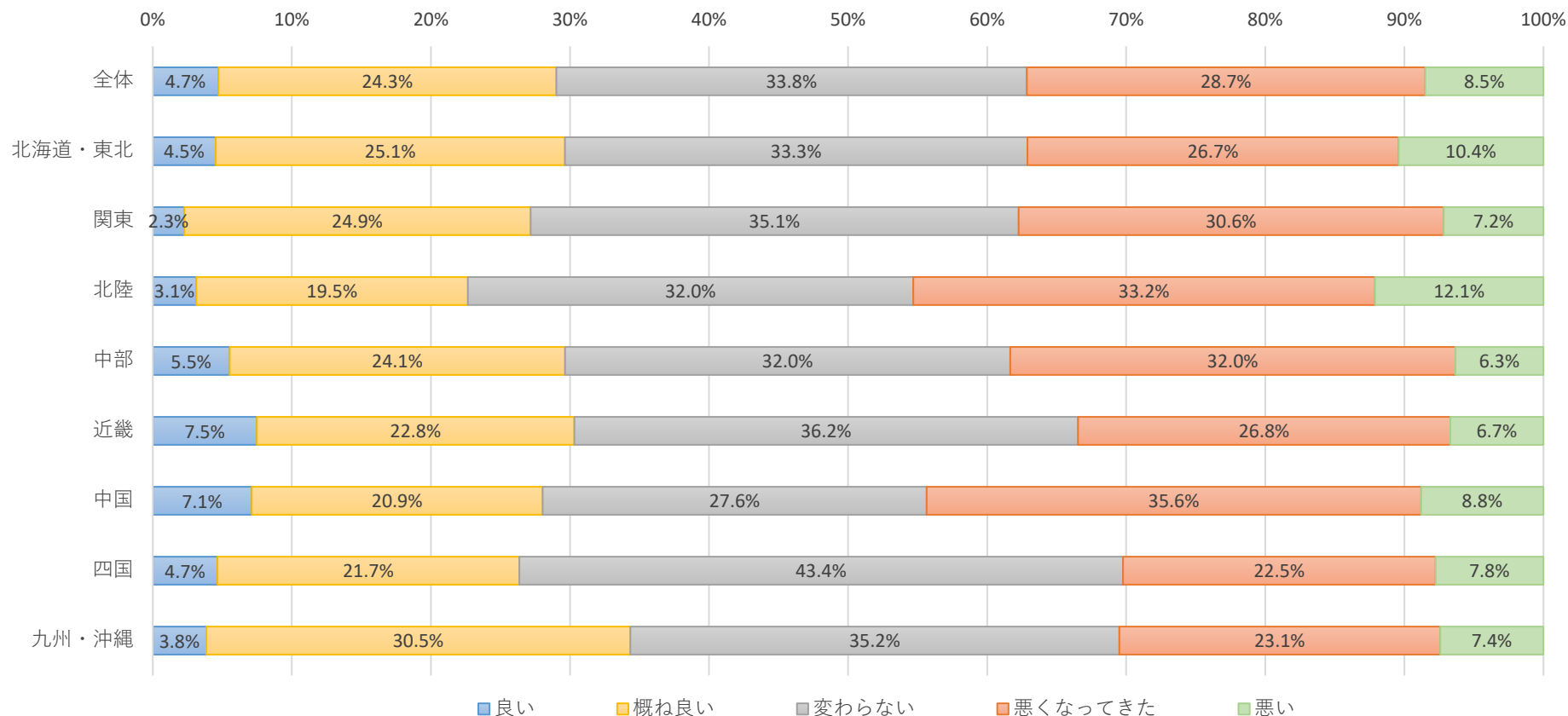
(受注者の偏り等)

- 総合評価の企業評価点において、手持工事による減点幅の拡大を図らないと、受注業者の偏りが拡大する。表彰や工事点数によるプライオリティーがあるのは当然であるが、新規参入業者が減り災害時の防災体制が維持できなくなる。
- 受注者の偏りを感じる。一括型やチャレンジ型の工事を増やしてほしい。
- 週休2日制度の導入等により工期が以前よりも長くなり年間の受注機会に若干の影響がある。

Q46 直近決算（令和5年度決算）とその前の決算を比べて、利益の状況はどのようになっていますか。

○利益の状況については、全体では「悪い」「悪くなってきた」の回答割合合計が4割弱（37.2%）となっている。
ブロック別では、「北陸」「中国」で「悪い」「悪くなってきた」の回答割合合計が4割台半ば（45.3%、44.4%）と高くなっている。

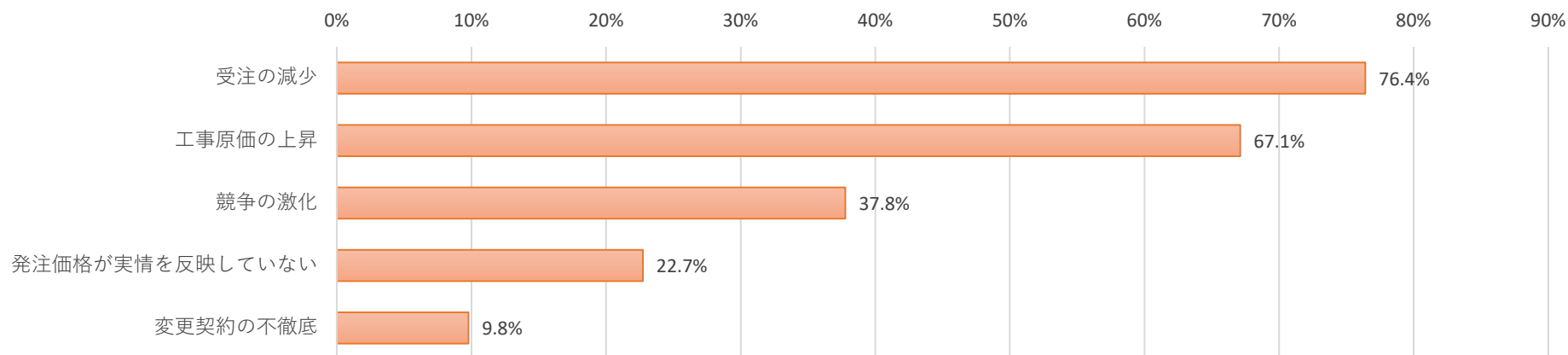
利益の状況



Q47 「悪くなってきた」、「悪い」と回答された方に伺います。利益の状況が悪化傾向にある主な要因についてお答えください（複数回答可）。 ※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○利益の状況が悪化傾向にある主な要因は、「受注の減少」が7割を超え（76.4%）、最も多くなっている。次いで、「工事原価の上昇」（67.1%）、「競争の激化」（37.8%）の順となっている。

利益悪化の主な要因



「その他」として記載された主な内容

- 完成工事高が減った。
- 技能者減少に伴い施工能力が低下している。
- 資材価格等の上昇により利益率が下がってきた。
- 下請け額が上昇し利益が出ない。
- 一般管理費が上昇している。
- 賃上げにより経費が増大している。
- 週休2日の実施により固定費は変わらないが売上げ・利益が減少している。
- ICT機器の設備投資に費用がかかる。
- 災害復旧工事は手間が掛かりすぎて、今の歩掛では利益が残らない。
- 変更契約・検査・工事金回収までが長期間化している。

Q48 利益の状況について問題に感じていること等がございましたら、自由にご記入ください。

(工事量の確保)

○業況が良くなり利益が上がると賃上げできるが、今は、初めに賃上げから始まっており、これから業況を上向かせて利益をアップさせていかなければならないので、それだけの工事量があるのか疑問に思う。

(現場管理費、一般管理費の増加)

- 公共工事設計労務単価が上昇しているが、一般管理費等率等が上昇しないことには事業を維持していただくだけの適正な利益の確保が難しくなる。
 - 週休二日制等の雇用環境改善は必要であり行っていくが、そこから派生する全ての経費が増大し利益を減らす状況となっている。
 - 労務単価を上げて当然社員に還元するので経費率など(特に内部留保)を上げてもらえないと会社に利益として残らない。
- 特に働き方改革など今まで以上に企業努力が求められるようになってきているので、今まで以上に経費が掛かる状況になっている。
- 働き方改革により工事期間が延びて経費が掛かりすぎて利益を圧縮している。
 - より良い現場を運営しようと考えれば、現場技術者は複数配置(現場代理人・監理技術者が別人)となるがこの場合、現場管理費は増大する。
 - また若手技術者などに経験を積ませることも同様であり、若手技術者の配置を総合評価の加点項目とするのであれば、その費用も計上することが望ましいし、若手雇用の機運も上がる。
 - ICTの取組推進により各種ソフト・機材の購入及びリースで年間の会社経費が大きく増えている。

(資材価格の高騰、労務費の上昇)

- 固定費、外注費、資材費の高騰により利益が生まれにくい。
- 資材費、労務費、外注費がかなり高騰しているのに全く反映されていない。そのうえ経費の掛かるシステム導入なども必須とされてるし、事務所の光熱費等維持費も上がっているのに経費も上がってない。これで利益を出すのは相当難しい。
- 人件費の上昇、資材の高騰、設計価格に実績価格が反映されるまでのタイムラグもあり適正な利益を確保することが難しくなっている。
- 物価高騰により工事原価が上昇しているが、工事価格に原価の上昇分が十分に反映されていないため、結果的に利益を圧迫してしまっている。
- 資材の高騰、労務費の高騰の為、原価率の上昇があるが、官庁工事は、工事費の実績値に予定価格が付いてこれていない状況があり、民間工事に於いては原価率の上昇分をを価格に転嫁出来ない。
- ICTの取組推進により各種ソフト・機材の購入及びリースで年間の会社経費が大きく増えている。

(発注時期の平準化、低入札価格の引上げ等)

- 公共工事の発注時期が平準化されていないので、繁忙・閑散の差が大きく、安定した利益を生むことに困難を感じる。
- 低入札調査基準価格が低すぎて利益がでない。変更時も当初の落札率がかかるので、変更すればするほど赤字となる。
- 資材が官積算単価よりも高い場合もある中で、受注競争により低い落札率で受注する案件も少なくない。企業の利益を確保する為にも最低制限価格の一般管理費等率を再度見直してもらいたい。

(関係機関との未協議・未調整)

○発注時における対外的な協議・調整が済んでいないケースが散見され、受注後の待機時間が延びる傾向がある。結果として、余計な経費が高んでしまう点が問題であると感じる。

(厳しい施行条件、仮設費用の計上)

- 災害復旧工事関連は現場条件が厳しい箇所が多いため赤字になるケースが多い。
 - 湧水や地滑り等の予期せぬ事象に、仮設費が増大となり利益が低下する。仮設費として適切に増工してもらいたい。
- 足場工について、以前より実勢と乖離があったが、現状では設計の2倍以上となっており、歩掛を見直してもらいたい。

(民間工事)

○民間工事は物価スライドを認めてもらえないケースが多く、工期が長い工事は利益減となるケースが多い。

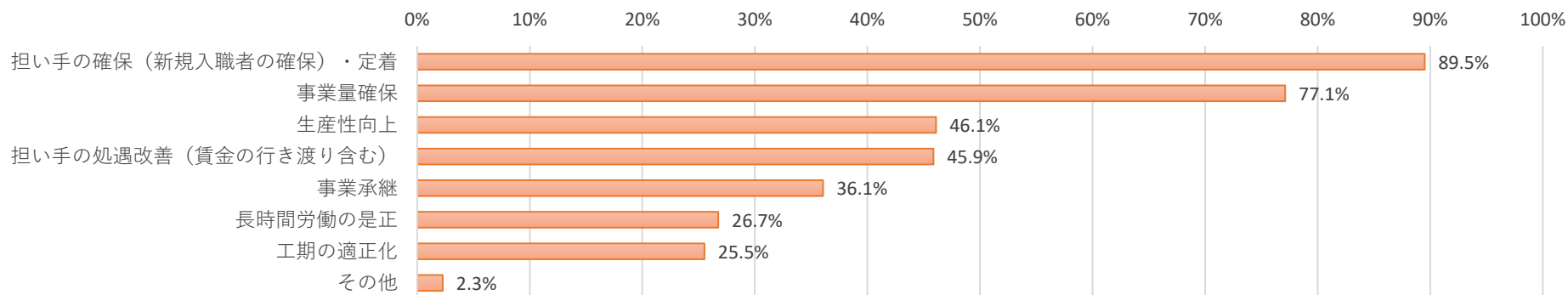
3. 地域建設業の持続性確保

Q49 貴社が今後も地域建設業として持続性を確保していくために課題として考えていることは何ですか（複数回答可）。

○地域建設業として持続性を確保していくために課題として考えていることは「担い手の確保・定着」が9割弱（89.5%）と、最も多くなっている。

次いで、「事業量確保」（77.1%）、「生産性向上」（46.1%）、「担い手の処遇改善」（45.9%）の順となっている。

持続性確保のための課題



「その他」として記載された主な内容

（担い手の確保）

- 人材の確保が一番の課題となっている。若手がなかなか入ってこない。
- 技能者の高齢化が深刻である。積極的に担い手確保に手当て（方策）が必要だと感じる。
- 従業員の平均年齢が高く、今後、新規入職者が入らないと技術者がいなくなってしまう、事業の継続にも影響が出かねない。
- 建設業の魅力を若年層から高校生まで定期的に伝える必要がある。
- 建設業の社会的地位向上、魅力的な産業であることをアピールする必要がある。
- 事業承継を行いたいと考えているが、承継する後継者がいない。

（事業量の確保）

- 事業量が確保されなければ、人員整理につながり災害対応が迅速にできなくなる。
- 継続的な工事量が不足している。工事量が多くなれば人員不足や資機材の不足が解消される。
- 担い手を育成したいが、育成の場が無い(工事受注が厳しい)。

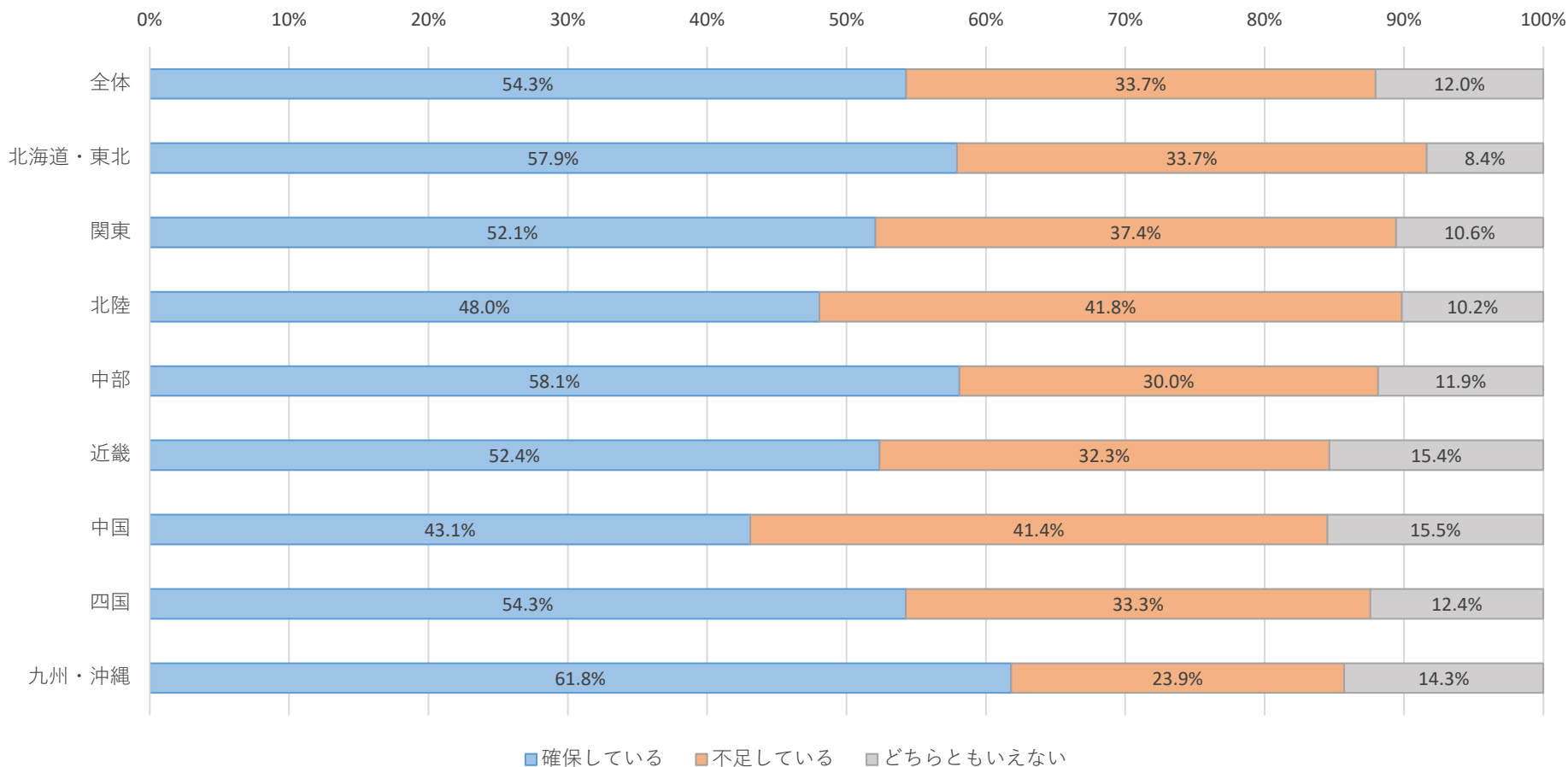
（評価項目の見直し・適正化）

- DXやGX、脱炭素への取組みを積極的に行っているため、工事評価の加点項目としてもっと取り入れてほしい。
- 中小の建設業者は、生き残るために得意工種を伸ばすなど、特色を出そうと努力をしているが、それが公共工事の入札条件に反映されることが非常に少ない。そのような企業努力がむくわれる入札制度の改善を望む。

Q50 貴社が、（災害時や降雪時の緊急対応体制を含め）人員・機材等を維持する上で必要とする受注量は確保されていますか。

○人員・機材等を維持する上で必要とする受注量の確保について、全体では「確保している」が5割を超えている（54.3%）。ブロック別では、「北陸」「中国」が「不足している」（41.8%、41.4%）の割合が高くなっている。

人員・機材維持のための受注量の確保



Q51 「不足している」、「どちらともいえない」と回答された方に伺います。
「不足している」、「どちらともいえない」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

(受注の確保)

- 安定した工事の受注ができていないため、資機材の確保が難しくなっている。
- 安定的な受注量がないと人員や機械にお金をかけることができない。
- 維持経費は増えているが、それに見合う受注量の確保は、年々、競争激化や発注量の減少で苦しんでいる。
- 固定費分の利益が確保できるだけの受注量が確保できない。
- 受注量は確保できているが、除雪業務をやっていて、除雪作業の無い日の待機料が確保できないと人員を確保できない場合がある。
- 閑散期の工事量が確保できない、地元地域での事業がほとんど無いなど、直接的に経営に影響している。人員・機材を遊ばせることになるが、減らすことができない。固定費が維持できるよう年間で安定して受注できるようになると良い(契約や工期を協議して決めるなど)。

(重機維持費の確保困難)

- いつ起こるかかわからない災害に対応するための機材等の稼働率は著しく低いが、維持費は年間にかかるため負担である。
- 災害時に必要な建設機械(重機含む)をレンタル対応するのであれば特に問題は発生しないと思うが、果たして災害時の建設機械が速やかに手配できるかが問題である。建設機械を自社所有するのであれば、損料等経費が高みます。人員についても自社作業員にて対応するのが敏速だと考える。まずは、建設機械を公的機関が所有する。又は災害協定を結んだ業者が所有する建設機械損料等の費用分を費用負担してもらいたい。
- 降雪不足により、リース料、修理費、待機料がカバーできない。
- 機材の高騰のため、維持費が1.5倍～2.0倍必要になっている。

(担い手の確保)

- 機材が古くなっているが、売り上げが悪くなっている昨今、買い替えができない。作業員の高齢化が進んで人員が確保できない。
- 降雪時の除雪オペレーターが高齢の為不足している。若い担い手が、深夜等の除雪作業を拒否する傾向にある。
- 高齢化が進み、機材があっても人員が少ない。
- 機材は確保出来ているが、十分な人材の確保には至っていない状況である。
- 作業員の高年齢化で、災害時(休日夜間)緊急出動は非常に厳しい。
- 緊急対応体制で人員を確保するために稼働中の現場から動かせる人員が不足している。対応のために稼働中の現場を止める必要がある。
- 若い世代の入社が3～4年なかった。60歳代の労働者・技術者の退職者が増えており、結果として、工事受注が出来ない。
- オペレーター、作業員の不足がある。
- 受注量の低下に加え、自社の従業員の高齢化や若手人材の確保が難しいことが課題になっている。

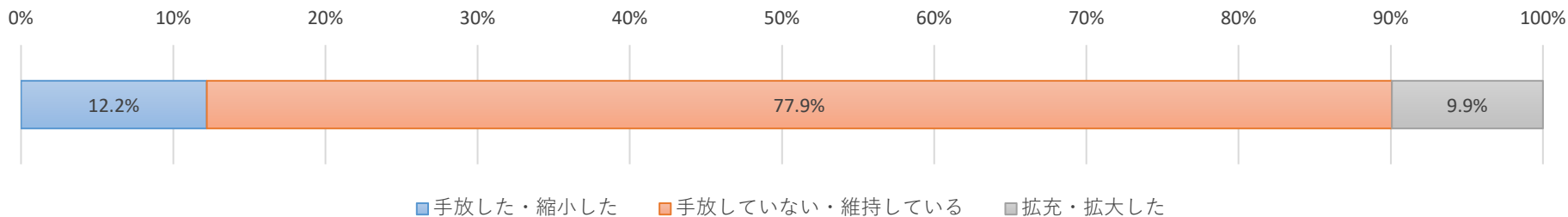
(その他)

- 地元だけでは必要な受注量が確保できず他地域の工事に参入しているため、地域内に災害時に対応するための重機等の設備や人員が確保できない時期がある。

Q52 直近3年間（令和3年7月1日～令和6年6月30日）において、人員や機材を手放したり、業務規模を縮小しましたか。

○過去3年において人員や機材、業務の規模を「手放した・縮小した」が1割強（12.2%）となっている。
「手放していない・維持している」「拡充・拡大した」の回答割合合計は9割弱（87.8%）となっている。

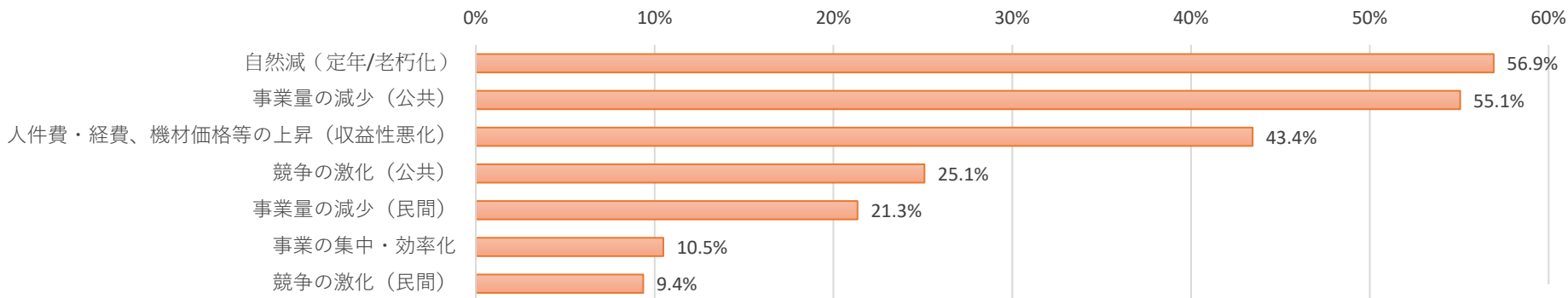
過去3年間の人員・機材の状況



Q53 「手放した・縮小した」と回答された方に伺います。手放した・縮小した要因は何ですか（複数回答可）。
※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○手放した・縮小した主な要因は、「自然減」が5割強（56.9%）、と最も多くなっている。
次いで、「事業量の減少（公共）」（55.1%）、「人件費・経費、機材価格等の上昇（収益性悪化）」（43.4%）の順となっている。

人員・機材縮小の要因



Q54 地域建設業の持続性確保について問題に感じていること等がございましたら、自由にご記入ください。

(担い手の不足、高齢化)

- 地方では人口減少、担い手不足、高齢化が顕著に進んでおり、災害対応、除融雪の対応等が年々難しくなっている。
- 地域で次世代の担い手はどの産業においても不足する状況がみえている。建設業だけが持続可能となることは難しく、まずは地域一体が健全に活況となることが大前提だと考える。その上で、建設業が必要な事業（インフラの老朽化対応は喫緊の課題だが）や災害対応を続けられるような体制を維持するには、行政側・事業者側それぞれが個々に努力するのは限界となっており、地域建設業が協同して事業を進めていくような仕組みや、人材が不足している・余裕のある企業間で需給調整ができるような違法とならない仕組みを作ることが必要である。
- 道路での建設機械操作には大型特殊の免許も必要になり、運転免許でも複数取得する必要がある。現在の教育訓練制度だけでは免許を取得してもらいにくい環境である。
- 技術者、オペレーター等の高齢化、担い手不足が進んでいる建設業者が多く見受けられる。
- 建設業が魅力ある産業になり就労者を増やすためには、労務単価を上げることが必須と考える。

(事業量の確保)

- 地域建設業においては、人手不足の深刻化が顕著であり、特に若年層の入職者が少ないことが問題、かつ、高齢化が進むにつれ担い手不足はさらに顕著になると考える。事業が安定的に確保されることで、技術力の維持・向上が図られるので、中長期的な安定した事業量確保が課題と考える。
- 受注高が増えなければ、新規入職者が将来性を感じにくいと思われるし、労働意欲のある中高齢就業者が多く在籍する企業もあるなかで会社の現状を維持することも難しいと思う。
- 今年発生した能登半島地震を見ても、地域に一定数の防災機能（人員・機材等）を有することは大変重要だと感じる。地域建設業がその機能を維持していくために、安定的で最小限の事業量は確保してほしい。
- 降雪地域の地域建設業者として除雪体制が組めるある程度の公共工事の事業量の確保を強くお願いしたい。
- 地域建設業の持続性確保について大切だと考えることは、毎年安定した発注件数が確保されることだと思う。ある年に突然発注件数が増えて翌年急に下がるなど不安定になるのも経営のバランスが崩れて問題になる。そういったことも踏まえて、官民一体となって持続性確保（安定）に取り組むことが重要ではないかと感じている。
- 国の政策は市町村レベルまで行き届いていない。地域間格差、発注時期の平準化の問題が解消されないと、限られた人材・機材で今後個々の企業努力だけで維持していくことは難しいと考える。発注者においても技術者人材が大いに不足しており、受発注いずれの担い手も不足、危機感を募らせている。
- 自社施工の会社なので起動力には、自社施工しない会社よりも自信があるが、確実に重機の維持や車両の維持の負担が大きい。その維持が確保できるように継続的に受注できるように努力を評価してほしい。

(適切な設計、積算)

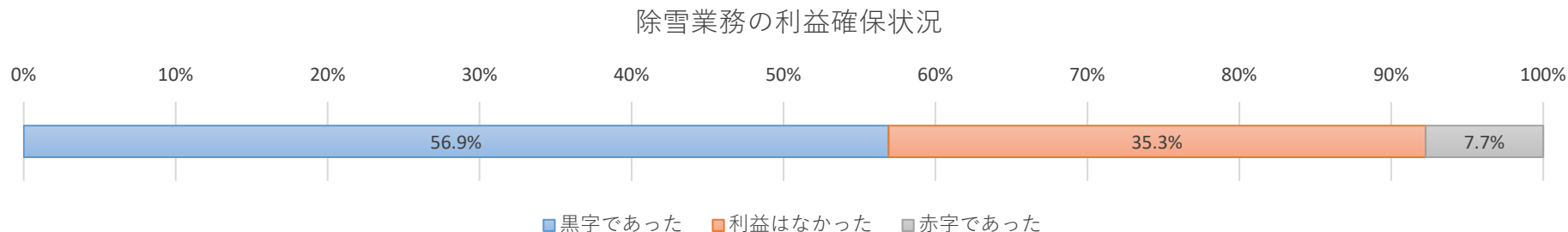
- 発注者が強いている設計変更を伴わないサービスの業務を適切に積算計上してもらえないと、元請企業の適切な利益が阻害されたり、下請の適切な利益や末端作業員への賃上げが阻害され、災害対応を含めた必要な事業量が維持できなくなると思われる。
- 適正な工事価格の設定。土木工事は『単品受注生産』であり自然環境に大きく左右される仕事である。そのため設計・計画は現場条件をしっかりと把握、理解した上で行ってほしい。また事前に把握が難しい事項については、柔軟かつ適正な変更対応をお願いしたい。

(適切な企業評価の実施)

- 中小の建設業者は、生き残るために得意工種を伸ばすなど、特色を出そうと努力をしているが、それが公共工事の入札条件に反映されることが非常に少ないと思う。そのような企業努力がむくわれる入札制度の改善を望みたい。
- 地域の協会に属して災害協定を結んでいる業者には優先して仕事を回していくような政策を早急に作ってほしい。
- 緊急時の体制・能力が真に評価されていない。

Q55 直近3年間（令和3年7月1日～令和6年6月30日）に除雪業務を受注した方に伺います。直近3年間を合わせた除雪業務の採算性はどうか。

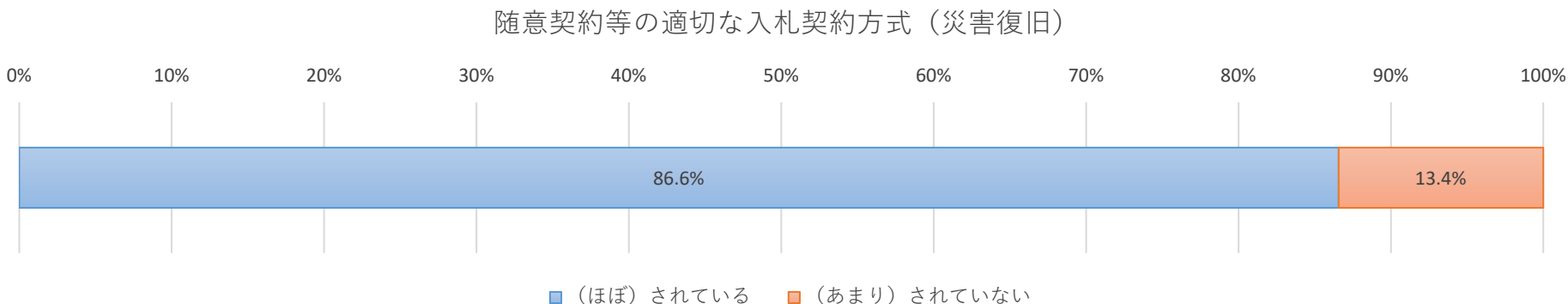
○除雪業務の採算性について、「利益はなかった」「赤字であった」の回答割合合計は4割強（43.0%）となっている。



4. 災害時における対応

Q56 直近3年間（令和3年7月1日～令和6年6月30日）に災害復旧工事を受注した方に伺います。運用指針では災害復旧工事の緊急度に応じて随意契約等の適切な入札契約方式を選択・活用することとされています。貴社が受注した災害復旧工事は、適切な入札契約方式が選択・活用されていますか。

○災害復旧工事の適切な入札契約方式の選択・活用について「（ほぼ）されている」が8割台半ばとなっている（86.6%）。



Q57 除雪業務についての問題点や要望する施策等がございましたら、お聞かせください。

(事業者負担の軽減)

○市町村の除雪は1回から2回が平均だが、除雪用機械は4ヶ月張り付けたままなのでその間使えないため割に合わない。機械の拘束費用等をお願いしたい。

○除雪機械の維持費・更新費が確保できない。除雪機械の保有に係る業者の負担の軽減をしてほしい。

○重機の経年劣化に伴う必要な修繕費が高騰し、現況の固定費では原価償却の関係で固定費の価格が年々少なくなる制度になっている。古くなった重機でも適正に維持していける費用制度を検討して頂きたい。資機材等を一括借り上げる等、業者負担の減少を考えてほしい。

○全台貸与機械にしていただきたい。冬しか稼働しない機械を維持していただけても大変な負担である。地域の担い手としての誇りにかけて継続している側面もあるのが現状である。

○除雪に関しては発注者(町)から機械を貸与する形にしてほしい。地域住民の為にも人的な協力は可能な限りしたいとは考えているが、現行の機械が故障したら請け負うことは出来ないのが実状である。

○降雪が多い時に備え、人員・機材の確保はしているが、降雪が少なかった時であっても経費はかかるので、利益が少ない年もある。最低保証金額が待機人員・機材を維持できる金額であってほしい。

○不稼働日、時間が少ない時は、待機料が支払われて助かっている。今後も人員確保の為、この制度は継続してほしい。

○保険料の負担は受託者にとって大きいため、例えば出勤回数ゼロ回の機械(拡幅用ロータリーなど)に関しては任意保険料の何割かを補填するなどの対策を盛り込む等、除雪業務契約約款を改訂するべきだと思う。

(除雪実施中の通常工事への配慮)

○除雪業務はあくまで一時的な業務で、通常の建設業の受注量が下がれば除雪作業は行えなくなる。

○除雪業務の稼働に対する採算は問題ないが、除雪作業を目的とした人員はいないので、除雪する場合は他の業務(工事)を休止する等除雪業務がある場合の他の業務(工事)への影響が大きい。

(積算等の改善)

○採算性は黒字ではあるものの、除雪自体が危険を伴う作業であるため、会社独自で特別手当を支給しており、単価自体が安いように感じられる。生活道の除雪は、午前8時以前や午後5時以降まで作業することもあり、時間外の単価も設定してほしい。

○除雪前のパトロールに予算が付くと良い。除雪が必要か必要か否かの判断にも人件費はかかる。

○早朝より連続して緊張を伴う仕事であるため、オペレーターの消耗が激しい。特に若い人はやりたがらない。しっかりとしたインセンティブ等が必要であるとする。

○稼働時間での精算において、実働時間と精算時間の差が大きい。10分単位で切り捨てられてしまう。

○休日に対する労務補正が無く、連絡報告管理を行う経費が計上されていない。

(維持管理業務との組合せ発注)

○除雪シーズンは、公共インフラの維持工事(圃場の用水工事、河川の防災、減災工事など)などを合わせられるような仕組み(冬期のみ地域共同体のような仕組み)をつくる必要がある。維持作業と除雪作業の融通がきくような工程を組み、除雪業者の維持を考えてほしい。

Q58 災害復旧工事についての問題点や要望する施策等がございましたら、お聞かせください。

(現場条件に即した積算、設計)

- 受注者側が損失を被ることが多々みられる。
- 設計が決まっていない場合が多く、一般の工事より手間が掛かるので、その経費をきちんと計上してほしい。災害復旧工事については殆どが利益確保できなかつたり、赤字工事となる場合が多い。仮設工事は任意にしないで、出来高変更してほしい。
- 設計変更が認められず、建設会社側が損失を被る機会が多い。入札不調な案件を多数合算して発注するので、積算時の経費が全く合わない。
- 概略発注されているため、現場との乖離が見受けられ、受注業者が損害を被ることが多い。
- 災害復旧工事の仮設工の設計が現地と合っていないと十分な費用計上となっていない。
- 現場条件が悪い場所ばかりなので、燃料代や通勤時間、材料の運搬費、安全に作業するための仮設費をもっと考慮してほしい。
- 仮設に関する積算が過少な場合が多く、緊急性を要する災害現場では通常工事以上に仮設工事の積算を現場状況にあった対応とすべき。
- 緊急を要する入札によらない工事において、一刻も早い復旧に向け、夜を徹して作業したにもかかわらず工事金額に反映されず、持ち出しの場合が多い。また、工事成績も低く評価される。そもそもこのような工事に成績を付けることが間違っている。

(柔軟な設計変更)

- 初動の応急工事等は小規模なものが多いので、実績積み上げによる工事費の算出を望む。また、本格的な復旧工事においては、現場条件に即した仮設工の計上を求めると共に、通常工事と同様な設計変更が出来るよう柔軟な対応を求む。
- 概略設計での発注のため、発注者側は柔軟な対応で受注後の変更協議に対応してほしい。
- 行政の災害査定後の災害復旧工事では、現場条件の変化や資材調達の長期化などで、当初設計の変更を協議しても、柔軟な対応が困難な場合が多い。現場の実情に合った設計変更ができるようにしてほしい。
- 災害工事は特に変更が難しいのでしっかりした仮設計画を作成して発注してもらうことが大前提だと思う。そのためには設計段階で実務経験が豊富な建設会社の技術者に意見を聞いてもらいたい。

(適切な精算、支払い)

- 災害復旧工事は、後々の随意契約入札が多く、それまで建設会社側が損失を被る機会が多いため、仮前払金や、仮清算など、施工業者が落札前でも資金を請求できる制度が必要である。
- 緊急を要する災害復旧については従来かかった費用しかもらえていない。災害復旧を優先するために他の現場を作業中止とした時の目に見えぬ経費まで検討してほしい。
- 会社は週休2日制なのに対して工事は土曜日も施工しなくてはならず、休日出勤手当を余儀なくされる。しかし単価の中の労務費は割り増しが無いので、適正利益が確保できない。

(その他)

- 現状復旧の考え方を転換すべきではないか。将来的に起こり得る災害に対応した設計とすべきである。
- 初動連絡が入る際、災害対応での要請なのか、維持管理での要請なのか判断出来ない。連絡の際にどの発注形態か明確にしてもらいたい。

5. 建設業界が抱える課題

Q59 現在、建設業界が抱えている諸課題の解決に向けて、特に取り組むべきことや要望事項等がございましたら、お聞かせください。

(事業量の確保)

- インフラ整備への投資拡大、公共事業費の確保。最低制限価格の見直や、単価引き上げを行い利益確保できる工事発注を望む。
- 労務単価・経費率・最低制限価格等の上昇を強く望む。適正な利益を上げる事が出来てこそだと思ふ。
- 従業員の待遇を良くしたいと思うが、これだけ工事量に増減があつては、企業も思い切った賃上げ、待遇改善、設備投資、少人化のためのICTの導入が出来ない。平準化した工事量の確保をお願いする。
- 小規模工種や、一部の歩掛については採算の合わないものが多数存在している。官積歩掛と実勢歩掛とに著しい乖離が生じるものについては協議により見積単価の採用等、積極的に対応してほしい。
- 図面作成や数量計算書の作成は発注者の責務である。やむを得ず受注者側で対応することは致し方ないが、国土交通省以外の官庁発注工事においても付加的業務として対価を支払っていただくことを切に願う(国土交通省の工事ではすべての工事において支払ってもらっている)。
- 残業ゼロに取り組む姿勢を業界全体で拡大させ、かつ他業種に示すべき。また、SDGsや脱炭素などの環境へ配慮した取り組みが世界規模で注目されていることから、国や都道府県で環境保全への取組みに積極的に投資すべきである。

(担い手の確保)

- とくかく担い手の確保に尽きる。若い人が建設業に魅力を感じていない。入職者を増やす施策をより強力に進めてほしい。
- 圧倒的に人材不足の為、魅力のある業界にするようイメージアップを図るべきである。
- 建設業において担い手確保は急務である。休日の確保も重要であるが、やはり労働に対する十分すぎるほどの対価が必要ではないか。
- 一番の課題は技術者不足で、その確保に頭を悩ませている。現場事務所をはじめとする作業環境の改善、賃金の改善も実施しているが、なんといっても建設業を志す若者の絶対数の減少である。それに加え、せっかく育て上げた人材、これから建設業者の第一線で活躍を期待している矢先に、コンサルタント業者に転職されてしまう。
- 技術者は、工事の安全・品質・工期・予算・近隣対応とやるべき事が多すぎる。現場の技術職の仕事量、責任量を減らす、分散させなければ、現場の技術職が増えるはずがない。
- 現場の技術者は本来の工事管理に加えて事務的な書類や近隣住民対応や予算管理など、資格が必要なうえに多くの経験や知識が必要な責任が重く負担の大きい仕事になってきている。

(戦略的な広報活動)

- 建設業の必要性をPRしてほしい。適正な利益を確保できなければどこかに無理(品質や安全等)が生じ将来的には大きな損失になることを理解していただけるようにしたい。
- 台風、地震、洪水などの災害がひとたび発生すれば、真っ先に駆けつけるのが地域の建設業者である。マスコミや報道でも建設業者の貢献を取り上げられることが非常にまれである。行政としてのPRをお願いしたい。
- ニュースで悪いことをした人の職業に建設作業員や土木作業員と声と文字で表しますが、イメージが悪くなるので会社員やアルバイトにしてほしい。真面目に建設業の仕事をしている人が多い中、建設業の印象が悪くなる。

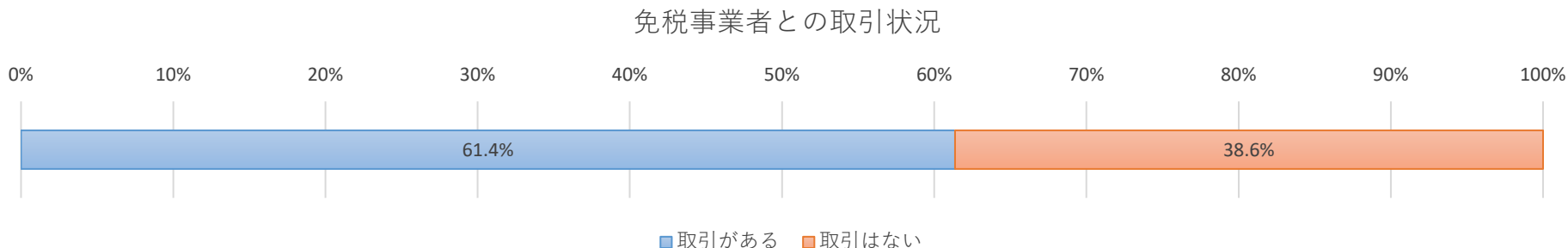
(DX・ICT、週休2日)

- DX化(ICT施工、IT化、CIM内製化)に取組まなければならないが、IT人材不足が課題である。
- DX化が進む中で、ランニングコストが掛かりすぎるので、もっと補助金制度を緩和してほしい。
- ICT施工のために機材を購入しても、県や市レベルでは予算が無く費用負担が出来ない為、活用はしないしてほしいと言われてICT施工を企業努力で行っているのが現状であり、国交省の考えとは乖離している。
- 発注者が先頭に立って工事に必要なソフトの開発を行い全事業者に使用してもらえば高額なソフトを購入・リースしなくても良い。
- 官公庁工事では「週休2日制」がほぼ普及してきたと思われませんが、民間工事ではまだまだだと思ふ。

6. インボイス制度への対応状況

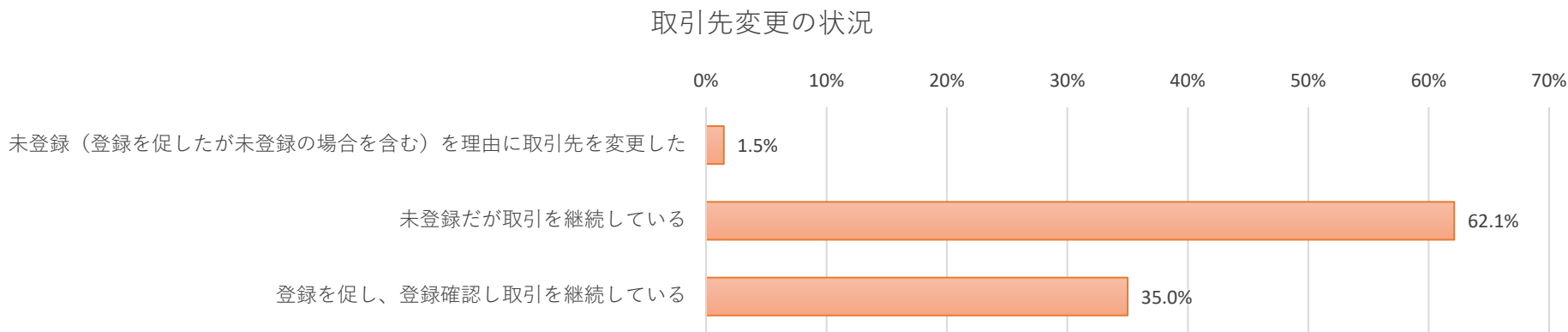
Q60 令和5年10月より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されましたが、貴社は免税事業者（課税売上高1000万円以下等）との取引はありますか。

○免税事業者と「取引がある」と回答した割合は6割強（61.4%）となっている。



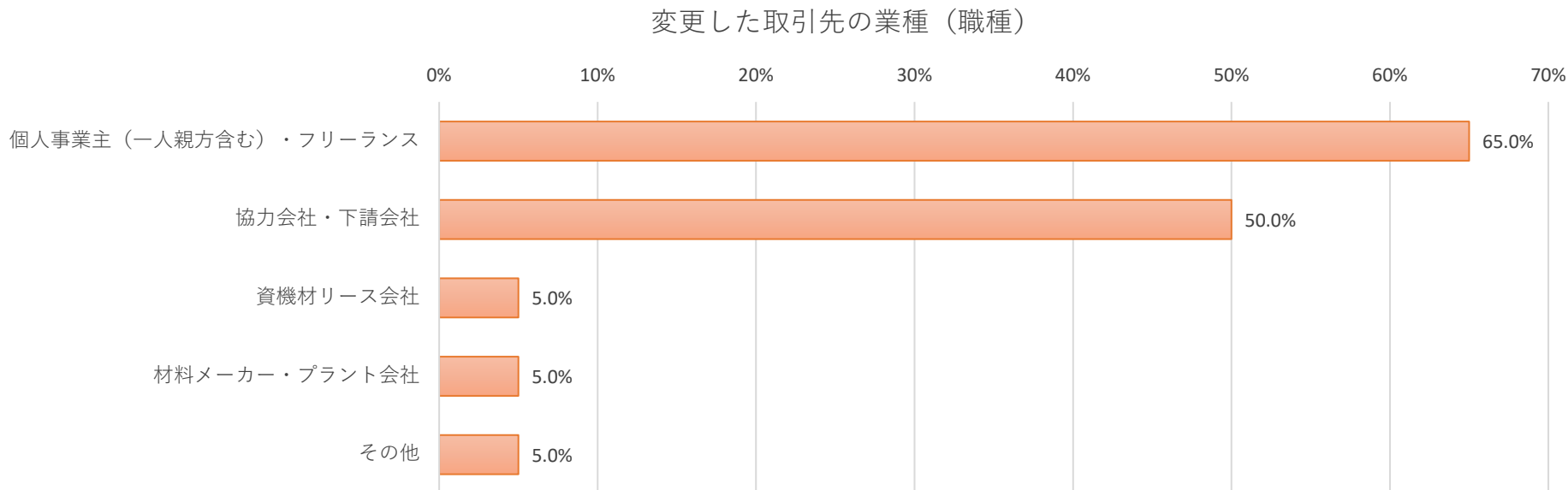
Q61 「取引がある」と回答された方に伺います。取引先がインボイス発行事業者に未登録なことを理由に、取引先を変更したことはありますか。また、取引先に登録を促したことはありますか。

○「未登録を理由に取引先を変更した」と回答した割合は1.5%となっている。
「未登録だが取引を継続している」と回答した割合は6割強（62.1%）となっている。



Q62 「未登録（登録を促したが未登録の場合を含む）を理由に取引先を変更した」と回答された方に伺います。変更した元取引先の業種（職種）は何ですか。

○未登録を理由に取引先を変更した業種（職種）は、「個人事業主（一人親方含む）・フリーランス」が6割を超えている（65.0%）。



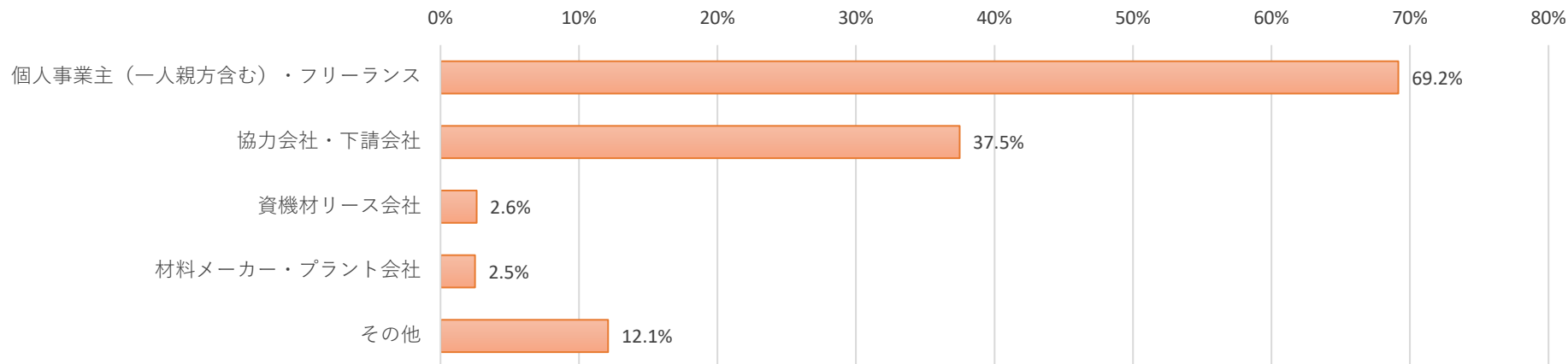
「その他」として記載された主な業種（職種）

- 左官・型枠大工
- とび土工業
- 型枠大工業
- 木材加工業
- 設備修繕業
- 大工・左官業
- 資材仕入先・材料販売店

Q63 「未登録だが取引を継続している」と回答された方に伺います。継続した取引先の業種（職種）は何ですか。

○未登録だが取引を継続している業種（職種）は、「個人事業主（一人親方含む）・フリーランス」が7割弱（69.2%）となっている。

継続した取引先の業種（職種）



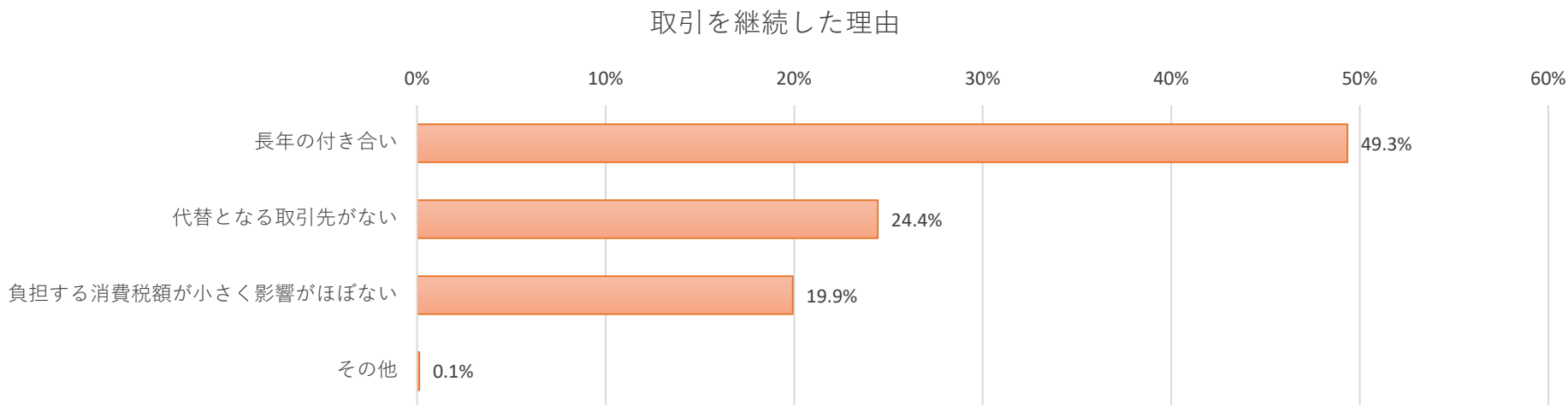
Q64 前の問いで「個人事業主（一人親方含む）・フリーランス」、「その他」と回答された方に伺います。取引を継続した具体の業種をご記入ください。

「その他」として記載された主な業種（職種）

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| ○左官業（76件） | ○塗装業（9件） | ○自動車整備業（4件） |
| ○大工業（73件） | ○コンサルタント（9件） | ○施行監理（3件） |
| ○土木業（24件） | ○石工業（8件） | ○建築士（1件） |
| ○飲食業（24件） | ○内装業（8件） | ○施工図作成（1件） |
| ○とび・土工（17件） | ○オペレーター（8件） | ○IT個人事業主（1件） |
| ○個人商店（16件） | ○設計業（8件） | |
| ○型枠業（11件） | ○造園業（7件） | |
| ○電気業（11件） | ○板金業（5件） | |

Q65 「未登録だが取引は継続している」と回答された方に伺います。取引を継続した理由をご記入ください。
※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○未登録だが取引を継続している理由は、「長年の付き合い」が5割弱（49.3%）、「代替となる取引先がない」が2割台半ば（24.4%）となっている。



「その他」として記載された主な内容

（技術力等）

- 確かな技術力があるため。
- 腕が良いため。

（信用力）

- 地域にとって重要な商店であり、代替えとなるものでないため。
- 必要な人材であり、他に代え難いため。
- 信用が大事であるため。

（人手不足）

- 左官工が不足しており、代わりがないため。
- 交通誘導員の確保が難しいため。

（その他）

- 取引先が申請中で猶予期間中のため。
- インボイス制度が強制ではないため。

Q66 インボイス制度について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

(事務量の増加)

- 事務作業が煩雑となり、大きな変化を感じている。インボイス制度は公平な納税の意味ではとても重要と考えるが、事務処理面の負担軽減を検討してほしい。
- 事務手続きの量が増えるため、企業にとっては制度自体に疑問を感じる。
- 事務量が増加しただけである。利益を圧迫するので、事務手間を簡素にするようにしてほしい。
- 経理が複雑になるため、事務負担が大きい。もっと簡単な消費税の仕組みにしてほしい。
- 確認作業等により、経理事務負担が増加した。
- どこでも人手不足が深刻化しているところに、事務量が増えてしまい、本当に大変である。
- インボイス制度が複雑なために事務負担が大きい。
- 適格請求書の記載要件があるが、追記の作業、又は追記されているかの確認等、事務作業が煩雑化した。インボイス制度対応を機にWEB上からダウンロードする必要がある等の手間も増えた。

(取引先の選別困難)

- 経過措置が設けられているが、個人事業主との取引が不利になると考える。
- インボイス制度を実施するなら、すべての取引先に対して行うべきである。
- 職人や技術者の不足により、未登録業者との取引を継続せざるを得ず、消費税の負担が増えている。
- 免税事業者を撤廃し平等に課税するようにし、簡素化してほしい。
- 離島の限られた地域で建設業に携わっているので代替えとなる取引先が無い。また、高齢の職人さんも多く、(対応を依頼するなどの)無理を言えない。

(その他)

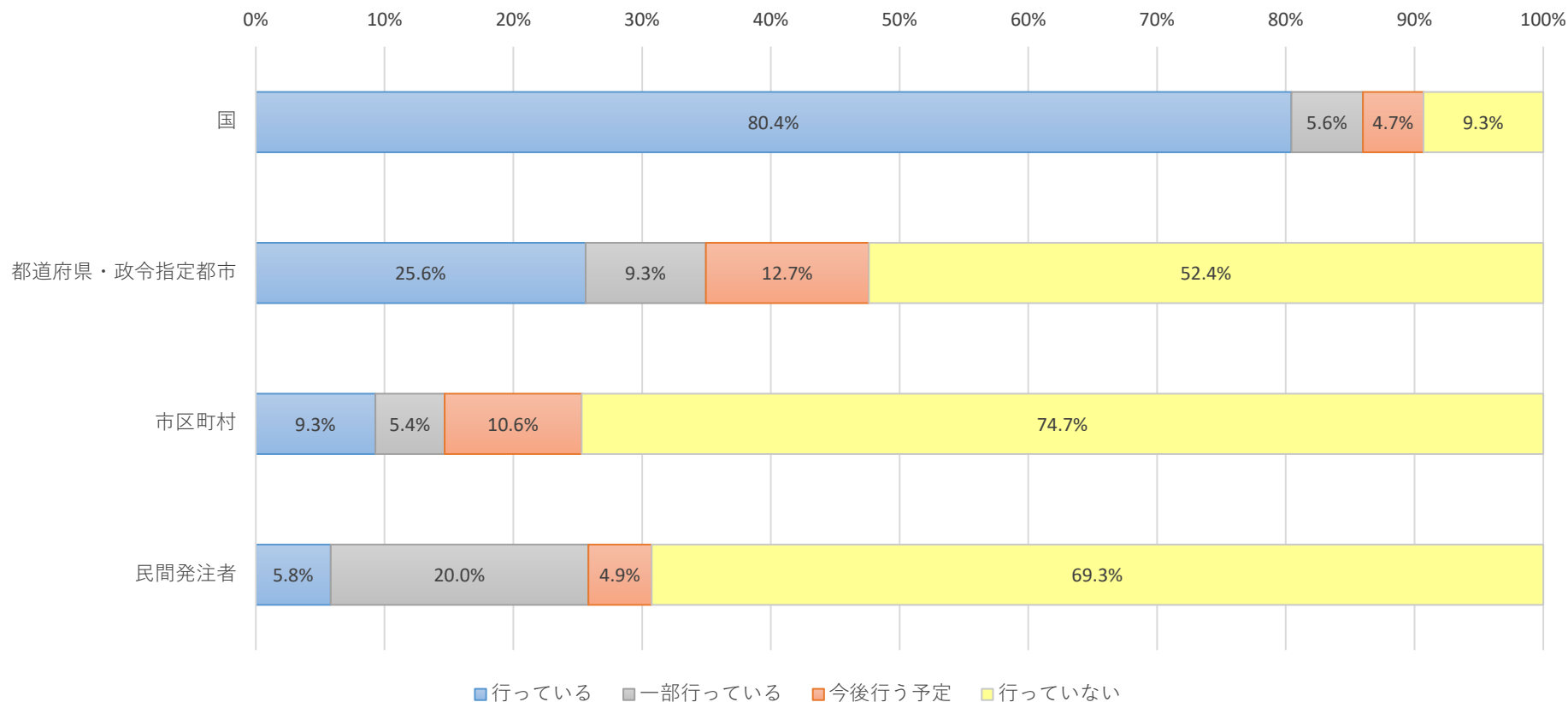
- インボイスの発行方式が各社バラバラであり、証憑の収集にかかる手間が大きい。
- データ保存が出来る点は良いが、そのための設備投資費用がかかる。
- 電子データの保存義務期間が長すぎるうえ、適用する範囲が広すぎて煩雑である。

7. 電子契約への対応状況

Q67 建設工事における電子契約の状況についてお聞かせください。発注者と取引する際、電子契約を利用していますか。また、利用する予定はありますか。

○国との取引では電子契約を「行っている」「一部行っている」が8割台半ば（86.0%）となっている。
民間発注者との取引では、電子契約を「行っていない」が7割弱（69.3%）となっている。

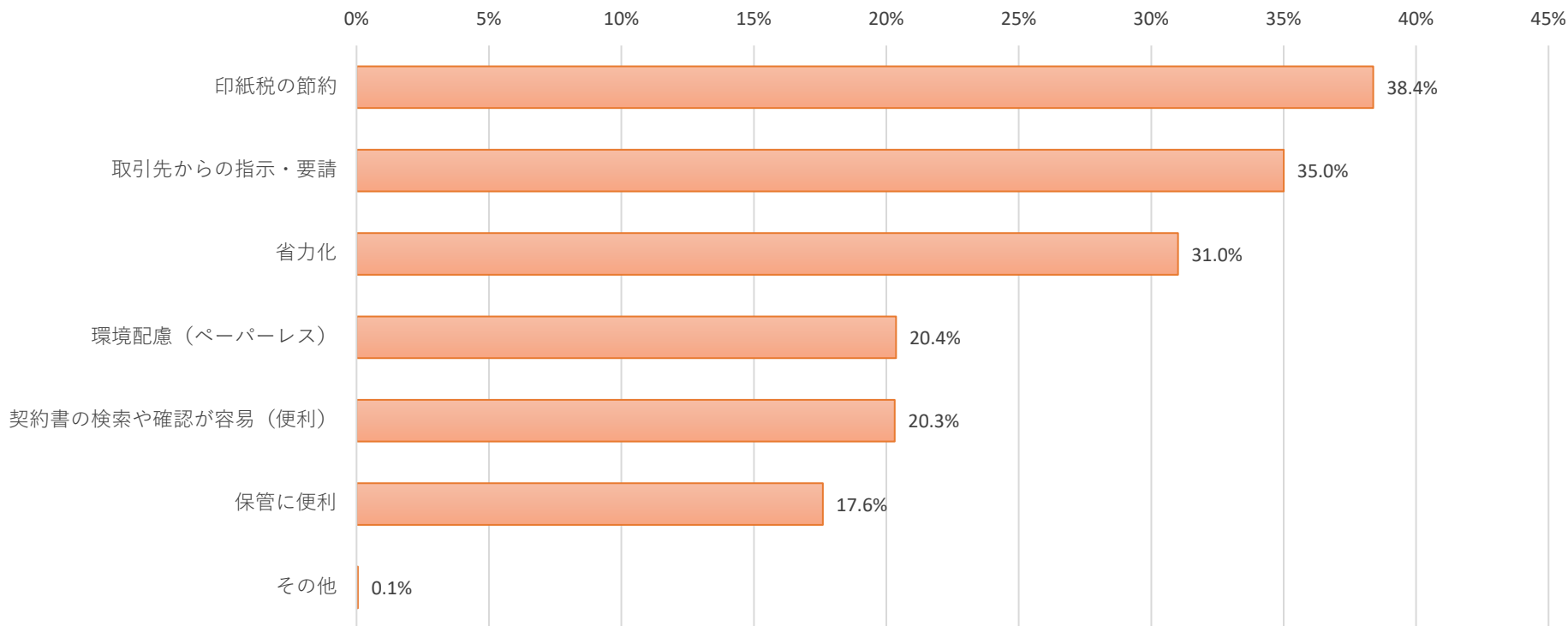
電子契約の利用状況



Q68 (発注者との取引) 「行っている」、「一部行っている」と回答された方に伺います。電子契約を行っている理由は
何ですか(複数回答可)。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○電子契約を行っている理由は、「印紙税の節約」が4割弱(38.4%)、と最も多くなっている。
次いで、「取引先からの指示・要請」(35.0%)、「省力化」(31.0%)の順となっている。

電子契約を利用している理由

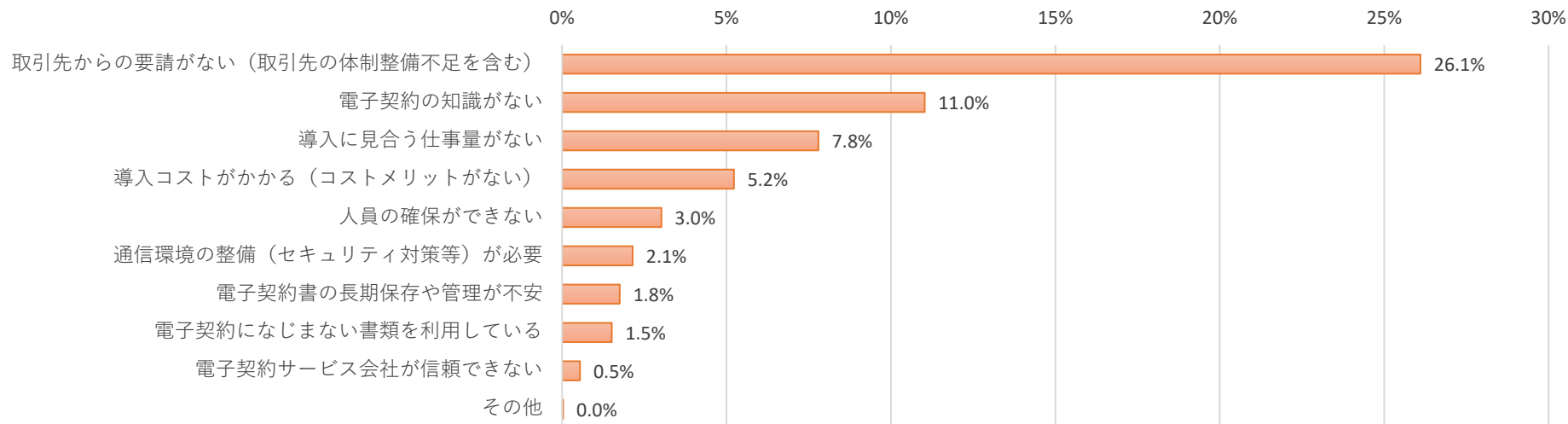


その他の回答内容：紙の契約書の作成が不要となるため、会社の方針が電子契約と決まっているため

Q69 (発注者との取引) 「行っていない」と回答された方に伺います。電子契約を行わない理由は何ですか(複数回答可)。
 ※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○電子契約を行っていない理由は、「取引先からの要請がない」が2割を超えている(26.1%)。

電子契約を利用していない理由



「その他」として記載された主な内容

(取引先からの要請なし)

- 発注者が対応していないため。
- 発注者が紙で契約しているため。

(紙の利便性)

- 紙契約の方が分かり易く、早いため。
- 紙面で保管したいため。
- (電子契約は)手続きに時間がかかるため。
- (電子契約は)書類の日付が遡及できないため。

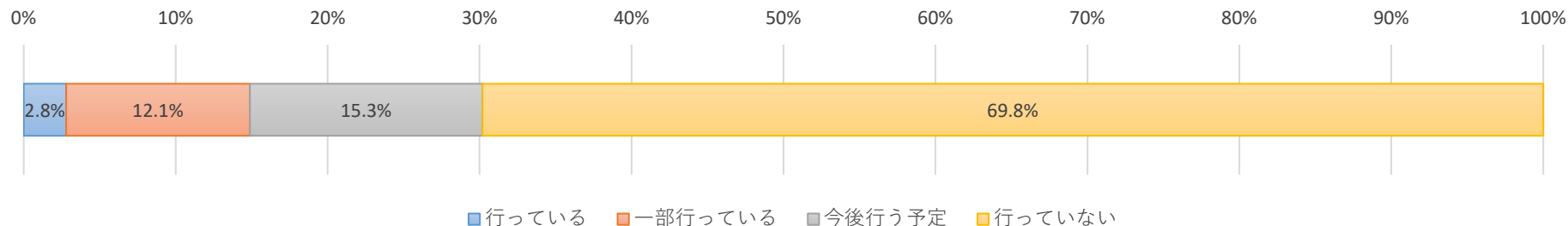
(その他)

- 今後、積極的に導入していく予定である。
- システムの検討に時間がかかっているため。

Q70 元請－下請間で取引する際、電子契約を利用していますか。また、利用する予定はありますか。

○元請－下請間取引では、電子契約を「行っていない」が7割弱（69.8%）となっている。

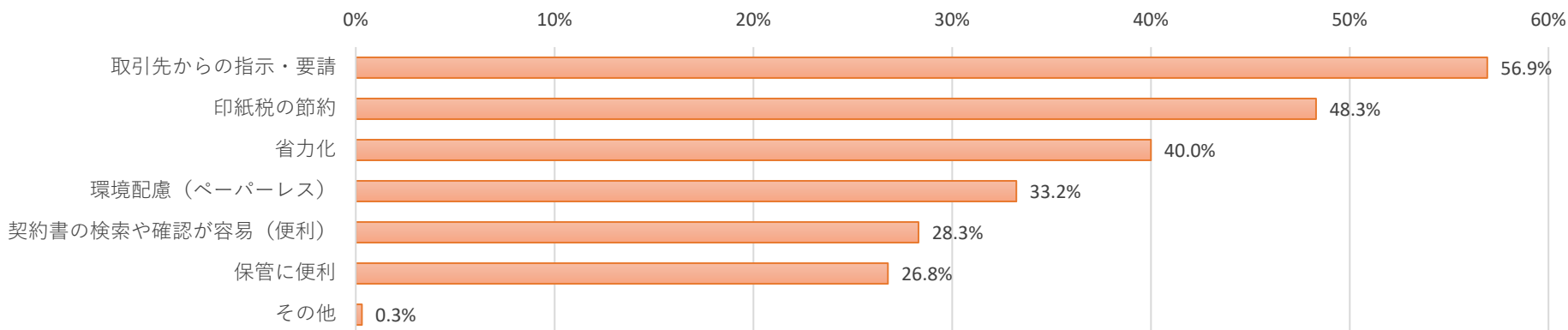
電子契約の利用状況（元請－下請間）



Q71 （元請－下請間取引）「行っている」、「一部行っている」と回答された方に伺います。電子契約を行っている理由は何か（複数回答可）。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○元請－下請間取引で電子契約を利用している理由は、「取引先からの指示・要請」が5割を超えている（56.9%）。次いで、「印紙税の節約」（48.3%）、「省力化」（40.0%）の順となっている。

電子契約を利用している理由（元請－下請間）

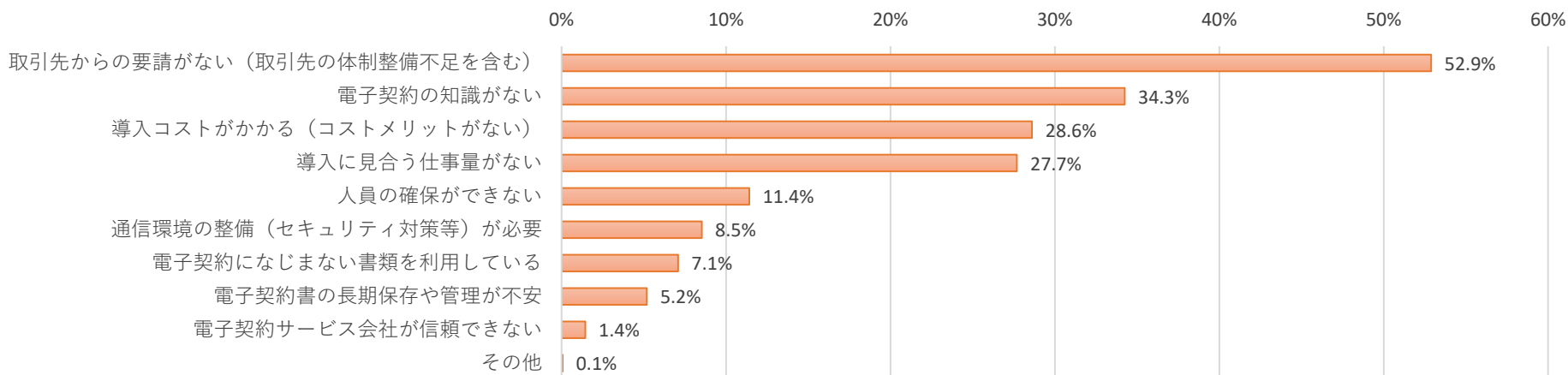


その他の回答内容：契約手続きが迅速に対応できるため、移動の手間が省けるため

Q72 (元請－下請間取引) 「行っていない」と回答された方に伺います。電子契約を行わない理由は何ですか(複数回答可)。
 ※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

○元請－下請間取引で、電子契約を利用していない理由は、「取引先からの要請がない」が5割強(52.9%)となっている。次いで、「電子契約の知識がない」(34.3%)、「導入コストがかかる(コストメリットがない)」(28.6%)の順となっている。

電子契約を利用していない理由(元請－下請間)



「その他」として記載された主な内容

(取引先が未対応)

- 下請が対応していない(対応できていない)ため。
- (電子契約は)必要と考えていないため。
- 自社以外の会社も電子契約サービスに加入する必要があるため。
- 公共発注者で定着するまでは、取引先に説明することが大変なため。

(紙の利便性)

- 紙での契約に負担を感じていないため。
- 紙での契約の方が早く、簡単なため。
- 契約書の日付が遡及できないため。
- 書類を交わす方が支払い処理が明確に行えるため。

(検討中)

- 導入を検討している。

Q73 建設工事の電子契約について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

(システムが乱立)

- 発注者毎に利用するクラウドが違うので、処理に統一感がなく不便に感じる。
- 現在、多くの電子契約サービスが林立しており、業界で統一してほしい。
- 国、県、市町村のシステムが異なり、事務手続きが煩雑であるため、同一にしてほしい。
- 下請け会社に浸透させるには、建設会社同士のシステムの共通化が必要である。建築DX化に向け、業界内での統一が必要である。

(紙と電子が併存)

- 取引先の要請で一部電子契約を行っているが、すべての取引が電子契約ではなく、結局、紙媒体で書類を整理保管しており、負担である。
- 電子契約はしているものの、契約時の資料（工程表等）は紙での提出になっている。PDFデータ等による電子での提出に変更してもらいたい。

(肯定的意見)

- さらに推進すべきである。慣れれば便利であり、思ったよりスムーズに導入し活用できている。
- 国交省の電子契約システムを利用する際、電話の問い合わせ（ヘルプデスク）を使っている。いつも丁寧に対応してくれており、助かっている。
- 県において、初めて電子契約を行った際も、紙で要項をまとめてくれて助かった。
- 電子契約により、手続きに係る時間を大幅に減らすことができている。
- 高額の印紙も必要なくなるため、公共工事なら電子契約システムにしたほうがよい。

(導入時の人的負担)

- 電子契約を行う事で、相手先に出向くこともなく、印紙も不要なことから経費の削減になる。ただ、規模の小さい会社には、電子契約について十分に周知されていない。導入するための研修も必要である。
- 電子契約自体は事務量の軽減につながり、書類の保管場所もとらずに済むので、大変効率的な仕組みである。しかし、紙の保管が不要になる反面、共有システムの構築や運用に労力が必要となる。建設業界においては、取引先の同意が必要となるため、システムの初期設定等に関する人員問題は大きな課題である。
- システム上での書類のやり取りが分かりにくく、書面の時より不便である。

(導入時の費用負担)

- 契約のために役所へ出向く必要がなく、印紙が不要になる等のメリットがあるため、県の電子契約システムを利用しようと考えているが、導入・運用に費用がかかるのであれば躊躇する。小さい企業では、費用対効果がよいシステムでないとう導入が難しい。
- メリットよりコストの方が上回る。

(公共発注者による先行導入必要)

- 県、市町村が率先して電子契約に移行しないと、企業の電子化は進まない。
- 現在、一部の市との契約時に利用しており、民間工事へも導入したいと考えているが、結局、電子契約サービス会社に頼ることが多く不安である。

(システムの利便性)

- 実際の契約日と電子契約システムで契約する日に差が生じた場合に、柔軟な運用ができるシステムにしてほしい。